

かいほう

No.
50

平成11年新年号

- ・平成10年度建設機械等損料の改正について
- ・建設機械器具賃貸業の中小企業近代化計画
- ・保有機動産総合保険のご案内
ご加入のお願い



社団法人 全国建設機械器具リース業協会

CONTENTS

年頭に
あたって

「これからの業界を担う若い後継者に望む！
新分野に挑戦を」

社団法人全国建設機械器具リース業協会会長 三瓶徳司

新春を迎えて

建設省建設経済局建設機械課長 加納研之助

改正

平成10年度建設機械等損料の改正について

近代化計画

建設機械器具賃貸業の中小企業近代化計画

ご案内

保有機動産総合保険のご案内

関係法令

● 中小企業信用保険法に係わる指定業種の指定について

● 中小企業の信用保証制度の改正等について

● 下請契約における代金支払の適正化等について

● 改正労働基準法のお知らせ

● 中小企業金融対策のご案内

● 第三次構造改善事業に係わる助成措置の手引き

お知らせ

厚生

● 全国建設機械器具リース業厚生年金基金について

● 平成10年度可発整備技術者合格者発表

● 平成10年度建設機械器具賃貸業管理技士合検者発表

● ホームページ変更のお知らせ

● 黄纓褒章・建設大臣表彰

支部だより

● 京都支部 加入についての言葉

報告

● 委員会活動報告

定款

● 協会の定款

協会より

● 協会支部名簿

NEWS



●表紙 TIME 24ビル



「これからの業界を担う若い後継者に望む！ 新分野に挑戦を」

社団法人全国建設機械器具リース業協会
会長 三 瓶 徳 司

あけましておめでとうございます。今年もよろしく願っています。

昨年は大変厳しい年でありました。想像もしなかった大手ゼネコンの倒産や株価が額面を割るなど、建設業界に不景気台風が何号も通り過ぎたような気が致します。

我々の業界においても、建設業界と同様大変厳しい経営環境でありました。今年は、これまでにない大掛りな景気対策が打たれておりますので、明るい希望の持てる一年でありますよう願っております。

政府の財政再建計画もとりあえず一時凍結し、景気回復へ政策も方向転換されたことを受け、仕事も少しづつ出始めたか聞いておりますがいかがでしょうか。

これからは、技術と経営に優れた企業が生き残るといわれており、企業を支える根幹は人でありますことから、優秀な人材を育成し、確保するかが企業の存続と発展につながるも

のと思います。

建設機械器具賃貸業は歴史の浅い新しい業種であり、我が国の経済の発展と共に建設投資が拡大され、昭和40年代より、建設工事の機械化施工の進展と建設機械の開発に追随して大きく伸びて来た業界であり、これまでの経営者と従業員が建設機械の整備技術や、経営ノウハウについて自からが体験し習得し積み上げてきたものであります。

しかし、この技術とノウハウは経営者のみのものではなく、企業と共に蓄積してきたものであり、今後引き継ぎ、新しい息吹をそそいでこそ、業界がさらなる発展をとげ、信頼される業界として認知されることになると思います。

このためには、より一層の人材の育成と、新しい時代に合った経営が求められ、これらへの対応を考えていかなければならないと思います。

すでに昨年度より取り組んでまいりました「建設機械のり

大成していただきたいと思えます。

我が業界にとって難問は山積しております。

会員にとって一番関心の深いレンタル価格については、流通委員会において議論されておりますが、個々の企業が社員に原価に対する正しい考えを持たせることが何よりであり、企業のトップの強い考えを周知させることも異常な低価格の歯止めにつながる方策とも思われます。

協会役員の御尽力のもと、少しずつではありますが努力してまいる所存でありますので、会員の皆様の御理解と御支援をお願い申し上げます。

リース・レンタルネットワーク構築のための検討委員会」での方向としては、今後の建設業界全体が新しいネットワークにより展開されていくことが間近にせまっているといわれており、建設業にとって工事の機械化施工を行う機械調達の一分野での情報システムとして、リース・レンタル情報は不可欠と望まれているものであります。

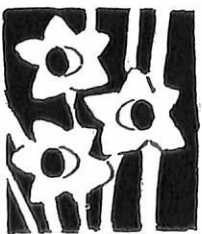
制度的な大改革がこの期に行われており、行政の施策の一つとしても建設業の構造的課題の解決に向けた新たな企業展開の促進を図ることとされており、また、国民の共通資産となる技術研究開発と情報システムの構築を推進することも重点事項になっております。

我々の業界が建設産業界から取り残されない為にも、これからのこの業界を担う若い後継者が新しい分野に挑戦し、又、先人の築いた技術と経営に立脚し、飛躍・発展することを望むものであります。

第三次構造改善事業も平成10年7月29日承認をいただき順調にスタートいたしました。

我々業界にとって中小企業近代化促進法に基づく構造改善事業はこれが最後となります。個々の企業に対する国からの助成や支援はこれまでに十分な成果を治めたと評価されており、構造改善計画の終了する平成15年3月31日をもって終わりとなります。

脆弱な企業と言われないよう最後のチャンスを活用して、



年頭にあたって



「新春を迎えて」

建設省建設経済局建設機械課長

加納 研之助

平成十一年の新春を迎え、謹んでご挨拶申し上げます。全国建設機械器具リース業協会並びに会員の皆様方におかれましては、日頃より建設行政に対しまして格別のご理解、ご協力を賜り、心からお礼申し上げます。

御承知のとおり、我が国経済はバブル崩壊、その後のアジア地域の通貨・金融市場の混乱、金融機関の破綻などが重なり、個人消費をはじめとする最終需要の縮小を招き、延いては生産・雇用面にも影響を及ぼし、景気は低迷状態が長引ききわめて厳しい状況にあります。

このような中、政府といたしましては、このような経済状態から速やかに脱却し、一日も早い景気回復を図るため、年度当初に総事業費十六兆円を超える過去最大の総合経済対策を決定し、所要の補正予算が編成されたところであります。

更に、平成十一年度予算においては、景気対策に全力を尽くすため、財政構造改革の凍結を前提として、公共事業費二・七兆円の景気対策臨時緊急特別枠が設けられ、平成十一年度に向け切れ目なく施策を実施するため、その相当部分を平成十年度第三次補正予算に前倒し計上されたところであります。建設省といたしましても、この特別枠を最大限に活用し、景気の回復と我が国経済の再生を図りつつ、豊かな国民生活

と活力ある経済社会の実現に全力を尽くすこととしております。

また、建設機械行政につきましては、医療や航空・宇宙等の異分野の先端技術の建設機械施工への導入のための検討、電子機器制御型建設機械等の開発に合わせたハイグレード・オペレータ育成のための指針策定を進めておりますが、本年度は新たに、公共工事コスト削減の一層の推進、民間技術の活用を図るため、施工技術の評価手法を確立するための検討を行っております。この評価手法の確立により、公共工事等において、それぞれの環境条件に最も適合した新しい施工技術の利用が促進され、生産性の向上に資するものと認識しております。

貴協会におかれましては、第三次構造改善事業計画の推進の一環として、建設機械の稼働率の向上を図るため、情報ネットワークの構築に鋭意取り組まれているところであります。が、業界の果たす役割に鑑み引き続き自助努力され、「活力ある業界」づくりに邁進されることを期待しております。

おわりに、貴協会並びに会員の皆様方のご発展とご活躍を祈念いたしまして、新年のご挨拶いたします。

平成10年度建設機械等損料の改正について

建設省建設経済局建設機械課業務係長 下岡 壽

一、建設機械等損料の概要について

建設機械等損料とは、建設業者等が所有する建設機械等の償却費、維持修理費、管理費を指し、これらのライフサイクルコストを1時間当たり又は1日当たりの金額で表示した経費である。

昭和30年代、工事業の急激な増大と機械化施工の普及、公共事業の執行体制が直営から請負方式に移行するに伴い、機械経費の積算の適否が工事の採算を左右するようになった。それにもかかわらず、機械経費に係る積算法は、発注者ごとに異なっていたことから、積算の適正化を図るため、統一的な積算基準を定めることが必要となり、昭和35年に中央建設業審議会によって、機械経費の算定式を示すよう勧告された。このため、同勧告に基づき海外での算定式等を調査し、損料の算定式が導入され、その後の変化する社会情勢等の実態を踏まえながら、様々な修正等を経て現在に至っている。

二、平成10年度改正のポイントについて

平成10年度改正は、平成8年度において(社)日本建設機械化協会内に設置した「建設機械

等損料・賃料特別研究会」で行った検討を踏まえ、より実態を反映した損料となるように平成9年度中に全面改正作業を行ったものである。

(1) 改正された損料の諸数値の傾向等について

損料算定式は、基礎価格、標準使用年数等の各構成要素によって成っており、その各構成要素における今回の改正内容、調査数値の傾向とその考えられる理由については、以下の通りである。(表1参照)

①基礎価格

今回の改正から、調査価格を「工場裸渡し」の検収後一括払いから「実勢取引価格」としており、様々な割引を含んだ取引実態を加味していることから、多少のばらつきはあるものの、調査結果は全体的には下がる傾向となっている。

②標準使用年数

平成8年度に「耐用年数」から「標準使用年数」に改正したにもかかわらず、税法上の耐用年数の影響を受けた調査結果となっていたが、今回調査では実際に使用した年数であるという認識が調査対

象者に浸透したこと、また、景気の低迷から設備投資意欲が減少し、機械の更新が進んでいないと考えられること等によ

表1 今回改正値と現行値との比較 (今回改正値/現行値)

	基礎価格	年間標準運轉時間	維持修理費率	標準使用年数	年間管理費率	残存率	運轉1時間当り換算損料額
01 ブルドーザ及びスクレーバ	0.99	0.88	1.32	1.71	1.29	0.97	0.95
02 掘削及び積込機	0.98	0.95	0.49	1.50	1.29	1.09	0.92
03 運搬機械	1.04	0.86	1.05	1.45	1.27	0.93	1.00
04 クレーンその他の荷役機械	1.04	1.05	1.20	1.35	1.33	1.21	0.93
05 基礎工事用機械	0.99	0.91	1.33	1.44	1.32	0.94	0.89
06 せん孔機械及びトンネル工事用機械	0.91	0.92	1.27	1.44	1.37	0.95	0.86
07 モータグレーダ及び路盤用機械	0.98	0.87	1.20	1.48	1.33	1.06	0.97
08 締固め機械	0.98	0.87	1.20	1.48	1.33	1.06	0.97
09 コンクリート機械	0.95	0.93	1.28	1.43	1.31	0.90	0.90
10 舗装機械	0.95	0.93	1.28	1.43	1.31	0.90	0.90
11 道路維持用機械	1.07	0.93	1.23	1.43	1.32	0.92	1.01
12~17 空気圧縮機及び送風機~試験測定機器	0.99	0.70	1.21	1.45	1.40	0.85	0.99
18 鋼橋・PC橋架設用仮設備機器	0.96	—	1.01	1.09	1.40	1.00	0.98
20 その他の機器	0.97	0.86	1.26	1.43	1.38	0.93	0.98
40~ ダム施工機械等	0.95	0.98	0.76	0.93	1.13	0.50	0.95
50~ 除雪機械等	1.02	0.90	1.17	1.53	1.28	0.30	0.99

り、標準使用年数はかなり伸びている。
③年間標準運転時間
景気の低迷、工事量の減少等によって稼働が落ちていることから、年間標準運転時間は下がっている。

④残存率
これまでブルドーザ、バックホウ等の汎用機械のみ機械別に調査していたが対象を全機種に拡大した結果、汎用機の残存率がやや高めで、それ以外がやや低めとなっており、全体的には低くなっている。

⑤維持修理費率
修理内容の実態をよりの確に把握するため、機械の履歴簿等の転記を行うよう調査票を改めた結果、使用年数が伸びている影響も相まって、上がっている。

⑥管理費
格納保管費が明確になるよう調査方法を変更し、土地及び建物等に係る経費を詳細に把握することができるようになったため、計上漏れが少なくなり、やや上がっている。

⑦損料額
これらの影響により、損料額(時商当たり換算損料額(13欄))を算定式により計算すると、全体平均で4〜5%程度下がっている。

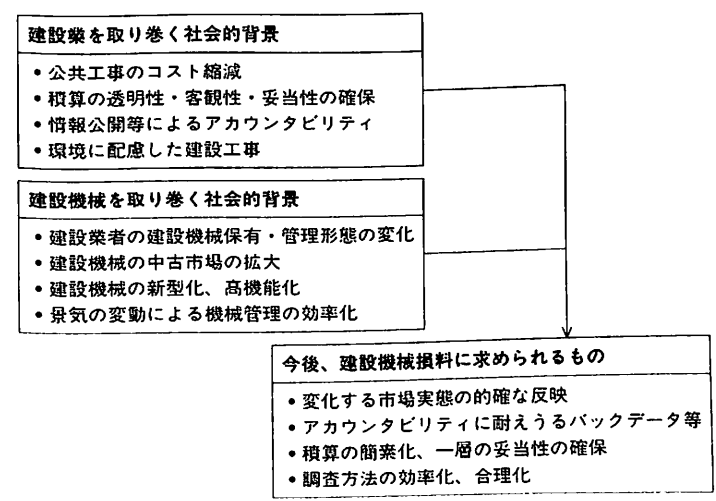
(2) 排出ガス対策型建設機械の使用原則化への対応

平成9年度から建設省直轄工事において、排出ガス対策型建設機械の使用原則化が図られていることから、発動発電機、空気圧縮機その他8種類について、対策型と未対策型に区分した損料を新たに設定した。

三、今後の取り組みについて

建設機械等損料は積算として透明性・客観性・妥当性を確保するため、近年の建設機械の保有形態、使用形態、売買実態の大きな変化に対応し、それらの実態等を的確に反映できるように絶えざる検証をしていくことが必要である。平成8年度から平成10年度にかけて、主に建設機械の保有・取引形態、償却費及び管理費の実態を反映した改正を行ったところであるが、更に市場変化等を加味する方法について検討するなど、変化する社会情勢に適合した建設機械損料となるように引き続き見直していかなければならないと認識している。

建設機械等損料は、2年に1回の頻度で総務庁の承認統計として実態調査を実施し数値を決定していることから、本年度においては、次回の全面改正に係る調査の計画・検討を行うこととしている。具体的には、積算としてより実態に即した透明性・客観性・妥当性等を確保するのみならず、今後は情報公開等によるアカウントビリティなども求められていることから、これまでの建設機械等損料の実態調査の調査方法及び統計処理方法について



検証し、より効率的な調査方法となるように見直して妥当性を追求していく必要があるとともに、稼働率の変化等を損料に反映できるような方法などについて検討する必要がある。このため、本年度においては、以上の点を踏まえた詳細な検討を行い、次の損料改正(平成12年度改正)において反映させることとする。また、本年度は今回改正したもの以外の積算基準関係で最近見直していないものについて実態を的確に反映しているかどうかの検証を行い、必要に応じて改正することとする。

建設機械器具賃貸業の 中小企業近代化計画

平成10年5月、当業界の第3次構造改善計画に關し建設省から示されました中小企業近代化計画は次のとおりです。

1 平成14年度末における近代化の目標

- 顧客に対して、良質かつ安全な建設機械器具の提供、建設機械器具提供時の安全指導の徹底、操作ノウハウ・取扱指導等のサービスの提供及び建設工事に最適な建設機械器具の提案等を行い得る優れた経営と技術の管理体制の確立を図る。
- さらに、建設機械器具に関する専門家として、建設機械器具メーカーに対して顧客ニーズを集約し、新機種の開発や既存機種の改良等について提案できる体制の確立に努める。

2 近代化の目標を達成するために必要な事項

- 新技術及び新工法の開発に関する事項
- 建設機械器具の性能、品質等に關

建設機械器具賃貸業は、主として各種の建設工事に用いる建設機械器具の賃貸を行う業種であり、建設業の発展及びその機械施工の推進並びに国民生活の向上に重要な役割を果たしている。
建設機械器具賃貸業が健全な発展を遂げるためには、現下の厳しい経済状況に適切に対処し、経営管理能力の向上、機械器具の整備能力の向上、情報管理能力の向上等により顧客から信頼され、質の高いサービスを提供できる優れた経営と技術の管理体制の確立を図ることが必要である。
このため、中小企業近代化促進法第3条第1項の規定に基づき、建設機械器具賃貸業の中小企業近代化計画を次のとおり定める。

する顧客ニーズに対応するため、建設工事の新技术及び新工法に関する調査研究を行うとともに、メーカー等と協力して新機種の開発及び既存機種の改良の推進に努める。

② 建設機械器具の整備水準の向上を図るため、整備基準の明確化及び整備点検の計画的システムの確立に努める。

③ 効率的な業務を遂行するための情報システムの確立に努める。

(2) 設備の近代化に関する事項

① 建設投資の動向、建設業者等顧客の受注動向及び施工方法の変化等に対応した建設機械器具の導入を進めるとともに、建設機械器具を常に良質かつ安全な状態に保つよう整備に努める。さらに、設備の効率的な活用を図るため、設備投資計画を策定し、これに基づく設備の近代化を推進する。

こうした設備の近代化のために必要な設備の種類、台数及び金額は、おおむね別表のとおりである。

② 設備の近代化に資する設備の導入は、必要に応じ共同事業として行うものとする。

(3) 生産又は経営の規模又は方式の適正

充実に努めるとともに、労働時間、休日制度の充実等労働条件の改善を図る。

② 労働災害発生を防止し作業の安全を確立するため、自らの安全衛生教育訓練及び建設機械器具の提供時における顧客に対する安全指導の徹底を図る。

(2) 環境の保全等に関する事項

整備工場、モータープール等の営業用施設については、環境保全に配慮するとともに、環境対策型機械器具の導入を図る。

さらに、資源・エネルギーの効率的な利用のため、省エネルギー対策型機械器具の導入を図る。

(3) 地域社会に対するサービスに関する事項

平常時から地方公共団体の災害対策部局等との連携を図り、災害発生時に迅速な復旧作業等の実施ができるよう、必要な建設機械器具を円滑に提供できる体制の確立に努める。

化に関する事項

① 適正な売上規模は、概ね1事業所当り年間売上高3億5千万以上を目指すとする。

② このため、必要に応じ事業の共同化、業務提携等の集約化を推進し、経営規模の適正化に努めるものとする。

③ 環境の変化に柔軟に対応できるようにコンピュータを活用した経営計画の作成、活力ある組織づくり等を通じ効率的な経営管理を行い、戦略的な経営の確立を図る。

④ 事業所ごとに建設機械器具賃貸業管理技士等の必要な要員の配置を図る。

(4) 競争の正常化に関する事項

不利な取引条件による過当競争の緩和を図るため、賃貸原価・積算方法について研究を行う等原価管理を徹底し、適正価格による取引に努める。

(5) 取引関係の改善に関する事項

① 市場情報等をコンピュータを利用して収集分析し、営業戦略への活用を図る。

② 受注に当たっては、標準契約書の活用等文書による契約を推進し、適正な取引関係の確立に努める。

3 近代化に際し配慮すべき重要事項

(1) 従業員の福祉及び安全の向上に関する事項

① 退職金制度の確立、厚生年金基金の加入等により従業員の福祉の向上。

(6) 情報化に関する事項

事務処理等の効率化のため積極的に情報・通信技術の活用を図るとともに、機械器具の相互利用等を推進するために情報通信網の整備・活用を図る。

(7) 人材の確保・育成に関する事項

① 人事制度の確立、採用活動の改善等により人材の確保を図る。

② 人材育成計画を策定し、教育及び訓練を計画的に実施すること等により建設機械器具賃貸管理技士、可搬型発電機整備技術者、建設機械整備技能士等の能力と資格を持った人材の育成を図る。

③ 戦略的な経営を確立するため、経営管理に関する研修等を実施し、経営管理能力に優れた人材の育成を図る。

④ 労働時間の短縮、休日制度の充実等労働条件の改善を図る。

(別表) 平成14年度までに取得すべき設備の種類、台数及び金額

設備の種類	台数(台)	金額(百万円)
リース用設備	826,460	1,362,545
ブルドーザ・スクレーパー	8,955	48,951
掘削機	94,358	514,500
搬送機	11,369	48,689
トラック	72,938	223,242
基礎工事用機械	8,135	47,396
基礎工事用機械	58,424	44,084
コンクリート機械	2,088	11,473
空気圧縮機	92,353	92,383
空気圧縮機	41,398	38,550
空気圧縮機	60,434	42,316
空気圧縮機	169,339	16,735
空気圧縮機	93,686	76,463
空気圧縮機	23,607	4,512
空気圧縮機	15,762	2,098
空気圧縮機	24,559	90,270
空気圧縮機	49,055	9,844
空気圧縮機	—	51,039
空気圧縮機	1,786	3,354
空気圧縮機	365	1,560
空気圧縮機	400	168
空気圧縮機	123	203
空気圧縮機	227	104
空気圧縮機	212	765
空気圧縮機	59	336
空気圧縮機	257	183
空気圧縮機	143	35
合計	828,246	1,365,899

保有機動産総合保険の概要

会員様が保有する建設機械器具について、レンタル期間中(物件を貴社の指定場所から出荷した時から、ユーザーが貴社の指定場所へ返還した時まで)の火災・破損・取扱上の不注意・盗難などによる様々な損害を幅広く補償いたします。

〈保険金をお支払いできない場合〉

- (1) 地震、噴火、津波による損害
- (2) 戦争、暴動、騒じょうなどの事変による損害
- (3) 物件の瑕疵または、自然の消耗・摩耗もしくは保険の目的の性質によるさび、かび等による損害
- (4) 核燃料物質による損害
- (5) 電氣的・機械的事故(発電機の接続ミス等)によって生じた損害
- (6) 詐欺または横領によって生じた損害
- (7) 置き忘れ、紛失によって生じた損害
- (8) 警察への事故届けがなされなかった場合
- (9) ナンバー付き建設用工作車で、公道自走中の事故により生じた損害
- (10) 台風、暴風、洪水等の風水災によって生じた損害

※ただし、風水災担保コースをお選びいただくことにより上記(10)もお支払いできます。

〈ご契約方法〉

- (1) 対象者：全建リース総合賠償制度のご加入者
- (2) 必要書類：会員様の保有機の一覧表
(中途での取得・譲渡・廃棄については、毎月保険会社へ通知いただきます。)
- (3) 保険料：ご加入の際、前年1年間のレンタル料実績の1/12相当に保険料率を乗じた保険料をお支払いいただきます。
その後は、毎月のレンタル料実績をもとに保険料を精算いただきます。

〈保険金額〉

お支払いする保険金額の上限設定は、保有機1台ごとに初年度購入価格と経過年数により決定されます。

(社)全国建設機械器具リース業協会専用

保有機動産総合保険のご案内

『全建リース 総合賠償制度』へご加入の皆様には、全建リース専用の動産総合保険ができました。

この保険の6つの特長

1. ユーザーへのレンタル期間中を完全カバー
2. 掛金はレンタル料に一定率を乗じて決定
(契約時に保有機の時価額を積算する必要はありません)
3. 火災、外来事故等による破損による損害のほか盗難事故もOK
4. オプションで風水災の事故も担保
5. 掛金は全額損金計上
6. 専用特約条項により工事場内での幅広いカバーを実現

〈注〉詳しくは、協会指定代理店よりご説明いたします。

小企業者で、「最近3ヵ月間の月平均売上が前年同期の月平均売上に比して10%以上減少」又は、「最近3ヵ月間の月平均売上が2年若しくは3年前の同期の月平均売上に比して10%以上減少し、かつ、前年同期の月平均売上に比して5%以上減少」しており、経営の安定に支障が生じている者は、所在地の市町村長（特別区長）にその旨の認定を受けることができる。

○認定中小企業者に対する特例措置

市町村長（特別区長）の認定を受けた中小企業者は、信用保証協会の保証を受けるにあたり、信用保険の一般の保証限度額に加えて、別枠の保険限度額を活用できることとなる。

また、保険料も通常の2/3程度に引き下げられる。

(一般保証限度額)	
• 普通保険	2億円
• 無担保保険	3,500万円
• 特別小口保険	750万円
+	
(別枠保証限度額)	
• 普通保険	2億円
• 無担保保険	3,500万円
• 特別小口保険	750万円

○問合せ先

最寄りの信用保証協会（信用保証協会は、都道府県、川崎市、横浜市、名古屋市、岐阜市及び大阪市に設けられている）。

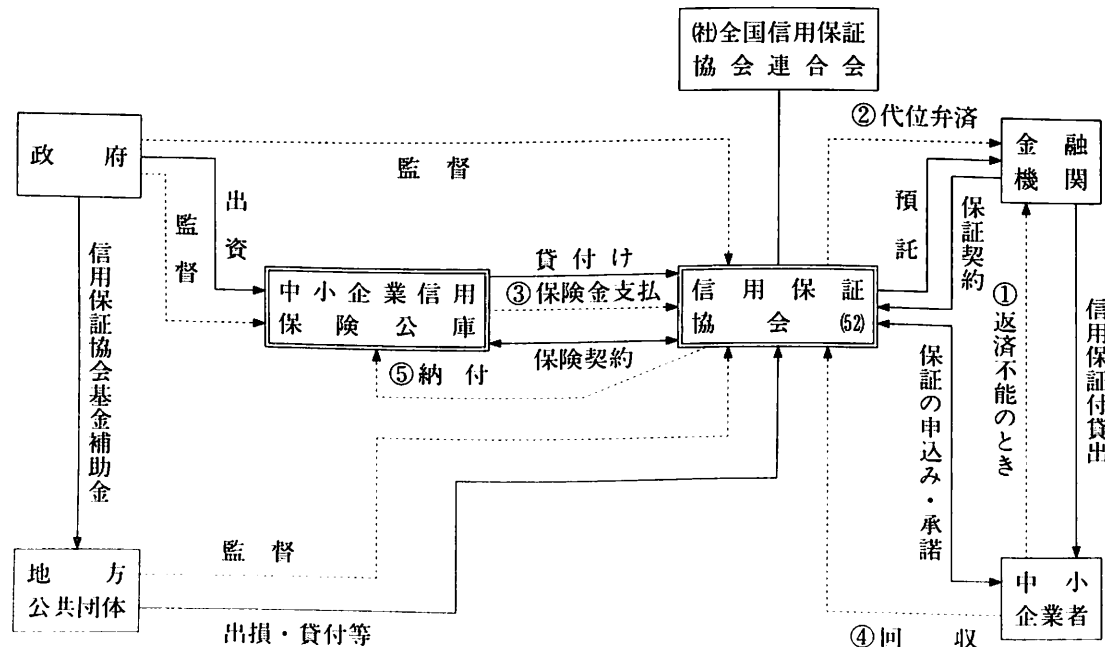
別紙2

信用保証制度の概要

信用保証制度は、中小企業者が事業資金を金融機関から借り入れる際にその借入債務を保証することにより、担保力、信用力が不足している中小

企業者に対する事業資金の融通を円滑にするため設けられた制度であり、信用保証協会法に基づく認可法人である信用保証協会が保証を行っている。

中小企業信用補完制度の仕組み図



関係通達法令

建設省経機発第88号
平成10年6月24日

(社)全国建設機械器具リース業協会
会長 三瓶徳司 殿

建設省建設経済局建設機械課長

中小企業信用保険法第2条第3項第5号に係る
特定業種の指定について

標記の件について、中小企業信用保険法第2条第3項第5号の規定に基づき、平成10年6月24日付け通商産業省告示第348号により平成10年6月24日から平成10年9月30日までの間について、特定業種指定が行われ、建設省関係の業種のうち、「建設機械器具賃貸業」が引き続き指定されました。

この特定業種に属し、売上高の減少等について所在地の市町村長（特別区長）の認定を受けた中小企業者は、信用保証協会の保証を受けるにあたり、別紙のとおり一般の保険枠に加え別枠の保険枠を活用できることとなっています。

つきましては、貴協会におかれましても本制度の活用が図られるよう、会員企業等に対する周知徹底をお願いいたします。

なお、中小企業信用保険法等の一部を改正する法律が平成10年6月5日に公布・施行され、建設機械器具賃貸業については、信用保証協会の保証対象となる中小企業の範囲が別紙3のとおり拡大（サービス業の資本金基準について、1千万円以下から5千万円以下に引上げ）されているため、貴団体におかれましては、併せて周知方よろしく申し上げます。

別紙1

倒産関連特例保証制度の概要（中小企業信用保険法第2条
第3項第5号による特定業種に係る保証について）

○特定業種の指定

主要な原材料等の供給の著しい減少、需要の著しい減少が生じていることにより当該事業を行う中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支

障を生じている業種を特定業種として指定する。

○市町村長（特別区長）の認定

指定された業種に属する事業を営んでいる中

建設省経機発第123号
平成10年10月5日

㊤全国建設機械器具リース業協会会長 殿

建設省建設経済局建設機械課長

中小企業の信用保証制度の改正等について

長引く景気低迷を背景として、中小企業の担保力・信用力が低下していることに加え、民間金融機関の「貸し渋り」が、中小企業の資金調達を厳しいものとしています。

政府はこれまで数次にわたり対策を講じてきたところでありますが、中小企業を取り巻く資金調達環境は一層厳しいものとなっており、経済再生のためには中小企業の資金調達の円滑化を図ることが急務となっています。

このため、平成10年8月28日に抜本的な対策の大綱が閣議決定されたところであり、この一環として、今般中小企業の信用保証制度の改正が別紙のとおり行われましたので、お知らせします。

また、中小企業信用保証法第2条第3項第5号の規定に基づき、平成10年9月25日付け通商産業省告示第509号により平成10年10月1日から平成10年12月31日までの間について、特定業種指定が行われ、建設省関係の業種のうち、「建設機械器具賃貸業」が引き続き指定されました。

つきましては、貴協会におかれましては、本制度の活用が図られるよう会員企業等に対する周知方よろしくお祈いします。

別紙

中小企業の信用保証制度の改正について

1. 保証限度額の引上げ

中小企業信用保証法（昭和25年法律第264号）の一部改正により、無担保保険及び特別小口保険の1中小企業者当たりの保証限度額が引上げられました。（平成10年10月1日から施行）

	(改正前)	(改正後)
普通保証	2億円	2億円
無担保保証	3,500万円	5,000万円
特別小口保証	750万円	1,000万円

(注) 下線が変更部分

2. 保険料率の引下げ等

中小企業信用保証法施行令（昭和25年政令第350号）の一部改正により、中小企業信用保証公庫と信用保証協会の保険料率の引下げ等が行われ、これにより、信用保証協会と中小企業者の保証料率が引下げ等が図られました。（平成10年9月30日施行）

①無担保保険及び特別小口保険の保険料率の引下げ措置期間の延長

無担保保険及び特別小口保険については、平成10年9月30日までに成立している保険関係の保険料率が引下げられる措置が講じられ

中小企業信用保証法等の一部を改正する法律（抜粋）

(中小企業信用保証法の一部改正)

第1条 中小企業信用保証法(昭和25年法律第264号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「千万円」を「5千万円」に、「3千万円」を「7千万円」に改め、「行うもの」の下に「(次号の政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。)」を加え、同号の次に次の1号を加える。

1の2 資本の額又は出資の総額がその業種

ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの。

第2条第1項第3号中「前3号」を「前各号」に改める。

中小企業信用保証法新旧対照表

改正後	改正前
(定義) 第2条 この法律において「中小企業者」とは、次に掲げるものをいう。 1 資本の額又は出資の総額が1億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5千万円、卸売業を…中略…)以下の会社並びに常時使用する従業員の数が3百人(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業を…中略…)以下の会社及び個人であって、政令で定める事業(以下「特定事業」という。)を行うもの…以下略…	(定義) 第2条 この法律において「中小企業者」とは、次に掲げるものをいう。 1 資本の額又は出資の総額が1億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については千万円、卸売業を…中略…)以下の会社並びに常時使用する従業員の数が3百人(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業を…中略…)以下の会社及び個人であって、政令で定める事業(以下「特定事業」という。)を行うもの。

○問合せ先
最寄りの信用保証協会（信用保証協会は、都

道府県、川崎市、横浜市、名古屋市、岐阜市及び大阪市に設けられている。）

別添 2

I. 中小企業金融安定化特別保証（「貸し渋り対応特別保証」）制度の概要

広範な対象者が、保証要件の緩和、保証料率の引下げを受けられる制度としました。

1. 対象者（申込人資格要件）の考え方（詳細は別紙 I）

- (1) いわゆる貸し渋りを受けて資金調達に支障を来している中小企業。
（借入金額、金利、担保等あらゆる面での貸し渋りを読み込めるよう最大限配慮します。）
- (2) 取引金融機関の破綻、合併等により金融取引に支障を来している中小企業。

2. 保証要件緩和の内容

- (1) 上記対象者に対しては、破産状態にある企業等一定の場合（いわゆるネガティブリスト（別紙 2））を除き、原則として保証を承諾します。
- (2) 無担保保証においても第 3 者保証人は徴求しないこととします。
- (3) また、保証を承諾しない場合にその理由を申込人に説明することとします。

3. 信用保証料率の引下げ

普通保証	0.75%以下
無担保保証	0.65%以下
無担保無保証人保証	0.40%以下

(注) 現行の一般保証枠についての平均的な保証料率は以下のとおりです。

普通保障	0.95%
無担保保証	0.80%
無担保無保証人保証	0.60%

4. 保証限度額

普通保証	2億円以内
無担保保証	5,000万円以内
無担保無保証人保証	1,000万円以内

(注) 本制度と一般の保証枠を併用し、上記金額の倍額まで利用可能です。

5. 取扱期間

取扱期間は、平成12年3月31日までとします。

(別紙 1)

申込人資格要件

(1) 金融環境の変化により適正かつ健全に事業を営む中小企業者が必要事業資金の調達に支障を来している場合

次の各号のいずれかに該当し、中小企業信用保険法第 2 条第 3 項第 2 号の認定（市町村長又は特別区長による認定）を受けた者

- ①取引金融機関からの借入金利が最近 1 年間に於いて同期間の長期プライムレートの変動よりも悪化していること。
- ②最近における借入金残高及び割引手形残高の

合計額に対する担保設定額の比率が前年同月に比して増加していること。

- ③長期借入が困難となることにより、最近における固定長期適合率が上昇していること。
- ④必要額の借入が困難となることにより、資金調達のため、預金取崩し又は資産売却を行っていること。
- ⑤必要額の借入が困難なため、回収条件や支払条件の変更を余儀なくされていること。
- ⑥継続的に利用している短期借入金について、

ていましたが、この引下げの措置が平成11年3月31日まで延長されました。

このため、引き続き無担保保証と特別小口保証の保証料が低額に据え置かれました。

②倒産関連保証の保険料率の引下げ

普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であって、倒産関連保証については、平成12年3月31日までに成立している保険関係の保険料率が引下げられました。

このため、倒産関連保証の保証料が低額で利用することができるようになりました。

3. 特定業種の指定（中小企業信用保険法第 2 条第 3 項第 5 号）

保険限度額の倍額、保証料率の引下げ（3分の2程度）の対象となる業種については、建設省関係業種として総合工事業、職別工事業、設備工事業、不動産取引業、不動産賃貸管理業、建設機械器具賃貸業及び土木建築サービス業の 7 業種が平成10年9月30日まで指定されていたところではありますが、引き続き平成10年12月31日まで再指定されることとなりました。

倒産関連特例保証制度の概要（中小企業信用保険法第 2 条第 3 項第 5 号による特定業種に係る保証について）

○特定業種の指定

主要な原材料等の供給の著しい減少、需要の著しい減少が生じていることにより当該事業を行う中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じている業種を特定業種として指定する。

○市町村長（特別区長）の認定

指定された業種に属する事業を営んでいる中小企業者で、「最近 3 ヶ月間の月平均売上高が前年同期の月平均売上高に比して 10%以上減少」しており、経営の安定に支障が生じている者は、所在上の市町村長（特別区長）にその旨の認定を受けることができる。

○認定中小企業者に対する特例措置

市町村長（特別区長）の認定を受けた中小企

このため、上記特定業種に属し、売上高等の減少（最近 3 ヶ月間の月平均売上高等が前年同期の月平均売上高等に比して 10%以上減少）について所在地の市町村長（特別区長）の認定を受けた中小企業者は、一般保証と別枠で低額の保証料で保証が受けられることとなりました。（別添 1 参照）

4. 中小企業金融安定化特別保証制度の創設

金融環境の変化により必要事業資金の円滑な調達に支障を来している中小企業者が、信用保証協会保証付融資によりその事業資金を供給することを目的として中小企業金融安定化特別保証制度が創設されました。

この制度は、貸し渋り等を受けている中小企業者が所在地の市町村長（特別区長）の認定を受けた場合に、一般保証と別枠で低額の保証料、第三者保証人を徴求しない等の保証承諾要件が緩和された保証が受けられるようになりました。なお、適用期間は平成10年10月1日～平成12年3月31日までとなっています。（別添 2 参照）

別添 1

業者は、信用保証協会の保証を受けるにあたり、信用保険の一般の保証限度額に加えて、別枠の保証限度額を活用できることとなる。

また、保証料も通常の 2/3 程度に引き下げられる。

(一般保証限度額)

- 普通保険 2億円
- 無担保保険 3,500万円
- 特別小口保険 750万円

+

(別枠保証限度額)

- 普通保険 2億円
- 無担保保険 3,500万円
- 特別小口保険 750万円

平成10年12月3日

支部長各位

㈱全国建設機械器具リース業協会
会長 三瓶徳司

下請契約における代金支払の適性化等について

標記について、別紙のとおり建設業者団体の長あて及び都道府県主管部局長あてに連絡されましたので、お知らせ致します。

特に今回の通達においては、局長通達記7に記載されているように、建設機械器具賃貸業界にも同様の配慮を指示されておりますので、関係する場合は、都道府県相談窓口を活用し相談されるよう会員に周知方お願い致します。

建設省経入企発第26号
平成10年11月19日

建設業者団体の長あて

建設省建設経済局長

下請契約における代金支払の適正化等について

標記については、従来から下請契約における注文者（以下「注文者」という。）に対する指導方お願いしているところであるが、依然として倒産が増加していることにみられるように、建設業は非常に厳しい経営環境に直面している。特に、民間金融機関の貸出に慎重さがみられるなど資金繰りの面で極めて厳しい状況が続いている。資金需要の増大が予想される冬期を控え、経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請契約における受注者（以下、「受注者」という。）に対する適正な代金支払等の確保について、その経営の安定・健全性を確保するため特段の配慮が必要である。

建設省においては、平成3年2月5日に「建設産業における生産システム合理化指針」を策定し、適正な契約の締結及び代金支払の適正化等を指導してきたところであり、また、本年1月30日には「建設業の経営改善に関する対策」を策定し、元請下請取引の適正化等の諸施策に取り組んでいるところである。しかしながら、今般注文者に対して行った「下請代金支払状況

借入金額の減少又は利用継続の停止等を余儀なくされていること。

- ⑦担保評価額の減少により、新たな資金調達が困難となっていること。
- ⑧金融機関との新規取引等の理由により、必要額の調達が困難となっていること。
- ⑨その他、継続的に利用している借入金の借入条件が悪化し、資金調達に支障を来していること。

(2) 取引金融機関の破綻、合併、営業譲渡等により、適正かつ健全に事業を営む中小企業者等が金融取引に支障を来している場合

次に該当し、中小企業信用保険法第2条第3項第2号の認定を受けた者

- ・金融取引の正常化を図るため、上記金融機関からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっていること。

(別紙2)

以下に該当する場合を除き、原則として保証を承諾する。

1. 金融取引

- ①破産、和議、会社更生、会社整理等法的整理の手続き中の場合（申立中の場合を含む）、または私的整理手続中の場合であって事業継続の見通しが立たない場合
- ②信用保証協会に対し求償権債務が残っている者及び代位弁済が見込まれる場合、等

2. 財務内容、その他

- ①粉飾決算や融通手形操作を行っている場合
- ②税金を滞納し、完納の見通しが立たないような企業の場合
- ③法人の商号、本社、業種、代表者を頻繁に変更している場合
- ④業績が極端に悪化し大幅な債務超過の状態に陥っており、事業好転が望めず事業継続が危ぶまれる場合、等

いては、現金払とすること。

また、公共工事における完成払等発注者から現金による支払があったときは、受注者に対して相応する額を速やかに現金で支払うよう配慮すること。

5. 手形期間は、120日以内で、できる限り短い期間とするよう従来より通知しているところであるが、調査によると120日を越えた期間となっている例も多く見受けられるので、さらに徹底すること。

また、一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付しないこと。

6. 注文者は、受注者の倒産、資金繰りの悪化等により、下請契約における関係者に対し、工中の施工に係る請負代金、賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮すること。

また、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、建設業法第41条第2項及び第3項の適用があることも踏まえ、下請契約の関係者保護に特に配慮すること。

7. 資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、運送事業者等に対しても上記1から6までの事項に準じた配慮をすること。

等実態調査」(以下「調査」という。)によれば、依然として改善が遅れている状況が見受けられるほか、特に最近において受注者に対する支払が不適切な事例が増加しているとの懸念もある。

このような状況の中で、元請下請取引の適正化が従来にも増して一層強く求められていることを踏まえ、同指針の遵守について現場事務所に至るまで格段の指導に努められるようお願いするとともに、特に下記事項に十分留意し、下請契約における請負代金の設定及び代金支払の適正化等に一層努められるよう、貴会傘下建設業者に対する指導をさらに徹底されたい。

なお、従来より、調査を踏まえ必要に応じ注文者に対し指導を行い、改善報告の提出を求めなどしてきているところであるが、本年度は、立入調査対象を拡大するなど、早期の指導徹底に努める予定であるので留意されたい。

記

1. 調査によると、依然として3割強の下請契約において何らの契約書も締結されていない状況にあることから、建設工事の開始に先立って、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書により、適正な工期及び工程の設定を含む契約を締結するとともに、下請代金の設定については、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとし、明確な経費内訳による見積書の提出、それを踏まえた双方の協議等の適正な手順によることを徹底すること。

また、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金を変更する必要があるときは、双方の協議等の適正な手順によりこれを変更すること。

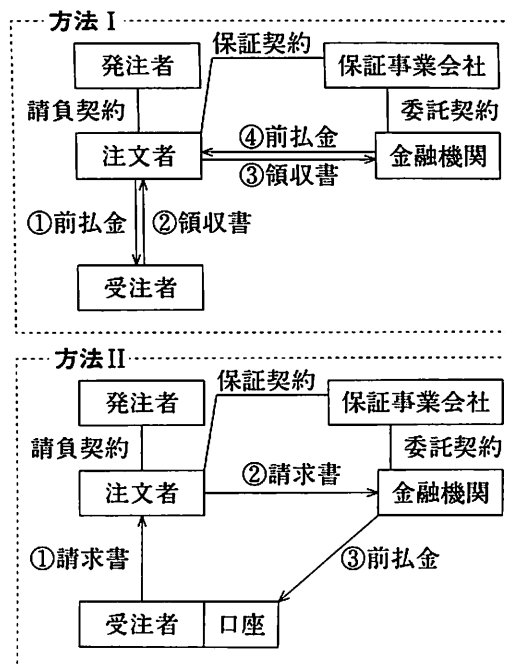
2. 注文者が前払金の支払を受けたときは、受注者に対して、資材の購入、建設労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をすること。調査によると、注文者が前払金の支払を受けたにもかかわらず、受注者に対して必要な費用を前払金として支払っていない例が多く見受けられることから、こうした慣行を一刻も早く改めること。

特に、公共工事においては、発注者からの前払金は現金でなされるので、企業の規模にかかわらず、前払金制度の趣旨を踏まえ、受注者に対して相応する額を速やかに現金で前払するよう十分配慮すること。また、前払金を受領しながら、受注者に対して適切な支払を行わないことは、建設業法第24条の3第2項に抵触するので十分留意すること。これに関し、保証事業会社において今年20日から12月20日までを使途監査強化月間とし、前払金の使用状況について監査を強化することとしている。

なお、公共工事に係る前払金については、受注者(保証事業会社と保証契約を締結した注文者と下請契約を締結した受注者に限る。以下この段落において同じ。)の請求により、受注者の口座への振込みが可能なので、この旨を受注者に対して周知するとともに、保証事業会社と保証契約を締結した注文者においては、この方式により受注者に対して前払金を行うよう努めること。

3. 下請契約における代金の支払は、請求書提出締切日から支払日(手形の場合は手形振出日)までの期間をできる限り短くすること。

4. 下請契約における代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分につ



(注：丸数字は順序を表す)

平成10年11月20日～12月20日は使途監査強化月間です。
(保証事業者において前払金の使用状況について監査を強化します。)

3. 代金支払い期間の短縮

- 代金の支払いはできる限り早くして下さい。

4. 現金払の促進

- 代金の支払いは、できる限り現金払として下さい。
- 特に、公共事業における支払など注文者が現金で支払を受けたときは、受注者に対してもできる限り現金で速やかに支払って下さい。
- 少なくとも労務費相当分については現金払として下さい。

5. 手形期間の短縮

- 手形期間は、120日以内で、できる限り短くして下さい。

6. 関係者保護

- 注文者は、受注者の倒産等により、下請契約の関係者に不測の損害を与えることのないよう十分配慮して下さい。

7. 他業種への配慮

- 資材業者、建設機材又は仮設機材の賃貸業者、運送事業者等に対しても上記に準じた配慮をして下さい。

8. その他

- 下請代金の支払状況に関する実態調査に基づいて、建設省において立入調査をさせていただくことがあります。

建設省経入企発第27号
平成10年11月19日

都道府県主管部局長あて

建設省建設経済局建設業課長

下請契約における代金支払の適正化等について

標記については、かねてから貴職のご指導をお願いしているところであるが、今般、別添のとおり建設大臣への届出に係る建設業者団体を通じて下請契約における代金支払の適正化等につき、建設業者に対する指導の徹底を図ったところである。

依然として倒産が増加していることにもみられるように、建設業は非常に厳しい経営環境に直面している。特に、民間金融機関の貸出に慎重さがみられるなど資金繰りの面で極めて厳しい状況が続いている。資金需要の増大が予想される冬期を控え、経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請契約における受注者（以下、「受注者」という。）に対する適正な代金支払等の確保について、その経営の安定・健全性を確保するため特段の配慮が必要である。

については、貴職におかれても、この趣旨のより一層の周知徹底を図られるよう配慮するとともに、相談窓口の開設等により、下請契約に係る相談に応じ、適切な助言・指導を行う体制を充実されたくお願いする。

「下請契約における代金支払の適正化等について」の概要

「下請契約における代金支払の適正化等について」（平成10年11月19日）を通知しましたので、現場事務所に至るまで本通知に対する理解をより深め、下請契約における請負代金の設定及び支払代金の適正化等に一層努められるようお願いいたします。

1. 契約の締結等

- 建設工事開始前に、建設工事標準下請約款（又はこれに準拠した契約書）で契約して下さい。
- 下請代金の設定は、見積書の提出、双方の協議等の適正な手順によって下さい。
- 工事内容に変更が生じた場合は、適正な手順によって変更して下さい。

2. 前払金の支払等

- 注文者が前払金の支払を受けたときは、受注者に必要な費用を前払金として支払って下さい。
- 受注者への前払金の支払には、以下の2通りの方法がありますが、注文者が現金を用意しなくて良いこと、受注者に直接前払金が渡ることなどの長所があることから、なるべく方法IIを用いるようにして下さい。

改正労働基準法のあらまし

働き方の新たなルールづくりのために

平成10年9月30日、

- ① 経済社会の変化に対応した主体的な働き方のルールづくり
- ② 職業生活と家庭生活との調和、労働時間短縮のための環境づくり
- ③ 労働契約の複雑化、個別化に対応したルールづくり

の3つの柱からなる労働基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第112号）が公布されました。

一、平成11年4月1日施行（関係省令及び告知は、平成10年中に定める予定）

一、労働契約期間の上限延長（第14条）

新商品、新技術の開発等の業務や新規

る期間（対象期間）を通じて使用されない労働者についても1年単位の変形労働時間制により労働させることができることになり、その使用された期間中平均して1週間当り40時間を超えた労働についての割増賃金の支払が義務づけられることになりました。

② 対象期間を1か月以上の期間に区分することができることになり、その区分された期間の初日の少なくとも30日前に、最初の期間以外の各期間の労働日及び労働時間を定めなければならないことになりました。

③ 労働大臣は、対象期間における休日日数の確保等に関して新たな要件を定めることになりました。

※休日日数の確保等の要件は、省令で定めます。

なお、「等」には、1日及び1週間の所定労働時間の限度及び連続して労働させる日数の限度が含まれます。

※七の基準において、この制度の対象者についての短い基準を設定します。

六、一斉休憩の例外（第34条）

使用者は、労使協定があるときは休憩時間を一斉に与えることを要しないことになりました。

事業の展開などのプロジェクト業務に必要な高度のものとして労働大臣が定める基準に該当する専門的な知識等を有する者を新たに雇い入れる場合や60歳以上の労働契約については、その期間の上限を3年とすることになりました。

※基準は、告示で定めます。

二、労働契約締結時の労働条件の明示（第15条）

労働契約の締結に際し、使用者が命令で定める方法により明示しなければならぬ事項が、賃金に関する事項に加え、労働時間に関する事項その他の命令で定める事項となりました。

※命令で定める方法及び命令で定める事項は、省令で定めます。

七、長時間にわたる時間外労働の抑制（第36条）

労働大臣は、いわゆる36協定において定める労働時間の延長の限度等について、労働者の福祉、時間外労働の動向等を考慮して基準を定めることができることになりました。なお、育児又は介護を行う女性労働者のうち希望者については、短い基準を別途定めることとし、1年について基準は50時間を超えないものとしなければならぬことになりました。

※基準は、告示で定めます。

※短い基準の対象者の範囲及び期間は、省令で定めます。

八、年次有給休暇の付与日数の引上げ（第39条、第72条）

通常の労働者に対する付与日数は、表1のとおりとなりました（平成12年度まで経過措置あり）。

第72条の特例の適用を受ける未成年者に対する付与日数は、表2のとおりとなりました。

九、就業規則に関する別規則の制限の廃止（第89条）

就業規則の作成に当たり別に規則を定

四、1か月単位の変形労働時間制の要件変更（第32条の2）

就業規則等によるほか、労使協定を締結し、労働基準監督署長に届け出ることによっても1か月単位の変形労働時間制を導入することができることになりました。

五、1年単位の変形労働時間制の要件変更（第32条の4、第32条の4の2）

① 1年単位の変形労働時間制の対象とす

表1

勤続勤務年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5	7.5	8.5	9.5以上	
付与日数	平成11年度	10	11	12	14	15	16	17	18	19	20
	平成12年度	10	11	12	14	16	17	18	19	20	20
	平成13年度以降	10	11	12	14	16	18	20	20	20	20

表2

勤続勤務年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5以上
付与日数	12	13	14	16	18	20

※所定労働日数が少ない者に対する比例付与日数は、省令で定めます。

めることができる事項（貸金に関する事項等）の制限を廃止しました。

十、法令等の周知義務（第104条）

使用者が労働者に周知させなければならないものとして、就業規則等に労使協定（新たな裁量労働制が施行された後は労使委員会の決議を含みます）を加えることになったほか、その周知は常時各作業場の見やすい場所への掲示又は備付け、書面の交付その他の命令で定める方法によることになりました。

※命令で定める方法は、省令で定めま

II、平成12年4月1日施行の事項

（関係省令及び告示は、平成11年中に定省令定）

一、新たな裁量労働制（第38条の4）

事業運営上の重要な決定が行われる事業場において、労使委員会の委員の全員の合意により、企画、立案、調査及び分析の業務であって遂行手段等に関し使用者が具体的指示をしないこととする業務（対象業務）、対象労働者の具体的な範囲、

労働時間として算定される時間、健康及び福祉を確保するための措置、対象労働者の同意を得なければならないこと等を決議し、かつ、使用者がその決議を労働基準監督署長に届け出た場合に、対象労働者をその事業場の対象業務に就かせたときは、その決議で定めた時間（労働時間として算定される時間）労働したものとみなすことができることになりました。

また、労働大臣は、労使委員会の委員の全員の合意により決議する対象業務、対象労働者の具体的範囲等について指針を定めることになりました。

注：対象労働者の範囲は、企業の本社等の中枢部門で対象業務に就く者に限られ、すべてのホワイトカラーが含まれるものではありません。

※指針は、告示で定めます。

二、就業最低年齢（第56条）

使用者は、満15歳に達した日以後の最初の3月31日まで児童を使用してはならないことになりました。また、軽易な労働についての許可に係る年齢は満13歳となりました。

III、既に施行されている事項

平成10年10月1日から、次の事項が施行されています。

○労働条件についての紛争解決援助のための制度（第104条の3）

都道府県労働基準局長は、労働条件についての労働者と使用者との間の紛争に關して当事者からその解決につき援助を求められた場合には、当該当事者に助言又は指導をすることができることになりました。

□以上が改正労働基準法のあらましです。



中小企業金融対策のご案内

厳しい経営環境にある中小企業に対する円滑な資金供給の確保のため、「中小企業等貸し渋り対策大綱」に基づき次のような中小企業金融対策をとりまとめました。

I、中小企業金融安定化特別保証（貸し渋り対応特別保証）制度の概要

広範な対象者が、保証要件の緩和、保証料率の引下げを受けられる制度としました。

一、対象者（申込人資格要件）の考え方（詳細は別紙1）

- (1) いわゆる貸し渋りを受けて資金調達に支障を来している中小企業。
- （借入金額、金利、担保等あらゆる面で

- の貸し渋りを読み込めるよう最大限配慮します）
- (2) 取引金融機関の破綻、合併等により金融取引に支障を来している中小企業。

二、保証要件緩和の内容

- (1) 上記対象者に対しては、破産状態にある企業等一定の場合（いわゆるネガティブリスト（別紙2）を除き、原則として保証を承諾します。
- (2) 無担保保証においても第3者保証人は徴求しないこととします（別紙3）。
- (3) また、保証を承諾しない場合にその理由を申込人に説明することとします。

（注） 現行の一般保証枠についての平均的な保証料率は以下のとおりです。

普通保証	0・95%
無担保保証	0・8%
無担保無保証人保証	0・6%

四、保証限度額

普通保証	2億円以内
無担保保証	5,000万円以内
無担保無保証人保証	1,000万円以内

（注） 本制度と一般の保証枠を併用し、右記金額の倍額まで利用可能です。

三、信用保証料率の引下げ

普通保証	0・75%以下
無担保保証	0・65%以下
無担保無保証人保証	0・40%以下

五、取扱期間

取扱期間は、平成12年3月31日までとします。

(別紙1)

申込人資格要件

(1) 金融環境の変化により適正かつ健全に事業を営む中小企業者が必要事業資金の調達に支障を来している場合

次の各号のいずれかに該当し、中小企業信用保険法第2条第3項第2号の認定（市町村長又は特別区長による認定）を受けた者

- ① 取引金融機関からの借入金利が最近1年間において同期間の長期プライムレートの変動よりも悪化していること。
- ② 最近における借入金残高及び割引手形残高の合計額に対する担保設定額の比率が前年同月に比して増加していること。
- ③ 長期借入が困難となることにより、最近における固定長期適合率が上昇していること。
- ④ 必要額の借入が困難となることにより、資金調達のため、預金取崩し又は資産売却を行っていること。
- ⑤ 必要額の借入が困難なため、回収条件や支払条件の変更を余儀なくされていること。
- ⑥ 継続的に利用している短期借入金について、借入金額の減少又は利用継続の停止等を余儀なくされていること。
- ⑦ 担保評価額の減少により、新たな資金調達が困難となっていること。
- ⑧ 金融機関との新規取引等の理由により、必要額の調達が困難となっていること。
- ⑨ その他、継続的に利用している借入金の借入条件が悪化し、資金調達に支障を来していること。

(2) 取引金融機関の破綻、合併、営業譲渡等により、適正かつ健全に事業を営む中小企業者等が金融取引に支障を来している場合

次に該当し、中小企業信用保険法第2条第3項第2号の認定を受けた者

- ・ 金融取引の正常化を図るため、上記金融機関からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっていること。

(別紙2)

以下に該当する場合を除き、原則として保証を承諾する。

1. 金融取引

- ① 破産、和議、会社更生、会社整理等法的整理の手続き中の場合（申立中の場合を含む）または私的整理手続中の場合であって事業継続の見通しが立たない場合
- ② 信用保証協会に対し求償権債務が残っている者及び代位弁済が見込まれる場合、等

2. 財務内容、その他

- ① 粉飾決算や融通手形操作を行っている場合
- ② 税金を滞納し、完納の見通しが立たないような企業の場合
- ③ 法人の商号、本社、業種、代表者を頻繁に変更している場合
- ④ 業績が極端に悪化し大幅な債務超過の状態に陥っており、事業好転が望めず事業継続が危ぶまれる場合、等

第三者保証人の徴求について

(別紙3)

法改正による限度額拡大後

現行

（一般保険限度額）	
・ 普通保険	2 億円
・ 無担保保険	3,500万円
・ [第三者保証人徴求せず]	1,750万円]
・ 特別小口保険	750万円
+	
（倒産関連保証に係る限度額）	
・ 普通保険	2 億円
・ 無担保保険	3,500万円
・ [第三者保証人徴求せず]	1,750万円]
・ 特別小口保険	750万円

(注) 倒産関連保証制度は、倒産企業と取引している企業、特定業種に属する企業等が対象。

（一般保険限度額）	
・ 普通保険	2 億円
・ 無担保保険	5,000万円
・ [第三者保証人徴求せず]	2,500万円]
・ 特別小口保険	1,000万円
+	
（倒産関連保証に係る限度額）	
・ 普通保険	2 億円
・ 無担保保険	5,000万円
・ [第三者保証人徴求せず]	2,500万円]
・ 特別小口保険	1,000万円

（一般保険限度額）	
・ 普通保険	2 億円
・ 無担保保険	5,000万円
・ [第三者保証人徴求せず]	2,500万円]
・ 特別小口保険	1,000万円
+	
（貸し流り特別保証に係る限度額）	
・ 普通保険	2 億円
・ 無担保保険	5,000万円
・ [第三者保証人徴求せず]	5,000万円]
・ 特別小口保険	1,000万円

(注) 無担保保険における第三者保証人免除の範囲
上記のとおり、貸し流り特別保証における無担保保険を限度額まで利用し、更に一般保険枠の無担保保険をも併せて利用する場合、最大7,500万円まで第三者保証人が不要となる。

49	1633	木箱製造業(折箱を除く)
50	1711	木製家具製造業(漆塗りを除く)
51	1822	板紙製造業
52	1823	機械すき和紙製造業(トイレットペーパー製造業に限る)
		機械すき和紙製造業(ティッシュペーパー製造業に限る)
		機械すき和紙製造業(ふすま紙製造業に限る)
53	1824	手すき和紙製造業(ふすま紙製造業に限る)
54	1853	段ボール箱製造業
55	1854	紙器製造業
56	1931	印刷業(謄写印刷業を除く)
57	1941	製版業
58	1951	製本業
59	1952	印刷物加工業
60	2252	廃プラスチック製品製造業
61	2291	プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業
62	2297	フラットヤーン製造業
63	2321,4925,4926	ゴム製履物・同附属品製造業(卸売業を含む)
64	2322,4925,4926	プラスチック製履物・同附属品製造業(卸売業を含む)
65	2411,5399	なめし革製造業(卸売業を含む)
66	2431,4925,4926	革製履物用材料・同附属品製造業(卸売業を含む)
67	2441,4925,4926	革製履物製造業(卸売業を含む)
68	2461	かばん製造業
69	247,4927	袋物製造業(かばん・袋物卸売業を含む)
70	2481	毛皮製造業
71	2512,2513,2514 2515,2516,2519	ガラス・同製品製造業(板ガラス製造業及びガラス繊維・同製品製造業を除く)
72	2522	生コンクリート製造業
73	2523	コンクリート製品製造業(遠心力鉄筋コンクリート管製造業に限る)
74	2529	石綿スレート製造業(スレート製造業を含む)
75		バルブセメント板製造業(スラブせっこう板製造業を含む)
76	2531	粘土かわら製造業
77	2542,2547	食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業(絵付業を含む)
78	2546	陶磁器製タイル製造業
79	2596	石こうボード製造業
80	2647	引抜鋼管製造業
81	2661	銑鉄鋳物製造業(鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く)
82	2662	可鍛鋳鉄製造業
83	2663	鋳鋼製造業
84	2664,2755	鍛工品製造業(非鉄金属鍛造品製造業を含む)
85	2751	銅・同合金鋳物製造業(ダイカストを除く)
86	2752	非鉄金属鋳物製造業(銅・同合金鋳物及びダイカストを除く)
87	2753	アルミニウム・同合金ダイカスト製造業
88	2754	非鉄金属ダイカスト製造業(アルミニウム・同合金ダイカストを除く)
89	2821,5319	洋食器製造業(貴金属製を除く)(卸売業を含む)
90	2823,5392	利器工器具・手道具製造業(やすり、のこぎり、食卓用刃物を除く)(卸売業を含む)
91	2826,5392	手引のこぎり・のこり製造業(卸売業を含む)
92	2842	金属扉製造業及び金属製サッシ製造業
93	2851	アルミニウム・同合金プレス製品製造業(台所用品製造業に限る)
94	2852,5392	金属プレス製品製造業(アルミニウム・同合金を除く) (台所用品製造業に限る)(卸売業を含む)
95	2862	溶融亜鉛めっき業(表面処理鋼材製造業を除く)
96	2865	金属熱処理業
97	2881	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
98	2892	金属製スプリング製造業

II. 中小企業信用保険法第2条第3項第5号の特定業種指定について

(特定業種に指定されると、保険の限度額が倍額となります。)

(平成10年9月25日付け通商産業省告示第509号 指定期間：平成10年10月1日～平成10年12月31日)

通番	産業分類番号 (参考)	指 定 業 種
1	0221	素材生産業
2	0242	素材生産サービス業
3	09	総合工事業
4	10	職別工事業(設備工事業を除く)
5	11	設備工事業
6	1299	かいわれ大根製造業
7	1421	綿紡績業
8	1422	化学繊維紡績業
9	143	ねん糸製造業
10	1441,1499	綿・スフ織物業(綿・スフ織物のたて糸のり付業、整経業及び紋紙製造業を含む)
11	1442,1499	絹・人絹織物業(絹・人絹織物のたて糸のり付業及び整経業を含む)
12	1443	毛織物業
13	145	ニット生地製造業
14	1461	綿・スフ・麻織物機械染色業
15	1462	絹・人絹織物機械染色業
16	1463	毛織物機械染色整理業
17	1464	織物整理業
18	1465	織物手加工染色整理業
19	1466	綿状繊維・糸染色整理業
20	1467	ニット・レース染色整理業
21	1468	繊維雑品染色整理業
22	1472,1479	網・網製造業(網製造業を除く)
23	1481	刺しゅうレース製造業
24	1482	編レース製造業
25	1484	組ひも製造業
26	1485	細幅織物業
27	1496	繊維製床敷物製造業
28	1511	成人男子・少年服製造業
29	1512	成人女子・少女服製造業
30	1513	乳幼児服製造業
31	1514	シャツ製造業(下着を除く)
32	1515	事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服製造業
33	1516	学校服製造業
34	152	ニット製外衣・シャツ製造業
35	1531	織物製下着製造業
36	1532	ニット製下着製造業
37	1533	織物製寝着類製造業
38	1534	ニット製寝着類製造業
39	1535	補着製製造業
40	1541,4921,4922,4929	毛皮製衣服・身の回り品製造業(卸売業を含む)
41	1564	靴下製造業
42	1565	手袋製造業
43	1566	帽子製造業(帽体を含む)
44	1591	寝具製造業(布団製造業に限る)
45	1595	タオル製造業
46	1611	一般製材業
47	1618	木材チップ製造業
48	1622	合板製造業

- 貸付期間：5年以内、特に必要と認められる場合は7年以内（うち据置期間2年以内）
 - 取扱機関：中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工組合中央金庫
 - その他：①利息繰延措置
元本返済日までの利息の猶予
②担保条件
信用保証協会の保証の弾力的活用
- この融資制度に表1のような拡充を行いました。

III、政府系金融機関の融資制度の拡充

一、金融環境変化対応特別貸付（金融ビッグバン貸付）の拡充

金融機関との取引に著しい変化が生じ、資金繰りに支障をきたす恐れのある中小企業者に対して一般の貸付限度額とは別枠で運転資金を融資するものです。

○ 貸付金利：年2・5%

○ 貸付限度：へ中小公庫、商工中金
別枠で1億5,000万円
〈国民公庫等〉
別枠で 3,000万円

表1 金融環境変化対応特別貸付制度の拡充

現行の融資対象者	拡充後
1. 取引金融機関が別に定める実質的経営破綻の状態にあるもの。	1. 取引金融機関が別に定める実質的に経営破綻等（営業譲渡、事業譲渡、救済のための合併のようなケース）の状態にあるもの。
2. 経営状況が破綻していないにもかかわらず、取引金融機関との取引状況が悪化しているもの。	2. 経営状況が悪化していないにもかかわらず、取引金融機関との取引状況が変化しているもの。
①最近における実効金利の変動幅が同期間の長期プライムレートの変動幅よりも大幅に変動していること。	①同 左
②最近における借入残高及び割引手形残高の合計額に対する担保設定額の比率が前期に比し増加していること。	②同 左
	③長期借入が困難になることにより、最近における固定長期適合率が上昇していること。
	④必要額の借入が困難になることにより、資金調達のため、預金取崩し又は資産売却を行っていること。
	⑤必要額の借入が困難になることにより、資金調達のため、最近における回収条件が短縮化又は支払条件が長期化していること。
	⑥継続的に利用している短期借入金について、借入金額の減少又は利用継続の停止を余儀なくされたこと。

99	2931	建設機械製造業
100	2932	建設用トラクタ製造業
101	2972	可搬式回転圧縮機製造業
102	2974	荷役運搬設備製造業(ジブクレーン製造業及びトラック搭載型クレーン製造業に限る)
103	3191	四輪駆動ショベルトラック製造業
104	2955	縫製機械製造業
105	2962	木工機械製造業
106	2965	鋳造装置製造業
107	2979	部品供給装置製造業
108	3112	自動車車体・附随車製造業
109	3113	自動車部分品・附属品製造業
110	3141,3143 3144,3145他	船舶(総トン数が1万トン以上のものを除く)、船用機関又は船体部品の製造・修理業(船体ブロック製造業を除く)
111	3261,5292	眼鏡製造業(枠を含む)・同部分品製造業(中間加工業を含む)(卸売業を含む)
112	3261,3411,3429	べっ甲製品製造業
113	3441,4929,5399	べっ甲製品卸売業
114	5971,5999	べっ甲製品小売業
115	341	貴金属製品製造業(宝石加工を含む)
116	5397	貴金属製品卸売業(宝石を含む)
117	5994	貴金属製品小売業(宝石を含む)
118	3411,3429,3449	象牙製品製造業
119	3431	娯楽用具・がん具製造業(人形、児童乗物及び電子応用がん具を除く)
120		人形製造業(卸売業及び小売業を含む)
121	3432,5395,5952	羽子板卸売業及び羽子板小売業
122	3434	運動用具製造業(野球用グローブ・ミット製造業に限る)
123	3443	鉛筆製造業
124	3453	ボタン製造業
125	3473	ちょうちん・同部品製造業
126	3461,5319	漆器製造業(卸売業を含む)
127	3475,4929	洋傘・同部分品製造業(卸売業を含む)
128	3477,4929	喫煙用具製造業(貴金属・宝石製を除く)卸売業を含む
129	4111	一般貨物自動車運送業
130	4121	特定貨物自動車運送業
131	4222	沿海貨物海運業
132	4242	内航船舶貨渡業
133	491	繊維品卸売業(衣服・身の回り品を除く)
134	492	衣服・身の回り品卸売業
135	5024	下しきのご卸売業(乾しいたけに限る)
136	511	建築材料卸売業
137	5399	銅製品卸売業
138	5023	酒類卸売業
139	5621	酒小売業
140	55	織物・衣服・身の回り品小売業
141	5711,5712,5713	自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く)
142	70	不動産取引業
143	71	不動産賃貸業・管理業
144	7211	普通洗濯業
145	7711	自動車分解整備業
146	7922	建設機械器具賃貸業
147	8451	土木建築サービス業
148	8495	広告制作業

は、10月1日から新規に指定された業種(43業種)

二、中小企業運転資金円滑化特別貸付の拡充

この制度は、資金ぐりに苦しむ中小企業に対し適切な資金供給を確保するため、業況が芳しくないが中長期的には企業維持が見込まれる中小企業を対象に貸付額の50%を限度として担保徴求の緩和を伴う貸付制度です。

○貸付金利…年2・5%

○貸付限度…へ中小公庫・商工中金

一般貸付限度額とは別枠で
8,000万円(国民公庫は別枠で4,000万円)

○貸付期間…7年以内(うち据置期間1年以内)

○担保条件…貸付額の50%を限度として担保徴求を免除

○取扱機関…中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工組合中央金庫など

この融資制度に表2のような拡充を行いました。

三、小企業等経営改善資金(マル経)融資の拡充

この制度は、商工会・商工会議所の経営指導員による経営指導を原則6ヶ月以上受けている小企業者など(常時使用す

れました。

○措置の内容

(1) 次のいずれかに該当する中小企業者に対し、元利返済のための融資措置等を講じます。

- ・ 経常損益が赤字の者
- ・ 利益準備金を上回る繰越欠損を有する者
- ・ 経常損益の赤字が生じるおそれのある者
- ・ その他これに準ずる事情を有する者

政府系中小企業金融機関からの既往の借入であって、金利が年5%を超える債務に係る元金及び金利について、

①元金返済のための資金融資
②金利返済のための資金融資
③金利のうち、5%を超える部分について、3年以内の繰延べ

(2) さらに、事業経営改善計画を作成し、政府系中小企業金融機関の認定を得た者について金利減免措置を講じます。

5%を超える金利について、5%まで減免。

○実施機関

中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工組合中央金庫

る従業員が商業・サービス業の場合は5人以下、製造業その他の場合は20人以下の企業)に対する貸付制度です。

小企業者などは商工会などの貸付の推せん、国民金融公庫の金融審査を経て貸付を受けます。

○貸付限度…1,000万円(昨年12月に650万円から引上げ)

○貸付金利…年2・2%

○貸付期間…設備資金7年以内(本年5月に6年以内から延長)

(うち据置期間6ヶ月以内)
運転資金5年以内(本年5月に4年以内から延長)

○担保など…無担保・無保証人

この融資制度に表3のような拡充を行いました。

四、中小企業事業展開支援特別貸付の拡充

雇用増により事業拡大を図る中小企業にとっては、設備投資に伴う金利負担と人件費の増加がコスト・アップとなります。これらのコストは収益の増加により最終的に賄われるものですが、事業拡大後の初期段階ではコスト・アップのみが先行するため、低利融資によりこれら中小企業を支援する特別貸付制度を創設し

ました。

○貸付金利…年1・7%

○貸付限度…へ中小公庫・商工中金
設備資金
2億7,000万円
(国民公庫は7千2百万円)

ただし、事業の拡大などに伴う設備投資額が投資前の事業用固定資産額の30%以上となるものにあつては、

4億円
運転資金
2億5,000万円
(国民公庫は4千8百万円)

○貸付期間…設備資金15年以内

(うち据置期間2年以内)
運転資金7年以内

○取扱機関…中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工組合中央金庫

この融資制度に表4のような拡充を行いました。

IV、政府系中小企業金融機関の金利減免措置の延長

政府系中小企業金融機関の金利減免措置が平成11年10月18日まで1年間延長さ

表2 中小企業運転資金円滑化特別貸付制度の拡充

現行の融資対象者	拡充後
最近の経済環境の変化等を要因として、事業活動に影響を受けている者であつて、次に該当する者 最近の売上高等が、次のいずれかの要件を満たすこと イ. 最近3ヶ月間又は6ヶ月間の売上高が前年同期に比し10%以上減少しており、かつ、今後も売上減少が見込まれること ロ. 最近3ヶ月間又は6ヶ月間の売上高が2年又は3年前の同期に比し10%以上減少し、かつ、前年同期に比し5%以上減少しており、かつ、今後も売上減少が見込まれること	最近の経済環境の変化等を要因として、事業活動に影響を受けている者であつて、次に該当する者 最近の売上高等が、次のいずれかの要件を満たすこと イ. 最近3ヶ月間又は6ヶ月間の売上高が前年同期に比し5%以上減少しており、かつ、今後も売上減少が見込まれること ロ. 最近3ヶ月間又は6ヶ月間の売上高が2年又は3年前の同期に比し5%以上減少し、かつ、前年同期に比し減少しており、かつ、今後も売上減少が見込まれること

表3 小企業経営改善資金貸付制度の拡充

1. 小企業者等に対する貸付に関する貸付限度額1,000万円の延長	
現行制度	拡充後
平成11年3月31日まで	平成12年3月31日まで
2. 貸付期間の拡充時限措置の延長	
現行制度	拡充後
設備資金7年 運転資金5年について 平成11年3月31日まで	平成12年3月31日まで

中小企業対策相談窓口などの設置

このパンフレットの金融対策の詳細についてお知りになりたい場合は、下記のところにご相談ください。

●各通商産業局などの「中小企業対策相談窓口」

通商産業局等	中小企業対策相談窓口の電話
中小企業庁	03-3501-4667
北海道通商産業局	011-709-2311 (内)2575~2577
東北通商産業局	022-222-2425
関東通商産業局	03-3216-5636
中部通商産業局	052-951-2748
近畿通商産業局	06-941-9251 (内)3163~3169
中国通商産業局	082-224-5661
四国通商産業局	087-831-3141 (内)341~346
九州通商産業局	092-482-5447
沖縄総合事務局通商産業部	098-866-0031 (内)291~292

- 各都道府県の「中小企業対策相談窓口」(名称は、各都道府県により異なります)
- 中小企業金融公庫・国民金融公庫・商工組合中央金庫の本支店、各都道府県・川崎市、横浜市、名古屋市、岐阜市、大阪市の信用保証協会の「特別相談窓口」

「貸し渋り110番」の設置

昨今の経済・金融情勢の下で、金融機関の企業に対するいわゆる「貸し渋り」が懸念されています。通商産業省としては、皆様の生の声をお聞きし、今後の政策に役立てていきたいと考えています。

もし、「貸し渋り」と思われる経験をされた方は、次の「貸し渋り110番」へファクシミリまたは電子メールで情報提供されるようお願いします。

通商産業局等	ファクシミリ	電子メール
中小企業庁	03-3501-6835	qctt@miti.go.jp
北海道通商産業局	011-709-1786	qhokic@miti.go.jp
東北通商産業局	022-265-2349	qtouic@miti.go.jp
関東通商産業局	03-3213-7904	qkannd@miti.go.jp
中部通商産業局	052-951-9800	qchbic@miti.go.jp
近畿通商産業局	06-941-5895	qkinnc@miti.go.jp
中国通商産業局	082-228-2698	qchgic@miti.go.jp
四国通商産業局	087-831-5923	qsikic@miti.go.jp
九州通商産業局	092-482-5393	qkyuic@miti.go.jp
沖縄総合事務局通商産業部	098-860-3710	qoknsc@miti.go.jp

政府系金融機関等の問い合わせ先

機関名	各機関の相談窓口の電話
中小企業金融公庫	03-3270-1260(特別相談窓口)
国民金融公庫	03-3270-4649(東京相談センター)
商工組合中央金庫	03-3272-6111(業務部広報室)
全国信用保証協会連合会	03-3271-7201(業務部)
中小企業信用保険公庫	03-3270-2371(総務部)

●詳しくは最寄りの各支店等にお問い合わせ下さい。

3. 新規開業者への貸付に関する対象の拡充

現行の融資対象者	拡充後
①現に雇用されている企業と同一の業種の事業を開業しようとする者であって、開業しようとする事業と密接に関連する職種に、継続6年以上又は通算10年以上勤務している者 ②大学等(3年以上のもの)で修得した技能等と密接に関連した職種に継続して5年以上従事した者であって、当該職種と同一の業種の事業を新たに営もうとする者	同左 ③公共職業能力開発施設における職業訓練、中小企業事業団の行う研修等で修得した技能等と密接に関連した業種の事業を新たに営もうとする者であって、次のいずれかに該当する者 イ. 新たな市場の創出、既存市場の活性化等が見込まれるものであって、技術の応用又は財・サービスに独自性を加味することにより多様なニーズに対応する事業を新たに営もうとする者 ロ. 雇用の創出を伴う事業を新たに営もうとする者

(注)新規開業者に対する貸付条件

- 6ヶ月以上、商工会・商工会議所の経営指導を受けていること。
- 開業資金の1/2以上の自己資金を確保できること。
- 貸付限度 550万円
- 資金使途 開業資金(開業を予定する者が、事務所、店舗、機械設備などを取得するために必要な設備資金および開業に必要な運転資金)

表4 中小企業事業展開支援特別貸付制度の拡充

現行の融資対象者	拡充後
事業の拡大等を行うことにより、その結果として、従来に比べ当該事業所全体で新たに3人以上(従業員20人以下の企業にあっては1人以上)の人材確保が見込まれるもの	事業の拡大等を行うことにより、その結果として、従来に比べ当該事業所全体で新たに3人以上(中小企業信用保険法第2条第3項第5号の特定業種に該当する場合は2人以上) (注)(従業員20人以下の企業にあっては1人以上)の人材確保が見込まれるもの

(注) 中小企業信用保険法第2条第3項第5号の特定業種とは、いわゆる業況が悪化している業種であり、業種指定されると保険の限度額が倍額となる。

建設機械器具貸業の第三次構造改善事業に係る助成措置の手引

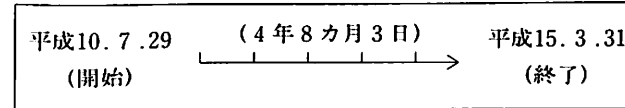
はじめに

中小企業近代化促進法に基づく建設機械器具貸業の第3次構造計画が、平成10年7月29日付けをもって建設大臣より承認されました。

建設産業においては、今後一層の経営合理化が進み、経営の近代化、情報化の進展、工法及び技術の革新、環境保全対策等が推進されると思われます。

とりわけ、情報化の進展問題（将来ビジョン14頁参照）は、ISO 9000（品質管理・品質保証システム）や建設CAL S/EC（電子商取引のための新システム）と相俟って、仕事の仕組みや取引における企業間の係り合いに変革をもたらすと予想されますので、市場の動向や価値基準の変化を見極めて、対応に努める必要があると考えます。

第三次構造改善計画の実施期間



建設機械等に係る割増償却制度の事業年度別適用期間

企業の事業年度	割増償却適用期間	
法人 (7/1 ~ 6/30)	平成10.7.29	平成14.6.30 (3年11カ月3日)
法人 (6/1 ~ 5/31)	平成10.7.29	平成14.5.31 (3年10カ月3日)
法人 (4/1 ~ 3/31)	平成10.7.29	平成15.3.31 (4年8カ月3日)
法人 (10/1 ~ 9/30)	平成10.7.29	平成14.9.30 (4年2カ月3日)
個人	平成10.7.29	平成14.12.31 (4年5カ月3日)

I、第三次構造改善計画について

中小企業の近代化を目的とする中小企業近代化促進法に基づいて策定された、第3次構造改善事業計画は建設大臣の承認を受け、平成10年7月29日より5年間実施されるはこびとなりました。

当協会の会員のうち構造改善計画に参加する中小企業者（毎年実施する構造改善実施調査票を提出した者）に対しては、企業の近代化を支援するため、有利な金融上の助成措置や税制上の優遇措置が用意されている。

一、助成措置の概要

構造改善事業を支援するため、下記のような金融、税制上の助成措置が受けられる。

(一) 金融上の助成

- イ、中小企業金融公庫及び国民金融公庫の貸付
 - 中小企業構造改善貸付
 - 利率 年2.2%（特別利率②）
 - 平成10年7月現在
 - 口、中小企業事業団の高度化資金貸付
 - 利率 年2.7%又は無利子

①高度化資金とは、中小企業構造の高度化すなわち中小企業が組合組織等

により事業の共同化、協業化、工場店舗の集団化などを推進していくこととを支援するため、中小企業事業団と都道府県が資金を出し合って貸し付ける、長期、低利の資金のこと。

(二) 税制上の特別

- イ、国税
 - A、普通償却に加えて、18/100の割増償却
 - ロ、地方税
 - A、特別土地保有税の非課税
 - B、事業所税の非課税

二、助成措置を利用できる企業

(一) 金融上の助成

- ①資本金5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人企業者で構造改善計画に参加している者
 - （ただし、建設業の許可を有し、かつ、オペレータ付きの貸貸で実質的に工事請負的性格を持つ場合は、資本金1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人）。
- ②兼業している企業の場合は建設機械器具貸業に係るものが以下のいずれか

の基準を満たしていること。

イ、売上高又は売上総利益の30%以上を占めていること。
ロ、棚卸資産及び有形固定資産（土地を除く。）の合計が30%以上を占めていること。
ハ、従業員の数が30%以上を占めていること。

(二) 税制上の特別

- ①青色申告書を提出する中小企業者
- ②資本金1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人企業者で構造改善計画に参加している者
- ③収入、資産のいずれかが、次のイ又はロの基準に達している企業
 - イ、年間総収入金額のうち、建設機械器具貸貸にかかわる収入が50%以上ある企業
 - ロ、固定資産（土地を除く。）のうち、建設機械器具貸業にかかわるものが50%以上となる企業

三、金融上の助成措置

- (一) 特別貸付
 - 中小企業金融公庫（中小公庫）、国民金融公庫（国民公庫）においては、近促法に基づく中小企業の近代化を支援するため、特別貸付制度を用意している。また、

商工組合中央金庫(商工中金)は、出資を受けた組合とその構成員に対し、融資を行っている。沖縄県においては、上記2機関に代り、沖縄振興開発金融公庫が特別貸付を行っている。

制度の概要は表1のとおりである。

なお、中小公庫、国民公庫の貸付金利は、金利情勢に応じて適宜改訂される。

(二) 高度化事業融資(中小企業事業団)
中小企業が組合組織等により事業の共同化、協業化、工場、店舗の集団化などを推進していくことを支援するため、このような高度化事業に対して、中小企業事業団と都道府県が資金を出し合って、長期、低利(2・7%又は無利子)の資金を融資している。

近促法の適用が要件になっているもの又は近促法の適用により融資条件が改善(融資比率のアップ等)されているものは表2のとおりである。

近代化計画が定められている場合に近促法第8条の承認を受けて行う合併、出資に対しては企業合同貸付(利率2・7%)、構造改善計画に新商品、新技術の開発等の事業が含まれている場合であって、新商品、新技術の開発の共同事業を行うときには知識集約化貸付(設備資金無利子、運転資金2・7%)が適用される。

平成10年7月1日現在

表1 中小企業構造改善貸付

融資対象者	構造改善参加者のうち資本金5千万円以下または従業員50人以下の会社及び個人	
資金用途	構造改善計画に従った ①機械設備等、土地建物に係る設備資金 ②長期運転資金 ③事業転換資金	
	うち特利対象の資金用途	設備資金 (土地建物に係るものを除き、機械設備の設置に不可欠な建物を含む。)
貸付限度	中小公庫7.2億円 (うち長期運転資金に) ついては2.4億円	国民公庫4,800万円 (うち運転資金) (2,700万円)
	うち特利対象の貸付限度	中小公庫 2.7億円 国民公庫 4,500万円
利率(特利)	2.3% (2.2%)	
貸付期間 (うち据置期間)	設備資金15年以内(2年以内) 運転資金5年以内(1年以内) ただし、特に必要な場合7年以内	

表2 高度化事業融資における中小企業近代化促進法関係の特例

対象事業名	融資対象 (近促法に係る要件)	金利	償還期限 (うち据置期間)	特例の場合の助成割合		通常の場合の助成割合	
				計	(うち事業 団負担)	計	(うち事業 団負担)
知識集約化共同事業(要)	<構造改善計画> 製品開発、デザイン開発、技術開発等のための事業(運転資金を含む)。	無利子	○設備資金 16年以内(3年以内)	80%	(40%)	—	—
		運転資金 について は2.7%	○運転資金 7年以内(1年以内)	70%	(55%)	(15%)	—
		2.7%	15年以内(3年以内)	70%	(55%)	(15%)	(42%)
		2.7%	12年以内(2年以内)	70%	(55%)	(15%)	(42%)
		2.7%	12年以内(2年以内)	70%	(55%)	(15%)	(23%)
構造改善等高度化事業(一般)	集団化事業(○) 一般共同施設事業のうち共同施設事業(○) 設備リース事業(○) 施設共同利用事業(×) (×) 公害防止施設共同利用事業	2.7%	15年以内(3年以内)	70%	(55%)	65%	(42%)
		2.7%	12年以内(2年以内)	70%	(55%)	(15%)	(23%)
		2.7%	12年以内(2年以内)	70%	(55%)	(15%)	(23%)
		2.7%	施設設置期間+15年以内 (施設設置期間+2年以内)	70%	(55%)	(15%)	(60%)
		2.7%	施設設置期間+15年以内 (施設設置期間+2年以内)	70%	(55%)	(15%)	(30%)
構造改善等高度化事業(特定)	工場共同化事業(○) 特定共同施設事業のうち共同公害防止等事業(○)	無利子	<構造改善計画> 各事業について要件が別途定められている。	80%	(54%)	80%	(40%)
		2.7%	<近代化計画、構造改善計画> 近促法第8条第1項から第3項までの規定に基づく承認を受けた合併又は出資後の法人が行う近代化を著しく促進させるための事業	70%	(55%)	(15%)	(40%)

(注)：(要)印は高度化事業融資のうち近促法の適用が要件になっているもの、(○)印は近促法の適用により条件が改善されるもの、(×)印は近促法の適用により条件が悪くなるものである。

四、税制上の助成措置

(一) 税制の特例

① 機械等の割増償却（近促法第9条第1項、租税特別措置法第13条の2（所得税）、第46条（法人税））

構造改善参加者は、その有する機械、装置、工場用建物等について、5年間普通償却限度額に加えて、100分の18の割増償却を行うことができる。

割増償却の対象は、平成10年7月29日以降に取得する機械、装置、工場用建物等に限定されている。

② 特別土地保有税の非課税（地方税法第586条第2項第10号、地方税法施行令第54条の20の2）

構造改善計画に掲げる事業の用に供される土地については、特別土地保有税が非課税となる。特別土地保有税は48年度に創設されたものであるが、非課税とならない場合の概要は次のとおりである。

○ 課税客体 土地の所有（取得後10年以上）又は土地の取得

○ 税額

① 所有分（毎年）

取得価額×1.4/100から固定資産税課税標準額×1.4/100を控除した額

（固定資産税課税標準額は所得価額に比して一般に低く設定されている。）

③ 工場用建物の附属設備（※1）
なお、上記①～③の減価償却資産については

割増償却制度の根拠条文について

減価償却の特例

中小企業近代化促進法に基づく構造改善計画を実施する商工組合等の構成員の機械等の割増償却の特例

租税特別措置法

○ 所得税に関するもの

租税特別措置法第13条の2第1項第1号

及び租税特別措置法施行令第6条の8第1項から第4項

○ 法人税に関するもの

租税特別措置法第46条第1項第1号

及び租税特別措置法施行令第29条第1項から第4項

◎ 取得分（取得時）

取得価額×3/100から不動産取得税課税標準額×4/100を控除した額（不動産所得税課税標準額は取得価額に比して一般に低く設定されている。）

○ 免税点

① 東京都の特別区及び政令指定都市（次の③に掲げる12都市）の区の区域2、000㎡未満

② 都市計画区域を有する市町村（①を除く。）5、000㎡未満

③ その他の市町村10、000㎡未満
④ 事業所税の非課税（地方税法第701条の34第3項第21号）

構造改善計画に掲げる事業の用に供される施設については、事業所税が非課税となる。事業所税は50年度に創設されたものであるが、非課税とならない場合の概要は次のとおりである。

○ 課税都市（合計63市と都の特別区）

① 東京都特別区

② 政令指定都市（札幌、仙台、千葉、川崎、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、北九州、福岡）12市

③ 首都圏の既成市街地又は近畿圏の既成都市区域を有する市（①、②を除く。）

④ 人口30万人以上の市のうち次のもの
（川口、武蔵野、三鷹、守口、東大阪、堺、尼崎、西宮、芦屋）9市

⑤ 人口30万人以上の市のうち次のもの

イ、建設機械器具貸貸業以外の事業に係るものでも割増償却の対象となる。

ロ、構造改善計画承認の日（平成10年7月29日）以降に取得した資産についてのみ割増償却の対象となる。

ハ、ただし、この割増償却制度の適用は、他の特別償却制度等と同一年（度）において重複して認められないので、有利な制度を選択する。

（※1）工場用建物の附属設備

暖冷房設備、照明設備、通風設備、昇降機その他工場用建物に所属する設備

③ 割増償却の適用期間等

① 法人の場合

平成10年7月29日を含む事業年度から、その事業年度開始の日以後、5年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度（ただし、適用対象減価償却資産は、平成10年7月29日以降に取得したものに限り。）

〔例〕

イ、事業年度が4月1日から翌年の3月31日の場合の適用期間……

平成10年7月29日～平成15年3月31日（ただし、平成10年7月29日～平成15年3月31日の4年8か月3日間に取得した減価償却資産が適用になる。）

ロ、事業年度が10月1日から翌年9月

（62年3月現在指定されているもの）
函館、旭川、郡山、いわき、宇都宮、浦和、大宮、市川、船橋、松戸、八王子、町田、横須賀、藤沢、相模原、新潟、富山、金沢、長野、岐阜、静岡、浜松、豊橋、豊田、豊中、吹田、高槻、枚方、姫路、奈良、和歌山、岡山、倉敷、福山、高松、松山、高知、長崎、熊本、大分、鹿児島、那覇—42市

○ 税率

① 資産割 事業所床面積1㎡当たり600円

② 従業者割 従業者給与総額の0・25%（毎年）

③ 従業者割 従業者給与総額の0・25%（毎年）

④ 新増設 新増設事業所床面積1㎡当たり6、000円（新増設時）

○ 免税点

① 資産割 事業所床面積1、000㎡以下

② 従業者割 従業者数100人以下

③ 新増設 新増設事業所床面積2、000㎡以下

□ 適用対象減価償却資産

割増償却制度の対象となる減価償却資産は、次に掲げるものである。

① 機械及び装置

② 工場用建物

30日の場合の適用期間……

平成10年7月29日～平成14年9月30日（ただし、平成10年7月29日～平成14年9月30日の4年2か月3日間に取得した減価償却資産が適用になる。）

② 個人の場合

平成10年7月29日から平成14年12月31日までの各年（ただし、平成10年7月29日以後平成14年12月31日までの4年5か月3日間に取得した減価償却資産が適用になる。）

③ 繰越し

事業年（度）によっては割増償却制度を活用するだけの利益をあげているとは限らないため、減価償却費として必要経費（損金）に算入した額が、当該事業年（度）の償却限度額（普通償却限度額プラス特別償却限度額の合計額）より少ない場合、その差額のうち特別償却限度額に係る不足額について個人、法人とも1年間の繰越しが認められている。

（ただし、この繰越しが認められるには、当該事業年（度）の確定申告をするときに「規模等適正化事業実施証明書」を添付して提出しておくことが必要であり次年度にも、新たに同証明書を添付することになっている）

別添6

平成 年度設備計画等の変更届出書

業 種 名 建設機械器具賃貸業
 作 成 主 体 社団法人 全国建設機械器具リース業協会
 変更前の計画の承認を受けた日 平成 年 月 日

提出年月日 平成 年 月 日
 企業名 全建リース協
 代表者名 支
 所在地

1. 設備計画

設備の種類 機械装置 建物 土地 運転資金 計	当初計画		変更計画		変更理由
	台数	所要金額	台数	所要金額	
設備の種類					
機械装置					
建物					
土地					
運転資金					
計					

2. 資金計画

項目	合計		高度化資金		中小公庫		国民公庫		その他の系		県・市等の補助融資		民間金融機関		構造改善準備金		その他		自己資金	
	計画	変更	計画	変更	合計	うち特利分	合計	うち特利分	計画	変更	計画	変更	計画	変更	計画	変更	計画	変更	計画	変更
設備等資金																				
機械装置																				
建物																				
土地																				
運転資金																				
合計																				

(注) 当初計画を記入後変更計画を記入して変更箇所を下線を引く。

記載事項については受理します。 平成 年 月 日 建設省建設経済局建設振興課長 ㊤

企業の事業年度別の適用期間等 (例)

企業の事業年度	割増償却の適用期間	
法人 (7/1 ~ 6/30)	平成10.7.29	平成14.6.30 (3年11カ月3日)
法人 (6/1 ~ 5/31)	平成10.7.29	平成14.5.31 (3年10カ月3日)
法人 (4/1 ~ 3/31)	平成10.7.29	平成15.3.31 (4年8カ月3日)
法人 (10/1 ~ 9/30)	平成10.7.29	平成14.9.30 (4年2カ月3日)
個人	平成10.7.29	平成14.12.31 (4年5カ月3日)

II、助成措置に関する手続きについて

一、構造改善貸付

(一) 設備計画等の変更届出書

構造改善事業実施調査で作成した資金計画に基づき金融機関宛構造改善融資を申請してください。

なお、資金計画を大幅に変更する場合は届出が必要になります。

特に下記のような場合は、変更届(別添6)を提出しないと借入ができないので、十分注意することが必要です。

- ① 事業計画の変更等、構造改善の趣旨に重大な影響を及ぼすもの。
- ② 計画規模を大幅に変更する場合(借入額について当初比50%以上の増減)
- ③ 新たに会員になった者が借入を希望する場合

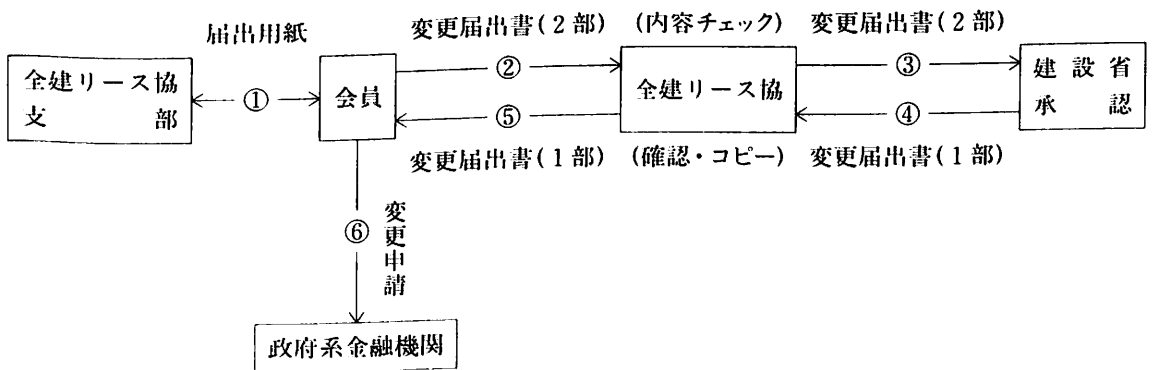
(二) 変更届出書の流れ

この変更届は、下記のように処理されます。事務処理に多少の時間を要するので、あらかじめ余裕をもって提出してください。

(三) 設備計画等の変更届出書作成上の注意事項と手続

設備計画等の変更届出書を作成したら提出前に本部事務局宛にFAXで送って

変更届出書の流れ



(記入例)

9. 規模等適正化事業の内容

事業内容	実施した(期間)	実施中(期間)	実施する予定(年度)
(1) ①新機種、新工法の研究、開発	10.7.29~11.3.31	11.4.1	
②整備、管理基準の作成			11
③新機種、新工法の研修等	10.9.1~3		
(2) ①建設機械賃貸業管理技士等の育成		11.4.1~	
②経営者、管理者の研修への参加	11.1.8		
③経営計画の作成			12
④コンピュータ活用による効率的な経営管理		11.4.1~	
(3) 協同組合による事業 〔共同購買、300万円〕	10.7.29~11.3.31		
(4) 業務提携による事業 〔機器の相互利用 3,000万円〕	10.7.29~11.3.31		
(5) その他の事業 〔具体的に 共同配送 500万円〕	10.7.29~11.3.31		

を添付してください。

(振込銀行名)
振込銀行名 東京三菱銀行
神保町支店
振込口座番号 普通預金
No. 01310313943
振込先名称 社団法人
全国建設機械器具
リース業協会

住所
東京都千代田区神田駿河台2-1
〒101-0062
電話 03(3293)7273-4

④①②③の交付願により構造改善事業実施証明書(別添19)及び非課税対象施設等証明書(別添22)が交付されます。

算に関する特別償却(所轄税務署に
あります)

②個人の場合

④機械等の割増償却に関する明細書(所
轄税務署にあります)

四 割増償却適用報告書

この証明書の交付を受けた企業(証明
書を添付して申告した企業)は、左記の
書類を全建リース協宛に提出して下さい。

①証明書を使用した場合

割増償却適用報告書(別紙2)を申
告後速やかに(1週間以内)提出し
て下さい。(全建リース協は、毎年度建
設省に証明書交付状況について、届出
の義務があり、建設省はその写を中小
企業庁に提出することになっていま
す。)なお繰越しだけの申告に適用した
場合も含まれます。

②証明書を使用しなかった場合

証明書とその理由を書いて報告書の
1-(2)に○印して返送して下さい。

③①又は②の報告がないときは証明を取
消すことがあります。

五 規模等適正化事業実施証明書交付願

規模等適正化事業実施証明書交付願(別
紙1)の記入について

1、資本金

単位千円(個人は個人に○印の
こと)

2、従業員数

役員を除き長期間雇用している
パート等を含みます。

3、(1)収入金額基準

年間総収入金額を100%と
し、うち建設機械器具賃貸業に
よる収入の占める割合。

(2)資産基準

年(度)の終了の日における、
土地を除く固定資産簿価を100
%とし、うち建設機械器具賃貸
業に係る資産の占める割合。

4、決算日

法人の割合。事業年度終了の日、
個人の割合、年末。

申告予定日

確定申告提出予定日。

5、決算期間

前年(度)決算の翌日から今回
の決算日とする。

6、証明書の使用目的

割増償却

7、提出先

提出する税務署名等を具体的に

8、支部の確認

支部のゴム印と確認印

9、規模等適正化事業の内容

事業内容欄の(1)(2)から、それぞれ1
つ以上、合計で4つ以上実施すること
が必要です。

各事業については番号に○印をする

とともに、「実施した」「実施中」「実施
する予定」の欄に期間を記入して下さい。
い。

(3) (5)集約化の形態別に内容を記入
(例：共同受注、機器の相互利
用など)

※記入例を参照下さい。

なお、この証明書の交付を受けたにもか
かわらず規模等適正化事業を適切に実施
していない中小企業者に対しては、既に交
付した証明書の取消し及び以後の証明書
の交付の停止の措置がとられます。

三、事業所税及び特別土地保有税

の非課税

(一)適用のための手続

①構造改善事業実施証明書交付願(別紙
3)に記入し、所属支部の確認(印)

を受けて、全建リース協宛に送付して
ください。(別紙3と別紙3-2を1セ
ットとして提出して下さい。)

②上記①の交付願を送付する際は、

④非課税対象施設の簡単な図面又は対
象施設部分図及び面積等を記入した
もの等の写

⑤非課税明細書、事業所税明細書及び
事業所等明細書等必要な明細書の写

③交付願書には証明料5万円の送金受取
書(コピー可)、返信封筒(郵券貼付)

別添20

平成 年 月 日 証第 号
 住 所 東京都千代田区神田駿河台2の1
 商工組合等の名称 社団法人全国建設機械器具リース業協会
 代表者の氏名 会長 三瓶 徳 司 印

規模等適正化事業実施証明書

貴 社は、中小企業近代化促進法第4条第1項の規定に基づき、当協会が建設大臣の承認を受けた中小企業構造改善計画に従って規模等適正化事業を平成 年 月 日現在において実施しているものであることを証明します。

記

- 承認を受けた構造改善計画に係る特定業種名
建設機械器具賃貸業
- 承認を受けた構造改善計画の実施期間
平成10年7月29日～平成15年3月31日
- 当該企業が実施する規模等適正化事業の内容及び実施期間

実施した規模等適正化事業	平成 年 月 日～ 年 月 日
実施中の規模等適正化事業	年 月 日～ 年 月 日
実施することが確実な規模等適正化事業	年 月 日～ 年 月 日

(注) 3の実施項目は、主要なものを該当欄に記載すればよい。
 また今後実施する規模等適正化事業に係る実施期間は、予定期間を記載する。

別紙2

割増償却適用報告書

社団法人 全国建設機械器具リース業協会
 会長 三瓶 徳 司 殿
 住 所 〇〇〇〇
 会 員 番 号 〇〇〇〇
 代 表 者 名 〇〇〇〇 印

証第 号の規模等適正化事業実施証明書による構造改善割増償却について下記のとおり報告します。
 記

- 適用年月日等
 (1) 申告した日：平成 年 月 日 (決算日平成 年 月 日)
 (2) 適用しなかったため、その理由と証明書を付して返送します。(2)に○をつけること。
 その理由： _____
- 申告した普通償却額、割増償却額 (単位：千円・千円以下は4捨5入)
 下記A、Bの金額は右上の明細書A、Bと同額

企業名	普通償却額	構造改善割増償却額
A	千円	B 千円

- 種類別償却の明細
 (1) 法人の場合：償却額の計算に関する明細書により次の表に記載してください。
 (2) 個人の場合：割増償却に関する明細書により次の表に記載してください。

構造改善事業に係る種類別割増償却に関する明細書

種 別	額	機械・装置	工場用建物	附属装置	合 計
取 得 価 値					
償却額計算の基礎額					
当期普通償却額					A
当期割増償却額					B
前期繰越し償却額					
償 却 額 合 計					
翌期に繰越し償却不足額					

(単位：千円)

- 達成すべき適正化方式の実績
 (1) 業務提携等による機器の効率的運用
 賃貸機械器具回転率 (賃貸売上高/賃貸機器 (資産)) 目標値3.1回以上 回
 (2) コンピュータ活用による効率的経営管理

経 営 指 標	計 算 式	数 値	目 標 値
一事業所当りの賃貸売上高	賃貸売上高 / 事業所数	百万円	350百万円
売上高経常利益率	経常利益 / 賃貸売上高	%	4.0%以上
固定長期適合率	固定資産 / (自己資本 + 固定負債)	%	100%以下
自己資本比率	自己資本 / 総資本	%	17%以上

- 建設機械器具賃貸業管理士等の育成事業

現在 () 人 目標 () 人

5. 適用 (申告) した規模等適正化事業実施証明書の事業名等	平成 年 月 日～ 年 月 日
実施した規模等適正化事業 ①	年 月 日～ 年 月 日
実施中の規模等適正化事業 ②	年 月 日～ 年 月 日
実施することが確実な規模等適正化事業 ③	年 月 日～ 年 月 日

- 別紙3の証明交付願の記入について
- 1、資本金
単位千円（個人は個人に○印のこと）
 - 2、従業員数
役員を除き長時間雇用しているパート等を含む。
 - 3、収入金額基準
(1) 収入金額基準
年間総収入金額を100%とし、うち建設機械器具賃貸業による収入の占める割合。
(2) 資産基準
年（度）の終了の日における、土地を除く固定資産簿価を100%とし、うち建設機械器具賃貸業に係る資産の占める割合。
 - 4、決算日
法人の割合、事業年度終了の日、個人の割合、年末。
申告予定日
確定申告提出予定日。
 - 5、決算期間
前年（度）決算の翌日から今回の決算日とする。
 - 6、証明書の使用目的
事業所税の非課税等、使用目的を記入
 - 7、提出先
提出する税務署名等を具体的に
 - 8、支部の確認

■支部のゴム印と確認印
支部のチェックポイント
日付、会員番号、住所、組織形態、会社名（個人の場合、屋号は不可）代表者名を確かめる。
返信用封筒の有無を確かめる。
照合欄は本部で記入します。



別紙3

平成 年 月 日

照合 証第 号

社団法人 全国建設機械器具リース業協会
会長 三瓶徳司 殿

会員番号 _____
住 所 _____
会 社 名 _____
代表者名 _____ 印

構造改善事業実施証明書交付願

当社（店）が実施している構造改善事業について、下記により規模等適正化事業実施証明書の交付を受けたいので申請します。

記

1. 資本金（出資金） _____ 千円（個人）
2. 従業員数 _____ 名
3. 建設機械器具賃貸業に係る割合
(1) 収入金額基準 _____ % (2) 資産基準 _____ %
4. 決算日 毎年 ____月 ____日 申告予定日 ____年 ____月 ____日
5. 決算期間 平成 ____年 ____月 ____日～平成 ____年 ____月 ____日
6. 証明書の使用目的 割増償却
7. 提出先 _____
8. 支部・協会、組合等の確認
支部名（ゴム印） _____ 印
9. 返信用封筒（同封）郵券貼付のこと

別添19

平成 年 月 日 証第 号

_____ 殿 住 所 東京都千代田区神田駿河台2の1
 商工組合等の名称 社団法人全国建設機械器具リース業協会
 代表者の氏名 会長 三瓶 徳司 ㊟

構造改善事業実施証明書

貴 社は、中小企業近代化促進法第4条第1項の規定に基づき、当協会が建設大臣の承認を受け
 た構造改善計画に従って構造改善事業を実施しているものであることを証明します。

記

- 承認を受けた構造改善計画に係る特定業種名
建設機械器具賃貸業
- 承認を受けた構造改善計画の実施期間
平成10年7月29日～平成15年3月31日
- 当該企業が実施する構造改善事業の内容及び実施期間

実施した事業		平成 年 月 日～ 年 月 日
実施中の事業		年 月 日～ 年 月 日
実施することが確実な事業		年 月 日～ 年 月 日

(注) ●空欄には実施項目の主なものを記入すればよい。
 ●今後実施する事業に係る実施期間は、予定期間を記入すればよい。

別紙3-2

平成 年 月 日

社団法人 全国建設機械器具リース業協会
 会長 三瓶 徳司 殿

照合 証第 - 号

会員番号 _____
 住 所 _____
 会 社 名 _____
 代表者名 _____ 印

非課税対象施設等証明書交付願

当社（店）の下記施設等が、非課税対象施設であることを証する非課税施設等証明書の交付を
 受けたいので必要書類を添えて申請します。

記

1. 住 所	
2. 企業名	
3. 代表者名	
4. 従業員数	人

5. 特別土地保有税の場合

(1)土地の所在		面積	m ²
(2)取得年月日	平成 年 月 日		
(3)取得目的			

6. 事業所税の場合

(1)事務所等の延床面積		m ²
(2)うち事務所等の新增設床面積		m ²

上記のとおりであることを確認した。

支部名 (ゴム印) _____ 印

注) 簡単な対象施設部分図及び面積等を記入した図面と必要な明細書の写を添付すること。

別添22

平成 年 月 日 証第 号

住 所 東京都千代田区神田駿河台2の1
 工商組合等の名称 社団法人全国建設機械器具リース業協会
 代表者の氏名 会長 三瓶 徳司 ㊟

非課税対象施設等証明書

下記施設等は、中小企業近代化促進法第4条第1項の規定に基づき、当協会が建設大臣の承認を受けた中小企業構造改善計画に基づき当該事業の用に供する施設等であることを証明します。

記

1. 住 所	
2. 企業名	
3. 代表者名	
4. 従業員数	人

5. 特別土地保有税の場合

(1)土地の所在		面積	m ²
(2)取得年月日	平成 年 月 日		
(3)取得目的			

6. 事業所税の場合

(1)事務所等の延床面積	m ²
(2)うち事務所等の新增設床面積	m ²

注) 5及び6については、必要に応じ、当該土地、施設等を明示する図面を添付すること。

厚生年金基金からのお知らせ

1、当基金の財政状況

(1) 平成9年度年金経理決算

基金の年金積立金は生命保険会社、信託銀行および投資顧問会社に委託して、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式等によって運用しております。決算時の積立金額は従前、簿価(有価証券等の取得時の価格)を用いておりますが平成9年度決算から時価(決算時点の有価証券等の価格)を用いることになりました。これにより、財政状況が的確に把握できるようになりました。

当年度不足金の処理

当年度不足金116,894,689円は、別途積立金85,392,741円を取りくずして充て、なお、31,501,948円が平成10年度への繰越不足金となります。

当年度不足金が発生した主な原因は、運用収益の低下によるものです。平成9

損益計算書

(平成9年4月1日～平成10年3月31日)

(単位:円)

借 方		貸 方	
科 目	決 算 額	科 目	決 算 額
給 付 費	366,740,766	掛 金 収 入	2,549,735,240
移 換 金	379,875,558	受 換 金	21,241,222
拠 出 金	4,092,742	政 府 負 担 金	33,043,508
有の信託報酬・ 有の保険事務費	54,572,917	収 益 受 入 金	444,666,181
業 務 委 託 費	22,368,837	業 務 会 計 からの受入金	150,000,000
運用コンサルティング料	1,375,500	前年度末責任準備金	16,926,280,000
当 年 度 末	19,430,562,823	特 別 収 入	17,728,303
責 任 準 備 金		当 年 度 不 足 金	116,894,689
計	20,259,589,143	計	20,259,589,143

貸借対照表

(平成10年3月31日)

(単位:円)

資 産 勘 定		負 債 勘 定	
科 目	決 算 額	科 目	決 算 額
流 動 資 産	442,066,721	流 動 負 債	14,281,414
固 定 資 産	18,971,275,568	支 払 備 金	476,973,823
当 年 度 不 足 金	116,894,689	給 付 債 務	18,953,589,000
		別 途 積 立 金	85,392,741
計	19,530,236,978	計	19,530,236,978

年度末の運用利回りは、運用手数料等控除後の実利回り2・24%で、予定利率5・5%を下回ったためです。

当基金では、平成10年度下半期から、生命保険会社に運用委託している積立金の運用方法を手直しして、運用の効率化を図ることになりました。

(2) 積立金の検証

積立金が必要額を満たしているかを検証した結果、平成9年度末においては適正な水準を確保していることがわかりました。

積立水準（時価ベース）

①責任準備金（プラスアルファ部分を含む額）対比

$$\frac{\text{純資産額 } 18,922,087\text{千円}}{\text{責任準備金 } 18,201,962\text{千円}} = 1.03$$

責任準備金は基金独自の上乗せ給付額を含めた必要積立額をいいます。

責任準備金対比が1.0未満になると積立不足と見なされます。

②最低責任準備金（プラスアルファ部分を含まない額）対比

$$\frac{\text{純資産額 } 18,922,087\text{千円}}{\text{最低責任準備金 } 13,880,316\text{千円}} = 1.36$$

最低責任準備金は国の老齢厚生年金の給付に相当する額をいいます。

最低責任準備金対比が1.05を下回った場合は、積立不足と見なされます。

③最低積立基準額対比

$$\frac{\text{純資産額 } 18,922,087\text{千円}}{\text{最低積立基準額 } 16,393,962\text{千円}} = 1.15$$

平成9年度決算から新たに導入された検証項目です。責任準備金は基金が今後とも継続して存続することを前提にして、現在および将来の加入員の収支を見込んで算出していますが、最低積立基準額は決算時点で基金が解散した場合を仮定して、その時点の加入員、受給者等の必要額を算出したものです。最低積立基準額対比が1・00を下回った場合は積立不足と見なされます。
*純資産額は貸借対照表の「流動資産＋固定資産－流動負債－支払準備金」です。

2、当基金の給付水準

基金の給付水準は、設立基準により代行部分の額（国の老齢厚生年金の給付相当額）のプラスアルファ30%以上とするのが義務付けられています。

当基金は給付額にして35・6%、支給開始年齢の差（国より早い）等を加味すると54・9%のプラスアルファとなっております。

3、年金制度改革

制度改革の背景と改革案につきまして、「かいほうNo.49」でお知らせしましたが、その後、厚生省の「5つの選択肢」に示された改革案をもとに、厚生大臣の諮問機関である年金審議会で検討され、去る10月9日に同審議会の意見書が提言されており、意見書の骨子は次のとおりです。

○公的年金について

〈厚生年金の給付と負担の水準〉

現行制度を維持すれば保険料が月収の30%を大きく超えることになり、現役世代の負担の限界を超える。保険料の上限は月収の20〜30%に抑えるためには、給付水準の引き下げはやむを得ない。

〈給付抑制の具体策〉

スライド方式

賃金スライドは当分の間行わないようにすることはやむを得ない。

在職老齢年金

60歳代後半の在職者に保険料負担を求め、年金支給を減額するのが適当。

部分年金

報酬比例部分（部分年金）の支給を段階的に65歳に引き上げるべきである。

〈その他の提言〉

総報酬制

ポーンナスも保険料の対象にする総報酬制を導入すべきである。

○厚生年金基金等について

免除保険料率の個別化

免除保険料率の個別化を徹底するべき。労働合意を前提に確定拠出型年金の導入を認めるべきである。

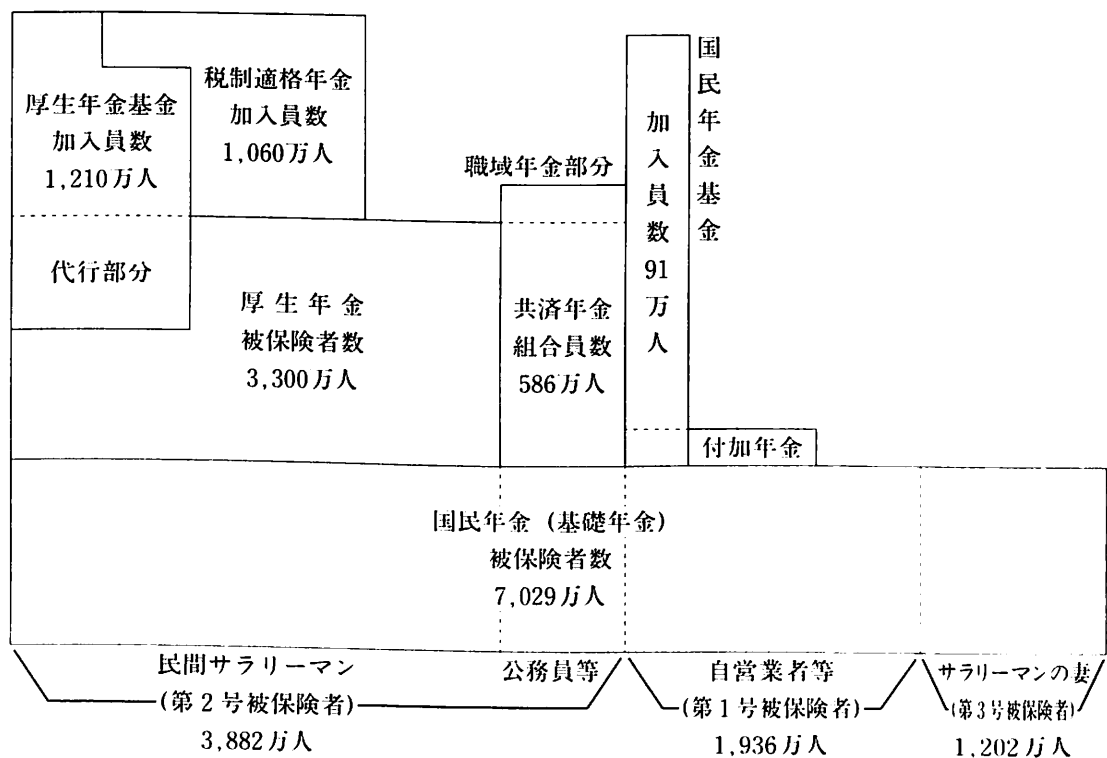
確定拠出型年金

企業年金基本法の制定

企業年金に関する包括的な基本法の制定が必要である。

【参考資料】

我が国の年金制度と加入員数



(注) 数値は平成9年3月現在



平成十年度可搬形発電機整備技術者 試験合格者

平成十年度可搬形発電機整備技術者認定試験は、六月十七日より
全国八会場において実施され、合格者は三八三名であった。

支部名	受験者数	合格者数
北海道	21	21
青森	11	11
岩手	9	9
秋田	5	5
宮城	13	13
山形	1	1
福島	6	6
茨城	0	0
栃木	1	1
群馬	6	6
東京	66	66
神奈川	8	8
新潟	1	1
長野	2	2
静岡	26	26
中部	39	39
富山	12	12
石川	17	17
福井	0	0
和歌山	4	4
滋賀	4	4
大阪	27	27
兵庫	12	12
中国	31	31
四国	12	12
九州	35	35
沖縄	15	14
合計	384	383

「平成十年度可搬形発電機整備技術者 合格者名簿」

北海道支部
越坂 利治
菅原 雅樹
川口 祐之
高山 忠

三好 徹
市川 真一
庄司 等
高橋 新吾
山田 龍也

西田 雄三
兼平 健司
谷 伸則
能登 亮一
村田 雅彦

猿川 和志
富山 政紀
小林 政彦
階戸 敏規
神原 克圭

千葉 昌彦
松本 憲一

青森支部
高橋 昌樹

坂本 徳秀
輪島 徹
石田 義幸
高田 秀男
府田 常夫

佐藤 友和
遠藤 俊幸
宮本 榮
大平 浩

佐々木 浩

岩手支部
久保園 毅

原 康宏
千葉 道彦
菅田 憲
菊地 徹
藤原 努
乙道 敦識
武田 衡也
高橋 右

秋田支部
大島 幸喜
保坂 弘樹
後藤 彰
高橋 重喜
鈴木 亨

宮城支部
内海 敏郎
伊藤 毅
引地 努
奈須野富美男
千葉 公郎
鈴木 仁
森 規夫
小張 優樹
後藤 公明
鈴木 能彰
福原 克彦

佐藤 和男
岡 哲也
山形支部
武田 俊和
福島支部
星 正和
宇津味 善市
佐藤 浩一
長谷川 猛
星 和延

栃木支部
澤島 正美

群馬支部
小林 一行
恩田 勝夫
高橋 秀夫
野口 武司
西野 正宏
田中 清之

東京支部
平 政一
千保 政一
柳沼 進
邦浩

岩本 智
今泉 徹
菊池 義則
市川 憲光
飯嶋 菊造
佐々木 淳
齊藤 孝志
大野 敏雄
高橋 正美
森島 豊
宮中 伸之
宮城 隆宏
塚田 仁
山口 直保
山下 修
高橋 辰男
小松 博
小松 優
松本 武保
石野 泰司
吉野 芳和
加藤 成明
高橋 守
増田 幸治
滝川 道男
太田 政保
嶋山 政保
横山 稔晃
山本 幸一
高井 幸一
佐藤 幸寛

沼田 和幸
山田 浩
垂見 慈紀
長橋 利英
田口 勇
河野 和久
伊藤 菊太郎
白川 利文
鈴木 貞夫
今関 政利
宮田 潤
前田 直行
春田 孝治
須田 勝秀
松木 大介
村吉 政義
神永 篤
大松澤 季宏
山崎 慎司
中西 浩治
橋本 学
小林 裕嗣
平松 俊弘
大西 真吾
渡辺 忠人
田中 誠治
熊沢 克己
権代 義成
大塚 匡紀
岩留 良二

加峯 高明
和佐野 潤市

神奈川支部
鈴木 芳治
小沼 晋二
佐々木 誠
源平 邦康
村山 幸弘
家城 光夫
平田 英二
阿久津 剛

長野支部
手塚 章弘
和田 博英

新潟支部
風間 孝

静岡支部
鈴木 孝明
五篠 喜和
長澤 成
横山 京司
西澤 隆
山中 幸弘
高塚 宏丈
小林 永典
今田 信行

中部支部
中村 充孝
小川 貞雄
伊藤 平
内海 重紀
野々尻 正巳
的場 澄人
三嶋 政雄
篠原 博和
石川 了一
小倉 正成
住永 智行

本道 忠久
植松 照博
菊池 光広
大須賀 秀和
杉村 昭
米山 智宏
有村 文彦
岡 雅彦
仁地 正一
豊蔵 貴司
今川 義彦
関原 一夫
鈴木 智久
伊藤 秀樹
渡辺 晃行
岡野 仁志
細井 隆

長尾 有記
松久 幸直
松井 誠
山崎 高
村木 則彦
尾澤 正直
梅本 悟
萩野 敦
後藤 浩二
田中 利幸
黒木 友幸
山田 要
今尾 等
岩井 伸之
織橋 重和
大山 丈志
藤井 克之
堀 信二
伊藤 晃
川澄 利明
徳田 啓二郎
若松 敦
浅野 弘行
加藤 政次
近藤 英男
出口 勝浩
二村 和夫

支部名	受験者数	合格者数
北海道	54	20
青森	16	7
岩手	2	2
秋田	4	3
宮城	12	9
山形	3	3
福島	1	1
栃木	2	1
群馬	10	9
東京	31	19
神奈川	5	1
長野	7	5
静岡	12	8
中部	37	29
新潟	3	3
富山	5	5
石川	2	2
福井	1	1
和歌山	0	0
滋賀	6	4
京都	4	3
大阪	15	11
兵庫	11	10
中国	34	26
四国	5	4
九州	16	8
沖縄	13	10
合計	311人	204人

「平成十年度建設機械器具賃貸業管理技士試験合格者リスト」

- 北海道支部
山本 靖男
高木 昌博
宮崎 敏文
黒滝 獎
永井 不二雄
- 平田 敏仁
鷲野 正明
向山 智博
坂野 暢彦
原野 道雄
神内 樹
- 松本 邦久
中原 英義
村元 秀実
阪本 俊史
岩井 利紀夫
久保田 勝仁
- 青森支部
島田 保輝
本橋 照
栗秋 誠
小崎 歩
佐々木 章
- 大野 信之
愛澤 誠
加瀬谷 敏
三瀧 史子
小野寺 武
- 岩手支部
吉田 勝蔵
木田 三平
秋田支部
菅原 謙二
- 宮城支部
鈴木 透
菅原 謙二
佐藤 敏明
三塚 敏明
佐藤 敏明



平成十年度建設機械器具賃貸業管理技士試験合格者

平成十年度建設機械器具賃貸業管理技士試験は十月十八日(日)・二〇日(火)全国八会場において実施され合格者数は二〇四人であった。

- 富山支部
晴まき 裕之
川上 一昭
延地 貴志
吉田 博明
旭 哲也
大江 忠雄
米沢 広治
田口 正則
城川 哲雄
沢田 茂之
西田 聡
倉本 悟志
- 石川支部
村田 高志
岡本 良次
神田 正男
下見 国則
村中 庄一
山西 哲夫
岡田 達治
松井 宏
武藤 一弘
平澤 和彦
加藤 隆一
前田 憲吾
越野 孝司
狭間 賢二
福嶋 公道
- 滋賀支部
鈴木 博行
塚本 大輔
江畑 嘉人
竹谷 健一
- 和歌山支部
井戸 規雄
尾玉 昌利
齊藤 三四郎
木村 昌義
- 大阪支部
大田 恵司
永峰 崇
杉水流 靖弘
有家 健史
川口 隆
小川 康之
安部 眞司
塩川 修次
金高 潤
井上 実
元田 昭夫
田中 達司
田中 達司
金木 幹庸
清水 秀樹
- 兵庫支部
深見 房継
森杉 孝
下村 和男
上田 利和
北島 幸岳
荒木 秀行
堀ノ内 智一
誉田 康之
酒井 正仁
伊吹 孝男
市来 清二
宮垣 信治
- 中国支部
上田 和弘
- 福本 実
石倉 正文
小田 勝昭
吉川 賢二
多田 和史
行本 英治
青木 隆典
米田 秀夫
大畑 耕二
松岡 健司
吉谷 幸宣
桐島 優
亀井 善政
牛尾 和廣
花井 和豊
酒井 収
小椋 和明
堂城 淳二
梅村 竜司
田辺 勝志
西山 昌也
石原 秀幸
兼次 雅也
中嶋 幸雄
松永 真二
伊藤 浩志
柳井 正徳
柳井 正徳
渡里 俊彦
渡里 俊彦
向原 克明
- 四国支部
永野 勝重
横山 繁仁
森 裕二
近藤 守
山崎 秀仁
武田 宗玄
藤永 隆太郎
黒田 英治
小澤 和広
中川 泰仁
田村 朋幸
上村 正典
- 九州支部
橋本 義弘
増崎 茂
原田 世紀男
吉田 賢一
熊本 良一
三浦 修
廣中 正和
稲本 博嘉
万仲 茂
糸山 貞敏
瀬尾 浩志
藤岡 正徳
藤岡 正徳
金田 靖彦
中島 靖彦
山下 正廣
- 沖繩支部
砂川 直樹
平良 修
比嘉 秀準
砂川 尚徹
宮城 英三
安里 英三
米須 英三
上原 茂
- 田添 康則
田川 忠介
山元 俊哉
中原 龍二
高良 十蔵
大川 正巳
宮本 求
藤原 誠
濱田 義彦
江畑 健二郎
田中 昌浩
松本 弘之
福山 重次郎
国生 国孝
福地 直樹
伊藤 裕司
今尾 信介
野嶋 寛之
増本 成美
- 平良 耕一
城間 篤
崎山 森吾
大城 一司
石川 栄生
安慶田 正志

LETTERS FROM THE BRANCH

支部だより

■京都支部

加入についての言葉

全国建設機械器具リース業協会並びに会員各位殿

この度、全国建設機械器具リース業協会に京都建設機械リース業協会が全会員一致で入会希望し、入会させて頂き誠に有り難うございます。これを機会に今後ともご指導ご鞭撻の程宜しくお願い申し上げます。

今、京都は全山紅葉の時期を迎え樹木も美しく、観光シーズンのピークを迎えております。又、年の瀬の慣例でもあります京都南座の招きも上りいよいよ正月を迎える今日この頃です。

今、京都のレンタル業界も、ご多聞に洩れず諸問題を抱え苦慮しております。取り分けて価格破壊の進行が激しく、何を根拠に価格設定をしているのか、首を傾げるばかりです。また関西圏そのものが人口の割には工事が少なく、レンタル機械器具が余り気味現象にてレンタル業界が自滅に向かっ



きよみずでら 清水寺 古都一望の清水の舞台が有名

ている様にも感じられます。京都の会員各位におきましては情報交換を密にして協会員同志の過当競争は出来るだけ避け、フェアな競争に良識ある協調を訴求

し、一方では広域レンタル業者の無謀な価格破壊による進出を全会員が協力して規制、排除に頑張っているのが現状です。宜しくお願い申し上げます。

山本高義 副会長 黄綬褒章を受章

平成十年秋の褒章において、「多年建設機械器具賃貸業に従事するとともに、関係団体の要職にあつて斯業の発展に尽力した」として当協会の副会長 山本高義様が黄綬褒

章を受章されました。褒章伝達式は平成十年十一月十二日(木)建設省で行われ、その後皇居に参内され天皇陛下に拝謁、受章の祝意を賜った。

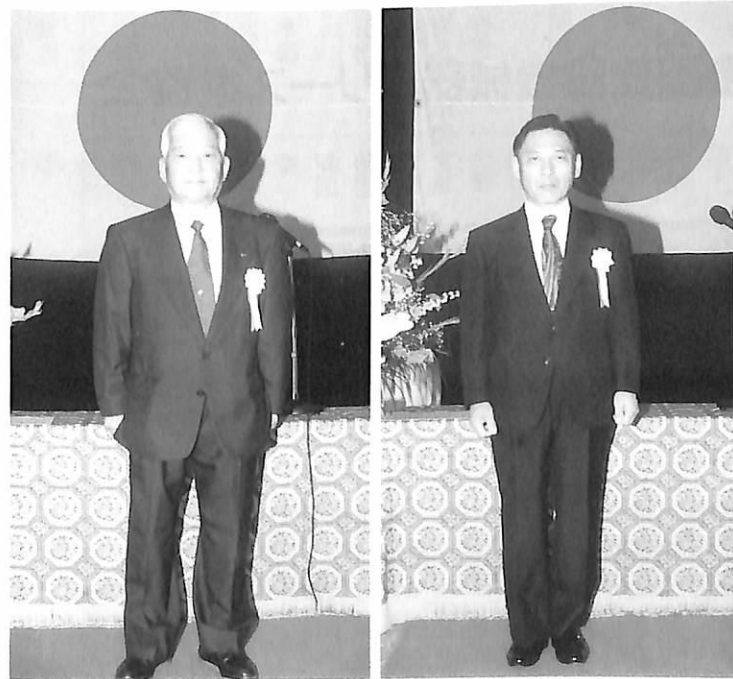


廣津迪伸 副会長 三原達雄 常任理事

第50回国土建設週間に当り、当協会の副会長廣津迪伸様、常任理事三原達雄様は、平成十年七月十日、多年建設機械業に

建設大臣表彰

精励するとともに関係団体の役員として業界の発展に寄与した功績により建設大臣より表彰された。



平成十年度委員会活動報告

(平成十年六月二十四日～十二月四日)

協会本部の各委員会の活動内容(期間：10年6月～12月)を議事録に基づき、議題を中心に簡略的にまとめたものです。年間2回(新年号・6月号)掲載いたします。
協会運営にご協力お願いいたします。

常任理事会

日 時 平成10年6月24日(水) 13:00～17:00
場 所 (株)全建リース業協会 会議室

議 事

- 1、委員会委員長・副委員長の選任について
(1) 委員会委員長・副委員長が決定された

委員会名	委員長	副委員長
総務	福山 勝	川村 雄蔵(委員長代行) 松尾 茂、小林 定之
広報	酒井 忠晴 (財務小委員会)	木立 政弘、矢崎 照雄 福田 武寛、下村 昇
企画調査	小林 定之	西垣 勝也(委員長代行) 福田 寛

企画調査	流 通	福利厚生	教育指導	構造改善	可 発
1、協会事業計画並びに推進策の立案 2、協同事業の研究 3、安全対策に関する調査研究 4、災害対策 5、その他企画立案に関する事項	1、市場環境と流通経済の調査研究 2、流通課題の処理 3、問題地域現地調査 4、大手参入に係わる事項 5、地域との情報交換及び健全経営の為の調査研究 6、アウトサイダーの調査 7、ユーザー・メーカー・商社との意見交換及び流通業務に関する事項	1、会員交流の推進 2、年金基金加入促進 3、会員親睦行事の企画 4、会員福利厚生事業の推進 5、労務管理(優良従業員の表彰を含む)	1、新技術・新工法の調査・研究開発 2、技術技能の整備と育成指導 3、労働安全衛生法の遵守 4、労働災害防止講習会の開催 5、労災・保険関係 6、工場見学、新機種発表会等	1、構造改善事業に関する事項 2、公害防止・省エネ対策推進 3、設備近代化の推進	1、可搬形発電機整備技術者資格認定に関

(2) 各委員会の担当事項

委員会名	担当 事項
流 通	荒井 敏彦 本立 政弘(委員長代行) 末田 芳晴、佐藤 幸夫 西垣 勝也
福利厚生	石井 嘉一 稲垣 光夫 福田 武寛(委員長代行) 三原 達雄
教育指導	近藤 昌三 志村 剛男 青山 稔(委員長代行) 村上 教諭、中山 明
構造改善	松尾 茂 石井 嘉一、近藤 昌三 廣津 勉伸、山本 高義 稲尾 長亮
可 発	後藤 泰治 村 上
管理技士	片桐 理 稲尾 長亮

委員会名	担当 事項
総 務	1、協会運営事務の推進に関する事項(財務関係全般、税務関係、協会・理事会、その他会合の推進) 2、協会運営の年間計画及び中長期計画の実施策定 3、組織の拡大会員の増強 4、関係諸官庁との折衝連絡 5、友好団体との協調連絡 6、その他、他の委員会に属さない事項
広 報	1、会報会員名簿の編集発行 2、関係業界刊行物への広告 3、業界のイメージアップに関する事項(協会の対外的PR及びインターネット・ホームページ等の管理推進、(協会のスポークスマン))

管理技士	事項
1、建設機械器具賃貸業務に関する講習会に関する事項 2、建設機械器具賃貸管理技士に関する事項	する事項 2、通産省通達に基づく各種報告義務の指導 3、定期点検の指導等に関する事項

- 2、京都支部について
入会要望書及び京都支部の会員名簿について審議が行われ、「京都支部」として入会が承認された。
・入会日：平成10年7月1日
・名称：京都建設機械リース業協会

総務委員会

日 時 平成10年9月21日(明) 13:30～16:30
場 所 (株)全建リース業協会 会議室

第67回理事会についての議題等の確認が行われた。

【決議事項】

- 1、京都支部について
- 2、茨城支部について
- 3、役員辞任について

【報告事項】

- 1、定款変更について

【各委員会について】

- 各委員会委員長より活動報告して頂くことが確認された。
- 1、総務委員会 福山委員長
 - 2、広報委員会 矢崎委員長
 - 3、福利厚生委員会 石井委員長
 - 4、教育指導委員会 近藤委員長
 - 5、企画調査委員会 小林委員長
 - 6、流通委員会 荒井委員長
 - 7、管理技士専門委員会 片桐委員長
 - 8、可発委員会 後藤委員長
 - 9、構造改善専門委員会 松尾委員長

【その他】

ネットワーク構築について

2004年には建設省直轄事業のすべてに建設CALLSを取り入れる計画になっており、協会としてはシステムを構築し、対応出来る体制整備を図っておく必要がある、具体化にあたっては各委員会にご協力をお願いすることになった。

第67回 理事会

日時 平成10年10月22日(木) 14:00～17:00
場所 ホテル仙台プラザ

議 事

I 【決議事項】

- 1、京都支部について
入会及び支部設置（京都建設機械リース業協会）については、常任理事会（6月24日開催）において承認されている

4、各委員会について

- (1) 総務委員会 福山委員長
①平成10年度委員会委員長について
②平成11年度年間事業スケジュール（案）について
③その他

第69回理事会の開催地を中部支部に要請した。

- (2) 広報委員会 矢崎委員長
①「かいほう」50号の掲載内容について
②インターネットのホームページ（追加）について
③会員名簿（98年度版）について
- (3) 福利厚生委員会 石井委員長
①厚生年金基金の財政状況について
- (4) 教育指導委員会 近藤委員長
①「全建リース総合賠償制度」加入状況について
②動産保険制度について

尚、各会員と安田火災海上保険との個別契約が基本であるが協会として全面的に普及を図ることになり了承された。

(5) 企画調査委員会 小林委員長

- ①「建設機械リース・レンタルネットワーク構築検討委員会」について

公共工事関係については将来的（2004年度を目安）に電子取引が基本となることから業界としても「公共工事コスト削減対策に関する行動指針」に基づき、10年度中に基本システムの詳細設計を構築し、11年度には基本システムの試行を行うことの計画が説明された。

②排出ガス対策型建設機械について

当協会会員の排出ガス対策型建設機械の保有状況については、本年6月、調査により対策機械が不足している

こと、又、京都支部、支部長 石橋久仁夫殿を参与就任に推薦することを提案、承認し会長が委嘱した。

- 2、茨城支部について
茨城県建設機械リース業協会の本部退会が承認された。
- 3、役員辞任
茨城県建設機械リース業協会の本部退会が承認されたのに伴い、理事の国本新宰殿の本部役員登録の抹消手続きが必要であることから、辞任届の手続きをお願いしているが、10月22日現在辞任届が提出されていないことが報告された。尚、辞任届が提出されない場合は、第26回定期総会で理事解任決議の承認に基づき変更登記を行うことが承認された。

II 【報告事項】

1、定款変更について

平成9年12月16日定められた「公益法人の設立許可指導監督基準の運用指針」に従い、定款の一部変更の認可申請は、平成10年8月17日に認可されていることが報告され承認された。

2、第3次構造改善事業について

第3次構造改善計画が、中小企業近代化促進法にもとづき、平成10年7月29日付けで承認されていることが報告され承認された。

3、協会（委員会）活動の会員への周知について（業界紙利用等）

協会本部の各委員会の活動内容については、これまでは議事録等を担当の各委員、各支部に送付していたが、情報公開をすることにより、会員に現況を周知し協会運営に協力を頂くことを目的に業界新聞に掲載したことが報告され、今後も継続することが承認された。

実態が判明したため、建設省にその対応が図れるよう陳情したこと、又、建設省より関係省庁、公団、都道府県、政令指定都市の担当者、「建設省直轄工事における排出ガス対策機の取扱いについて」が送付されていることが報告された。

前記内容による対応について建設機械が使用できない場合等は「監督職員と協議する」ことが要望されていることの周知を説明し了承された。

(6) 流通委員会 荒井委員長

- ①「地域現況報告集」について
厳しい業界の現況を委員会だけでなく会員に周知するためには、情報開示が必要であることから各地区の現況について、課題・問題点・解決策について取りまとめたものであること、又各委員会の情報開示も要望し、今後継続し会員に委員会活動状況を周知し、現状を理解してもらうことが必要であることが報告され了承された。

尚、平成10年度の現況を早急に把握するため、10月末厳守で提出をお願いしていること、併せて活用を図ることから全支部の提出を要望され了承された。

②その他

懇談会の継続について

大手広域業者については、11月18日開催予定（共通の問題点について）

・メーカーとの話し合いも計画中であること（メーカー同士のシェア、レンタル業参入について）

(7) 管理技士専門委員会 片桐委員長

①講習会及び試験について

・平成10年度受講者 317名
・平成10年度受験者 316名

(8) 可発委員会 後藤委員長

①平成10年度講習会実施結果について
・平成10年度合格者 383名(99・74%)
・平成10年度更新者 1、162名

②可発整備技術者「資格証」について
資源エネルギー庁電力技術課の指導により「可発整備技術者」を「同等以上の知識及び技術を有する者」として選任許可申請することにより許可主任技術者として認めるものであって、通商産業大臣許可の可発整備技術者として、可発整備技術者証をもって許可主任技術者としたものではないので「資格証」に記載されている「通商産業大臣許可」を削除することになった。

(9) 構造改善専門委員会 松尾委員長

【報告事項】

第3次構造改善事業について。

(10) その他

①「支部規程制定のお願い」の要望について

昭和58年6月30日付承認による支部規程はあるが支部に周知されていないことから、支部特別委員会を復活させることについては総務委員会で今後のことも併せ検討することになった。

②中小企業の信用保証制度の改正等について

・「建設機械器具賃貸業」が引き続き「特定業種」に指定された。

期間・平成10年12月31日まで

・中小企業金融安定化特別保証制度の創設

③中小企業近代化促進法の抜本的見直しについて

中小企業近代化審議会において、新たな中小企業支援策及び支援のあり方について、現在、抜本的見直しが行われていることが報告された。

企画調査委員会

日時 平成10年8月6日(水) 14:00～16:00
場所 佐々木研究所メモリアルホール

1、「建設機械のリース・レンタルネットワーク構築検討委員会」について

(1) 平成9年度の経過報告

第1回委員会

①委員会の設置について

②建設機械器具賃貸業の現状とネットワーク構築の課題

③全国建設機械器具リース業協会のホームページの紹介

④実態調査実施（建設業者のリース・レンタルネットワーク構築に対する要望、建機レンタル協会のOA化、情報化に対する意識の現状）

第2回委員会

①建設機械情報ネットワークに関する建機レンタル業界の現状と課題（平成9年度実態調査結果、ヒアリング結果、ユーザー側からの要望）

②ネットワーク構築の検討について（ネットワーク手法の提案、情報入力項目、情報提供のイメージ）

③ネットワーク構築事例について

第3回委員会

①建機レンタル業界の課題への対応策

②建設業界の情報化の現状について

③基本設計（案）について

(2) ネットワーク構築の今後のスケジュールについて

(3) 平成10年度はリース・レンタルネットワーク構築のための基本設計等の検討、管理運用方策の検討、最終報告案の原

事務局長会議

日時 平成10年11月19日(木) 15:00～17:00
場所 ホテル清風園（長野・戸倉上山田温泉）

議題

1、動産保険制度について

第67回理事会において、「動産保険制度」が承認されていることが報告された。尚、会員にとり有益な「動産保険制度」であることから協会として、全面的に普及を図ることになり、詳細な契約内容を各事務局長各位に説明された。

2、中小企業近代化促進法の制度見直し、及び、第3次構造改善事業に係る助成措置について

中小企業近代化促進法に関する制度見直しの方向性について説明を行った。また第3次構造改善事業を円滑に図るため「構造改善事業に係る助成措置の手引き」について詳細な説明が行われ周知方お願いした。

2-1 構造改善事業に係わる「機械等の割増償却」について
機械等の割増償却（現行償却率18/100）は租税特別措置法に基づき2年ごとに見直しが行われますが、既に承認を受けているものについては、見直しの結果に係わりなく構造改善期間中（平成10年7月29日～平成15年3月31日）現行どおり割増償却することが可能であり、現行の償却率（18/100）が継続して認められることが報告された。

案を作成することの説明が行われた。

現況の経営環境から判断してネットワーク導入の際に様々な問題点・課題があるが、他業界の情報化の取り組み状況や、「建設CALS」構築の推進も図られている現状から建機レンタル業界としてのネットワーク構築に向け、企画調査委員会としても具体的な人出力についての項目等について検討していくことになった。

(4) 全建設機械（賃貸物件）の全国統一コード設定について

ネットワーク構築において建設機械のコード化は絶対必要である。（社）建機工もコード化を推進することから、平成10年度の検討課題とすることになった。

2、平成10年度 建設機械器具賃貸業景況調査報告

全国的な傾向を把握するために役立つことから、継続することになった。

3、平成10年度事業計画について

(1) 排出ガス対策型建設機械保有調査について
上記調査を平成10年6月に実施し、結果について報告した。

調査結果から排出ガス対策型の機械普及がはかばかしくないことから、直轄工事における使用建設機械の実施時期や機種を含め、例外措置を検討していただくよう建設省建設機械課長に陳情したことが報告された。

(2) 排出ガス2次規制について

建設機械は今日の社会資本整備には必要不可欠の存在となっており、その主たる動力源のディーゼルエンジンは、窒素酸化物等の発生源として問題視されている。

「建設省では建設機械の排出ガスの基準値を定め対策を進めてきた。しかし大気汚染の状況は未だ改善されておらず、さらなる改善が求められていることから、2010年までに窒素酸化物排出総量を現状の30%以上削減すること

を目標とした排出ガス第2次基準の策定と建設省直轄工事における使用原則化適用時期を平成17年度からとされている。という内容が報告され会員に対し周知を図ることが検討された。

第4回 建設機械のリース・レンタルネットワーク構築検討委員会

日時 平成10年10月28日(火) 14:00~16:00
場所 山ノ上ホテル 本館 つつじの間

議題

1、平成9年度委員会報告

平成8年度に実施したネットワーク化に対する建機レンタル業界の実態調査において、ユーザーニーズとしてはレンタル機器の保有台数や取り引き条件の共有化などがわかったが、建機レンタル業者は、営業戦略上これらの情報を開示することに難色を示している。

また、コンピュータは会員企業の8割が導入済であるが、その使用用途は伝票作成や顧客管理などの事務処理に留まっていることが報告された。

したがって平成9年度の時点では、建機レンタル業界におけるネットワーク構築は時期尚早を懸念する感があった。

以上のような建機レンタル業界の実情があるとしても、建設業界が建設CALSの構築に向けて着実に前進している現状や、ネットワーク化により機器の適正在庫やコスト縮減といった諸問題の打開策を図る目的から、建機レンタル業界もこの流れに積極的に参加する必要があるとされた。

2、建設機械のリース・レンタルネットワーク構築のための詳細設計について

ネットワーク構築のための詳細設計についてNTTより、協会側システム構成、会員企業側システム構成、ネットワーク構成機器の製品比較について順に説明された。

3、今後はネットワークに掲載する情報項目について平成11年3月までに具体的設計を行うことになった。

企画調査委員会

日時 平成10年11月24日(火) 14:00~16:00
場所 (株)全建リース業協会 会議室

議題

1、建設機械のリース・レンタルネットワーク構築検討委員会の報告

(1) 平成10年10月28日開催された「建設機械のリース・レンタルネットワーク構築検討委員会(詳細設計)」に基づき説明が行われた。

(2) 今後の対応について

- ・ブロック支部単位に集約して進めることを検討する(具体的ブロック支部を決める)
- ・各支部において説明会を行う
- ・基本的には「NTT」の担当者に要請する
- ・作業部会は、各委員・NTTの担当者、更に情報システムに詳しい(年齢的に若い経営者)方に参加していただく
- ・会員各位に対する普及方法等(P.R)を今後検討する

2、今後の検討課題について

(1) 「災害時に於ける連絡網等について」

平成7年1月の阪神大震災を期に「緊急対策マニュアル」の作成のための検討を行うことになっていったが、各支部より提出が少なく作成に至っていないことが報告された。

しかし、緊急連絡網の確立は災害時等において、大変重要なことから、再度、各支部の緊急連絡網を提出していただき、全国的に検討することになった。

尚、北海道支部の緊急連絡網を参考に作成し、各支部に提出をお願いすることになった。

2、平成10年度事業計画について

(1) 現況調査報告書(2回目)

調査報告書は最新の現況について地区委員等の意見をとりまとめて公表することが決定された。

(2) 沖縄支部の課題について

沖縄支部より、会員である地場の大手企業とメーカーが協力体制を取り、会員に波紋を呼んでいるとの報告があった。モラルを守らない会員の出現により、組織として成り立たなくなる危機感があり、流通委員会での検討の依頼があった。

委員会での検討の結果、該当会員に対し協会の方針との協調を要請し解決に導くようにすることで、対応することを決定し、会員である地場の大手と、メーカーに対して営業活動自粛のお願いを会長名で文書により申し入れを行うことが決定された。

(3) 排出ガス対策型機械の問題について

排出ガス対策機の普及を図るために時間的余裕を与えられるよう建設省に陳情することが決定された。

(4) 建設機械へのタコクラフ取り付け及び、使用義務づけに関する関係機関への要請についての件について

石川支部より上記について流通委員会での検討依頼があり、検討が行われ下記内容が決定された。

①貸出請求回数については、リース・レンタルの規定としては出庫より入庫までが前提であり、日々の営業活動を見直すことが先決である。

流通専門委員会

日時 平成10年7月16日(休) 13:30~16:30
場所 (株)全建リース業協会 会議室

議題

1、流通委員会専門委員会活動報告について

平成8年度…原価採算意識の徹底を図る目的で「レンタルの手引き」No.1、No.2を発刊した。

平成9年度…①支部単位の問題、課題について現況調査を行った。

②現況調査に基づき、特に経営に深刻な状況であることから、現状把握を目的に大手広域業者、メーカーと懇談会を開催した。

大手広域業者と1回開催
メーカー と2回開催

(断続的に意見を交換するとの申し合わせが約束された)

流通専門委員会

日 時 平成10年10月7日(木) 13:30～16:30
場 所 (株)全建リース業協会 会議室

議 題

1、大手広域業者との懇談会継続について

現在の建機レンタル業界は、大手広域業者のシェア争いによるレンタル価格の下落に地場の業者が巻き込まれている状態であり、しかも業界を取り巻く情勢は日々変動しており、昨年の懇談会の時点とは状況が異なること、共通した問題(単価低落の持続、セネコンの不安、需要の減退、メーカーの参入、融資の困難など)を抱えていること、といった見地から、今後も大手広域業者との話し合いを継続し、共存共栄を進める方針でいくことを決定した。

第2回目の大手広域業者との懇談会(勉強会)について

開催予定日(予定)・・・平成10年11月18日

懇談会対象社(予定)・・・(株)アクテイオ、(株)カナモト、太陽建

機レンタル(株)、西尾レントオール(株)

(株)レンタルのニッケン、サコス(株)

ユナイト(株)

懇談会趣旨 ・・・建機レンタル業界の現況について

2、メーカーとの懇談会継続について

メーカーのレンタル参入は我々レンタル業界が抵抗する体力がないことを見越した戦略であり、メーカーの事情(生産ラインの確保、余剰人員の整理)もあり抑えることが難しいことから、本年度のメーカーとの懇談会は、各メーカーと個別に会談し、業界の秩序の正常化とメーカーとしての指導責任を申し入れる方向で実施することが決定された。

3、現況調査報告の継続について

現況調査報告については、今後も継続することで一致した。本年度は平成10年10月までの半年間の動きについて提出を求め、ことに決定した。

4、石川支部の報告について

石川支部より、建機の管理や配備、リース料金のトラブル、盗難等の諸問題について解決を図るため、「IDキー稼働管理システム」を取り入れ会員に普及を図る計画であることが報告され、検討が行われた結果、各社の管理面での運用に効果があると思われるが、建設機械のレンタル料は出庫より入庫までを貸し出し請求日数とすることが前提であり、運用面で十分注意するよう石川支部に提案した上で、このケースをモデルケースとして見守ることで一致した。

5、中古建設機械流通実態調査の件について

(株)日本建設機械工業会より依頼があったことが報告された。今後の中古機市場の整備開拓において、リース業協会会員から放出される中古機量を把握することが目的であることから協力することが決定された。

流通専門委員会と大手広域業者との懇談会

日 時 平成10年11月18日(木) 13:00～16:00
場 所 (株)全建リース業協会 会議室

議 題

1、全国各地に於ける、レンタル取引条件等について

流通委員会側

・「建設機械のレンタル料は、出庫より入庫までを貸し出し請求日数」とすることが基本であるが、これが実行されていない

流通専門委員会と(株)日本建設機械工業会 流通サービス委員会との懇談会

日 時 平成10年12月2日(木) 15:00～17:00
場 所 (株)日本建設機械工業会 第2会議室

現況について質疑応答が行われ、左記内容の申し合わせが行われた。

メーカー業界・レンタル業界にとって、厳しい経営環境であると思われるが、特に卸リースの問題点について、再度勉強会を開くことになった。

教育指導委員会

日 時 平成10年8月19日(木) 14:00～16:00
場 所 (株)全建リース業協会 会議室

議 題

1、動産保険概要の内容等について

(1) 保険制度の概要

加入者が保有する建設機械について、レンタル期間中の火災・破損・取扱上の不注意・盗難などによるいろいろな損害を幅広く補償する。

(2) 保険の目的と対象

レンタルされる建設機械は基本的に対象となるが、以下のものは対象外とする。

- ① ダンプカー、自動車
- ② 建設機械の中でナンバー付きのもの
- ③ 建設機械の一部のみ(ユニックなど)

- ④航空機、船舶
- (3) 保険の内容
 - ①基本コースと基本+風水災担保コースの2パターンを用意する。
 - 基本+風水災担保コース……レンタル料の一定率
 - 基本コース……レンタル料の一定率
 - ②免責金額
 - 一事故あたりの免責金額は一律10万円とする
 - ③保険金額
 - 保険金額の上限設定は、保有機1台ごとに初年度購入価格と経過年数により決定される。
 - ④損害率による保険料の割増し
 - 1年間の損害率が60%以上の場合には、翌年度の保険料が30%~100%の割増しとなる。
- (4) 契約方法
 - ①対象者
 - 全建リース総合賠償制度の加入者
 - ②必要書類
 - 契約に際し加入者の保有機一覧表(購入年、購入価格、製造番号が明記されたもの)を必要とする。
 - ③予納金
 - 加入の際、前年1年間のレンタル料実績の1/12に保険料率を乗じた保険料を予納金として支払う。
 - ④毎月の通知、保険料精算
 - 毎月提出する使用実績報告書に基づき1か月ごとに確定精算する。
 - ⑤証書の作成
 - 動産総合保険の保険証券は「全建リース総合賠償制度」の加入者証とは異なり、各加入者ごとに安田火災にて作成送付する。

構造改善専門委員会

日 時	平成10年9月17日(木)	13:30~16:30
場 所	(社)全建リース業協会	会議室

議 題

- ⑥加入手続き
 - 前記手続きは全建リース総合賠償制度の指定代理店により取り扱う。
 - 前記内容により検討が行われた結果、安田火災海上保険(株)に動産保険パンフレットを作成してもらい会員並びに指定代理店にも会報や説明会を利用し、積極的にPR活動を実施することで一致した。
- 1、中小企業近代化促進法の見直しについて(建設省建設振興第一係長 工藤勝弘 殿)
 - 近促法は昭和38年に制定され、基本的には製造業を中心に取り組まれていたが、現在の経済環境が本質的に変化してきたこと、また構造改善を行う必要のある業種の多くは既に構造改善を終了していること等により、同法は平成12年をもって廃止となる。
 - 2、建設機械器具賃貸業の第3次構造改善事業については、計画どおり、平成10年7月29日から平成15年3月31日まで実施される。
 - 3、近促法に続く中小企業支援策として検討されているのは、次の2点である。
 - (1) 現実的で実効性の高い経営革新を行う中小企業に重点を置き、商品・サービスの高付加価値化と高品質化を目指した情報投資等のソフト面での経営に対する投資を助成する。
 - (2) 緊急特別支援計画として、自然災害、市況暴落、市場競争

- 争環境の激変による業況悪化に対し、「セイフティネット」と称する迅速な対応措置を提供する。
- 4、中小企業庁では、電子メール等により、広く一般より「中小企業支援策の方向性について」意見を求めており(平成10年9月25日まで)、当協会としては、次の要望を提出する。
 - (1) 割増償却制の継続。耐用年数の圧縮。
 - (2) 中小企業の基準を建設業と同様にする。具体的には、資本金を5千万円から1億円以下に、従業員50人以下を300人以下とする。
 - (3) 会員のインターネット立ち上げに対する支援策の検討(ネットワークシステム構築による波及効果を織り込む必要がある)
- 同様に、将来、税制改正・割増償却の廃止の可能性があり、協会としては都度陳情等を考えて行くことになった。
- 5、将来ビジョンについて(東京経済大学教授 一瀬益夫 殿)
 - (1) 業界として1事業所あたりの目標売上高を3億5千万円とする、機械整備の充実、適正な受注取引、労務福祉対策の向上を計る等が考えられるが、コンピュータ導入によるネットワークの早急なシステム化が非常に重要である。
 - (2) 建設CALISの実施計画によれば、建設省は2003年までに発注情報の告知から入札、契約までの調達業務すべてをインターネットを通じて実施する考えである。
 - 従って、当業界においてもコンピュータによるネットワーク化に遅れをとることは、機械稼働率に影響を与えるばかりでなく、効率良いサービス提供を非常に困難にする。建設機械器具のリース依存度(日8年で50%)が伸びている今の段階で、業者間等の情報化ネットワークを計らなければ今後2~3年後には経営的に大変厳しい状況に追い込まれるであろう。
- 6、第3次構造改善計画について(本部事務局)

7、助成措置の手引きについて

実施期間は、平成10年7月29日~平成15年3月31日までの4年8ヶ月3日間とする。具体的な助成としては、a、割増償却の申請、b、地方税の非課税申請、c、中小企業金融公庫貸付適用の申請であり、手続きについては、第2次構造改善を踏襲していることの説明があった。

8、構造改善実施調査票について
平成10年10月早々に会員(出先事業所を除く)あて郵送する。提出期限は平成10年11月20日とする。この報告があった。

可発専門委員会

日 時	平成10年8月4日(火)	13:30~15:30
場 所	(社)全建リース業協会	会議室

議 題

- 1、平成10年度受験者の合否について
合格者383名(合格率99.74%)を承認された。
- 2、平成11年度講習会スケジュールについて

場 所	日 時	更新講習	新規講習
沖繩会場	6月14日(月)	6月15日(火)・16日(水)	
九州会場	6月15日(火)	6月16日(水)・17日(木)	
中国会場	6月22日(火)	6月23日(水)・24日(木)	
大阪会場	6月21日(月)	6月22日(火)・23日(水)	
四国会場	6月25日(金)		
富山会場	6月29日(火)		
中部会場	7月6日(火)	7月7日(水)・8日(木)	
東京会場	7月12日(月)	7月15日(木)・16日(金)	
仙台会場	7月21日(水)		
北海道会場	7月21日(水)	7月14日(水)・15日(木)	7月22日(木)・23日(金)

3、資格証について

資源エネルギー庁電力技術課の指導により、「可発整備技術者」を「同等以上の知識及び技術を有する者」として選任許可申請することにより許可主任技術者として認めるものであつて、通商産業大臣許可の可発整備技術者として、可発整備技術者証をもって許可主任技術者として許可したものでないの、「資格証」に記載されている「通商産業大臣許可」を削除することになった。

可発専門委員会

日 時 平成10年10月9日(金) 14:00~16:30
場 所 (株)全建リース業協会 会議室

- 1、H11定期点検済証票(ステッカー)作成について
平成11年度用ステッカーを、60、000枚作成することに決定した。
- 2、平成11年度更新講習延期者について
平成9年度より資格証の有効期限が3年より5年に延長されたことから、平成12年、13年は更新講習が実施されないの、平成11年の延期者は、平成12年の新規受講者と一緒に受講させることになった。
- 3、資格証の表示について
平成10年度の合格者より、資格証の表示中「通商産業大臣許可」が削除となった。
通産省の見解では、全建リース業協会の可発資格は「許可主任技術者として同等の知識、能力を有する」と見なし「許可主任技術者として許可申請すること」を条件としているのであつて、資格制度自体を許可し資格を有することが許可主

任技術者であると許可(認定)しているのではないので、資格証中の「通商産業大臣許可」部分の削除が指示されたことが説明された。

- 4、可搬形発電機定期点検済証票交付申請書について
可搬形発電機定期点検済証票交付申請書について、平成11年度用ステッカー分より、従来の「整備技術者」を「許可主任技術者」とすることになった。

可発専門委員会・講師会

日 時 平成10年10月9日(金) 15:30~16:30
場 所 (株)全建リース業協会 会議室

- 1、平成10年度講習会・試験結果について
資料に基づき検討された結果、試験問題等(問題の難易度含む)は妥当であつたことが了承された。
- 2、平成11年度スケジュールについて
平成10年8月4日の委員会決定が確認された。
- 3、講習会用テキストについて

議 題

管理技士試験委員会

日 時 平成10年6月4日(木) 13:30~16:20
場 所 (株)全建リース業協会 会議室

議 題

- 1、試験問題の選定が行われた。

管理技士試験委員会幹事会

日 時 平成10年11月5日(木) 14:00~15:00
場 所 (株)全建リース業協会 会議室

- 1、平成10年度受験者数について
(1) 本年度受験者数は、受験者数311名であつたことが報告された。
- (2) 平成10年度試験問題について
- 2、平成10年度 正誤択一式問題試験結果について
解答の分析が行われた。

管理技士試験委員会

日 時 平成10年12月4日(金) 14:00~15:30
場 所 (株)全建リース業協会 会議室

議 題

- 1、平成10年度試験実施結果の報告
本年度受験者数について、受験申込者数316名、欠席者5名、受験者数311名であつたことが報告された。
- 2、平成10年度 試験結果について
(1) 平成10年度解答分析表
- 3、幹事会の申し送り事項を踏まえ、合否について検討した。
幹事会の上程を採択し本年度管理技士試験は合格者204名、合格率65・59%とすることを決定した。

管理技士試験委員会幹事会

日 時 平成10年12月3日(木) 14:00~15:00
場 所 (株)全建リース業協会 会議室

議 題

- 1、本年度試験結果データについて
(1) 記述式問題得点別人数
(2) 再受験者の割合
(3) 記述点別 合格不合格者数
(4) 年度別得点者の分布
(5) 年度別合格・不合格者の割合
(6) 得点度数表
- 2、合否判定について
合格者数204名、合格率65・59%を試験結果(案)として試験委員会に上程することが決定された。

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人全国建設機械器具リース業協会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置き、理事会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、建設機械器具賃貸事業に関する調査、

研究を行うとともに、建設機械器具の技術開発を推進し、もってわが国建設産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 建設機械器具賃貸事業に関する調査、研究
- 二 建設機械器具賃貸事業に関する行政施策の協力
- 三 建設機械器具賃貸業構造改善計画の作成、構造改善の推進、指導等に関する事業
- 四 建設機械器具の賃貸に関する適正な流通施策の調査、研究
- 五 建設機械器具の技術開発及びその推進
- 六 建設機械器具賃貸業管理技士の認定試験、登録及び証明に関する事業
- 七 その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(資 格)

第5条 本会の会員は、建設機械器具賃貸事業を営む者で、本会の目的に賛同するものとする。

(会 費)

第6条 会員は、総会において、別に定める会費を納入しなければならない。

(入 会)

第7条 本会の会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当する場合は、その資格を失う。

- 一 退会
- 二 死亡又は解散
- 三 除名

(退 会)

第9条 会員が退会しようとするときは、理由を附して退会届を会長に提出しなければならない。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する時は、総会において出席会員の3分の2以上の議決により、除名することができる。

- 一 本会の会員としての義務に違反したとき
- 二 本会の名誉を傷つけ又は設立の趣旨に反する行為のあったとき
- 三 会費を著しく滞納したとき

(拠出金品の不返還)

第11条 既納の拠出金品は、いかなる理由があっても返還しないものとする。

第4章 役 員

(役員の種類及び定数)

第12条 本会に、次の役員を置く。

- 会 長 1人
- 副 会 長 6人
- 専務理事 1人
- 常務理事 1人
- 常任理事 10人以内
- 理 事 28人以上35人以内
(会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事を含む。)
- 監 事 3人

(選任)

- 第13条 役員は、総会において会員から選任する。
ただし、理事のうち18名以内、及び監事のうち1名については、会員以外から選任することができる。
- 2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

- 第14条 会長は、本会を代表し会務を統轄する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の

(役員報酬)

- 第17条 役員は、無報酬とする。ただし、専務理事及び常務理事は有給とする。

第5章 顧問、相談役及び参与

(顧問、相談役及び参与)

- 第18条 本会に、顧問、相談役及び参与を各若干名置くことができる。
- 2 顧問、相談役及び参与は、理事会の推せんにより、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の重要事項について、会長の諮問に応じる。
- 4 相談役は、本会の基本的事項について、会長の諮問に応じる。
- 5 参与は、本会の運営事項について、理事会の諮問に応じる。
- 6 顧問、相談役及び参与の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。

会務を処理する。

- 4 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、本会の常務を処理する。
- 5 常任理事は、常任理事会を通じて本会の運営に参画する。
- 6 理事は、理事会を構成し、会務の執行に当たる。
- 7 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(任期)

- 第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。
- 2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

(解任)

- 第16条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、その任期中であっても、総会の議決により、その役員を解任することができる。

第6章 会 議

(種類)

- 第19条 会議は、総会、常任理事会及び理事会とし、総会を定期総会及び臨時総会とする。

(構成)

- 第20条 総会は、会員をもって構成する。
- 2 常任理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事をもって構成する。
- 3 理事会は理事をもって構成する。

(招集)

- 第21条 会議は、会長が招集する。
- 2 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面をもって、開会の日5日前までに会員に通知しなければならない。
- ただし、緊急の必要があるときは、書面以外の事実と認められる方法によることができる。
- 3 前項の規定は、常任理事会及び理事会を招集する場合において準用する。

(開 催)

第22条 定期総会は、毎年1回事業年度終了後2月以内に開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき、又は会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき、開催する。

3 常任理事会及び理事会は、会長が必要と認めるとき又は理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったときに、開催する。

(議 長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席会員のうちから選任する。

2 常任理事会及び理事会の議長は、会長をもってこれに充てる。

(定足数)

第24条 会議は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(議 決)

第25条 総会、常任理事会及び理事会の議事は、この定

款に別に定めるもののほか、会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席会員を代理人として、表決を委任することができる。

2 前項の場合において、前2条の規定の適用については、出席したもののみなす。

(会議に附議すべき事項)

第27条 総会は、この定款で別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- 一 事業計画及び収支予算の決定
- 二 事業報告及び収支決算の承認
- 三 その他本会の運営に関する重要な事項
- 2 常任理事会は、理事会等に附議する議案及び理事会から委任された事項を議決する。
- 3 理事会は、この定款で別に規定するもののほか、次の事項を議決する。
 - 一 総会の議決した事項の執行に関すること

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

- 一 会費
- 二 寄付金品
- 三 事業に伴う収入
- 四 資産から生ずる収入
- 五 その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が定める。

(経費の支弁)

第31条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第32条 本会の収支予算は、年度開始前に、総会の議決を得て定め、収支決算は、年度終了後2月以内に、その年度末資産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

- 二 総会に附議すべき事項
- 三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(議事録)

第28条 会議の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 会員の現在数
- 三 会議に出席した会員の数及び理事の氏名
(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- 四 議決事項
- 五 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- 六 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席会員のうちから、その会議において選任された議事録署名人2人以上が署名捺印しなければならない。

- 2 年度開始前に予算が成立しないときは、成立するまで前年度予算を執行する。
- 3 前項による収支は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(事業年度)

第33条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、総会において、出席会員の3分の2以上の議決を得、主務官庁の許可を受けなければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第35条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定により、解散する。

2 本会は、民法第68条第2項第1号に基づいて解散をする場合は、出席会員の4分の3以上の議

- 決を得なければならない。
- 3 本会の解散のときに存する残余財産は、総会の議決を得、主務官庁の許可を受けて、本会と類似の目的をもつ他の公益法人に寄附するものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第36条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び職員若干名を置く。
- 3 事務局長は理事会の同意を得て、会長が委嘱し、職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の運営に関する必要な事項は、会長が理事会の議決を得て、別に定める。

第10章 雑則

(施行細則)

第37条 この定款の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を得て、別に定める。

附 則

1 本会の成立当初の役員は、第13条第1項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第15条第1項目にかかわらず、昭和51年3月31日までとする。

2 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第25条第1項第1号及び第30条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

3 本会の設立初年度の会計は、第31条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和51年3月31日までとする。

4 昭和51年7月1日役員25名を30名増員申請許可。

5 昭和54年7月23日(事務所)規定の一部変更により

6 昭和55年8月8日付定款の一部変更により副会長3名を6名に増強変更申請、許可。

7 昭和57年7月22日付定款の一部変更により

- (1) 業界の近代化に伴う構造改善計画作成主体となり事業を推進指導等する件。
- (2) 役員30名を5名増員(28名以上35名以内)変更申請、許可。

8 昭和58年8月6日付定款の一部変更により

- (1) 会員資格及び名称変更
 - (2) 常務理事の新設
 - (3) 常任理事の新設
- 9 平成2年10月12日付定款の一部変更により
- (1) 建設機械器具賃貸業管理技士の認定試験、登録及び証明に関する事業

10 平成10年8月17日付定款の一部変更

理事のうち18名以内、及び監事のうち1名を会員以外から選任することが出来ることとする。

この定款の変更は、建設大臣の許可があった日から施行する。

協会支部名簿

平成10年9月現在

支部名称	代表者名	事務局長名	事務局所在地	電話	〒
北海道建設機械リース業協会	片桐 理	澤口 輝雄 榊井真理子	北海道札幌市中央区北四条東2-8-3 第2まるよビル4F	011-221-1485 FAX 222-5612	060-0034
青森県建設機械リース業協会	川村 雄蔵	槻木沢四郎 岩間麻寿美	青森県八戸市市川町字古場蔵1-68 八戸北インター工業団地(株)ほくと内	0178-21-1513 FAX 21-1514	039-2241
岩手県建設機械リース業協会	吉田 正晴	佐藤 恵子	岩手県水沢市山崎町1-8	0197-24-8271 FAX 25-8266	023-0852
秋田県建設機械器具リース業協会	福田 幸夫	永井 豊	秋田県能代市浅内字横道19-1 幸和リース(株)内	0185-55-3888 FAX 54-8397	016-0179
宮城県建設機械リース業協会	石井 嘉一	伊藤 壽朗 白畑あや子	宮城県仙台市若林区卸町5-5-1 仙台団地倉庫協同組合会館2F	022-238-1751 FAX 238-1752	984-0015
山形県建設機械リース業協会	伊豆田正志	佐藤 徹	山形県山形市長町3-16-22	0236-84-9455 FAX 84-2449	990-0811
福島県建設機械器具リース業協会	後藤 泰治	鈴木 英子	福島県郡山市富田町字向館121-20	0249-52-0588 FAX 52-1747	963-8041
栃木県建設機械リース業協会	渡辺 勝一	阿部 智光	栃木県宇都宮市松原2-5-21 栃木県木材会館4F	028-621-6062 FAX 621-1923	320-0041
群馬県建設機械リース業協会	石塚 幸司	的場 譲	群馬県前橋市若宮町3-12-22	027-232-7203 FAX 232-7310	371-0032
東京建設機械リース業協会	福山 勝	田原 靖夫 大川 喜子	東京都千代田区神田駿河台2-1 近江兄弟社ビル4F	03-3294-4071.2 FAX 3293-7275	101-0062
神奈川県建設機械リース業協会	木立 政弘	湖脇美絵子	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町1-6-1 岩井ビル5F	045-322-0613 FAX 314-5513	221-0835
長野県建設機械リース業協会	矢崎 照男	遠藤 貞雄	長野県松本市清水1-6-18	0263-33-1820 FAX 39-1132	390-0805
静岡県建設機械リース業協会	福田 寛	大石善一郎 熊岬 岩男	静岡市寿町6-18 小沢ビル3F (株)建設荷役車両安全技術協会静岡県支部内	054-287-9151 FAX 284-7113	422-8055
中部建設機械リース業協会	松岡 嘉	白井 實	愛知県名古屋市中区栄1-14-14 御園パレス3F302	052-203-1657 FAX 203-1658	460-0008
新潟県建設機械器具リース業協会	酒井 安治	吉田 準一	新潟県新潟市女池8-14-17	025-284-6605 FAX 284-5265	950-0941
富山県建設機械リース業協同組合	高野 義雄	小倉 秀信	富山県黒部市沓掛567 (株)吉田商会内	0765-52-2688 FAX 54-3307	938-0013
石川県建設機械リース業協会	吉川 義孝	林 善明	石川県金沢市三口町水13-1 コーポミックチ10号	076-238-7097 FAX 238-7097	920-0018
福井県建設機械リース業協同組合	福嶋 敏栄	牧田 剛	福井県福井市開発3-3509	0776-52-0646 FAX 33-5212	910-0842
和歌山県建設機械器具リース業協同組合	川本 政司	丸田 美枝	和歌山県和歌山市太田667	0734-74-5789 FAX 74-1038	640-8323
滋賀県建設機械リース業協会	中村 吉輝	泉 悦子	滋賀県長浜市室町431 豊重機械工業(株)内	0749-62-2901 FAX 64-0543	526-0835
京都建設機械リース業協会	石橋久仁夫	吉田 栄次	京都府京都市中京区四条通中新道西入 高石機械産業(株)内	075-802-0171 FAX 841-1595	604-8831
大阪建設機械リース協同組合	廣津 勉伸	野崎 雅子	大阪府大阪市浪速区桜川3-4-24 カベタニビル4F	06-561-7405 FAX 567-3432	556-0022
兵庫県建設機械リース業協同組合	下村 昇	小野 恒雄	兵庫県神戸市中央区相生町2-2-7 ツルビル2F	078-361-2481 FAX 361-2487	650-0025
中国建設機械リース業協会	山本 高義	清水 五月	広島県広島市安佐南区長束2-11-11 第2ヨシヒロビル2F	082-230-1208 FAX 230-1208	731-0135
四国建設機械器具リース業協会	三原 達雄	明石 俊幸	香川県高松市福岡町3-35-16	087-851-7683 FAX 826-2324	760-0066
九州建設機械器具リース業協会	稲尾 長亮	北野 富也 後藤 久子	福岡県福岡市博多区博多駅東2-9-1 東福第2ビル6F	092-482-6685 FAX 452-2563	812-0013
沖縄県建設機械器具リース業協会	岡部 康弘	吉里 貞達	沖縄県浦添市字西原573	098-876-6410 FAX 876-6410	901-2101



新年おめでとうございませ
今年も宜しくお願い申しあ
げます。

新年号より、一部掲載内容
が変わりましたのでお知らせ
致します。
これまで連載しておりました
「知識メモ」、「読物」にかえ、
新企画といたしまして、当業
界にとっても重要と思われる
直近の「通達関係法令」、「改正
法令」を掲載いたします。

また、本年度は「建設機械
リース・レンタルネットワーク
構築」のため、検討委員会
で基本システム設計が出来る
ことになっており、これに従

い試行を行うことになってお
ります。
試行を順調に進めるには、会
員各位からの情報開示が重要
です。

また、協会本部の委員会活
動につきましても活動状況を
議事録の議題に基づき、簡略
な内容ですが掲載しました。
会員各位が現況を周知され、
協会運営にご理解とご協力を
くださるようお願いいたします。
尚、本年度より広報委員長
及び編集メンバーが変わりま
した。
今後とも的確な情報をお知ら
せ出来るよう頑張ります。
最後になりましたが、会員
のみなさまの益々のご隆盛を
祈念申し上げます。

平成十一年元旦

広報委員長

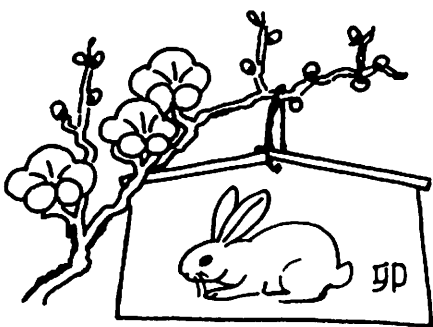
矢崎 照男

かいほう No.50

発行日 平成11年1月
発行者 社団法人 全国建設機械器具リース業協会
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-1-1
近江兄弟ビル4階

発行責任者 広報委員長 矢崎 照男
制作編集 (株)妻木電子情報印刷
〒151-0066 東京都渋谷区西原1-351-15
TEL 03-3460-1258
FAX 03-3460-1258

TEL 03-3460-1258
FAX 03-3460-1258



Denyo

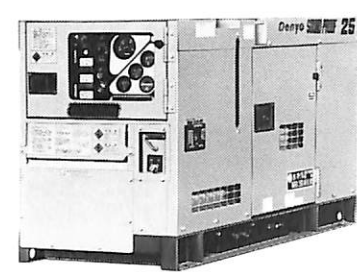
デンヨーのパワースーツ

先進のテクノロジーで建設現場のニーズにお応えします。

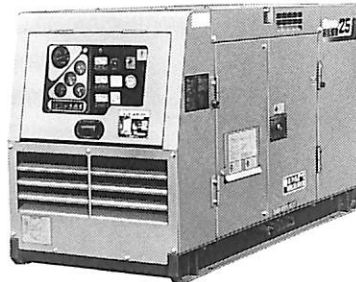
エンジン発電機

0.5~800kVA

新ブラシレス発電機搭載で、電圧変動率は極少



DCA-25SPI-C 50Hz 20kVA・60Hz 25kVA

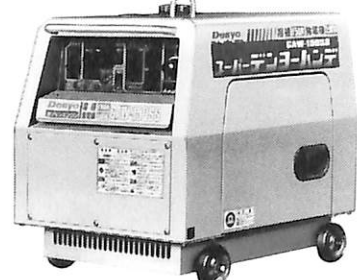


DCA-25SBI 50Hz 20kVA・60Hz 25kVA

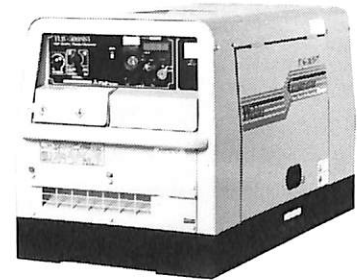
エンジン溶接・発電機

30~450A

卓越したアーク性能



GAW-150SS 30~150A



TLW-300SSY 30~300A

エンジンコンプレッサ

1.4~52.4m³/min

信頼性の高いスクリーコンプレッサ



DIS-90SB 2.5m³/min

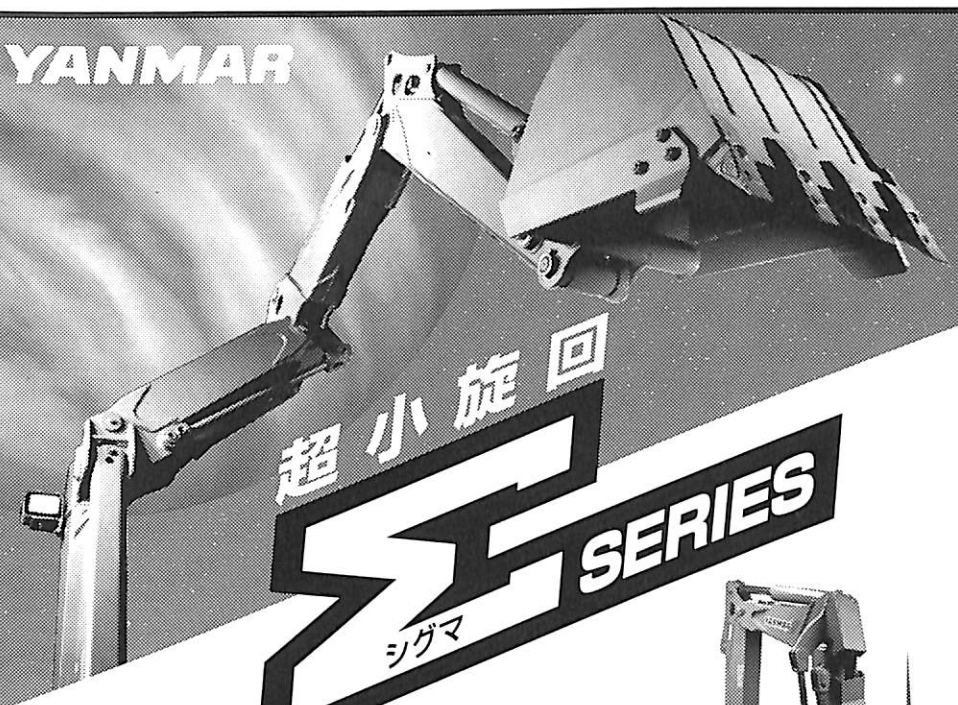


DIS-685SS 19.4m³/min

●技術で明日を築く
デンヨー株式会社
 本店 〒164-0002 東京都中野区上高田4-2-2 TEL 03(5380)7171
 本社事務所 〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-31-18 TEL 03(5273)7731

札幌営業所 ☎011(862)1221	東京営業所 ☎03(3228)2211	大阪営業所 ☎06(488)7131
東北営業所(1) ☎019(647)4611	横浜営業所 ☎045(774)0321	広島営業所 ☎082(278)3350
東北営業所(2) ☎022(254)7311	静岡営業所 ☎054(261)3259	高松営業所 ☎087(874)3301
関西営業所(1) ☎025(268)0791	名古屋営業所 ☎052(935)0621	九州営業所 ☎092(938)0700
関西営業所(2) ☎027(251)1931	全JR営業所 ☎076(269)1231	出張所/全国主要33都市

YANMAR



超小旋回
Σ SERIES
 シグマ

新世代Σブームが超小旋回機を変えた。

超小旋回機 concepts を打ち破る
 ヤンマー独創のΣブーム搭載。

Σブームだから、ここが違う

- ① 作業範囲拡大。特に左オフセット時の深掘りに威力を発揮。
- ② 荷台上土ならしが隅々まで容易。
- ③ オペスペースが広くて快適。
- ④ マイコンレスでバケット干渉を防止。



B3Σ B6Σ 誕生

B3Σ ●エンジン出力: 25馬力 ●バケット容量: 0.08m³ ●掘削深さ: 3000mm ●フロント旋回半径: 850mm ●機械重量: 2980kg
 B6Σ ●エンジン出力: 37馬力 ●バケット容量: 0.20m³ ●掘削深さ: 4150mm ●フロント旋回半径: 1025mm ●機械重量: 5100kg

ヤンマー-超小旋回バックホー

●ヤンマー-ディーゼル株式会社 建機事業部
 大阪市北区茶屋町1番32号 (〒530-8311) TEL(06)376-6250 FAX(06)373-1124

●ヤンマー-ディーゼル建機販売会社
 ●北海道ヤンマー株式会社... TEL(011)898-8001
 ●ヤンマー-東北建機株式会社... TEL(022)259-7201
 ●ヤンマー-関東建機株式会社... TEL(03)3815-0700

●ヤンマー-中部建機株式会社... TEL(05679)5-5355
 ●ヤンマー-西日本建機株式会社... TEL(06)783-1121
 ●四国ヤンマー株式会社... TEL(087)874-9112
 ●ヤンマー-九州建機株式会社... TEL(092)474-3361

厚生年金基金加入で 豊かな老後設計を

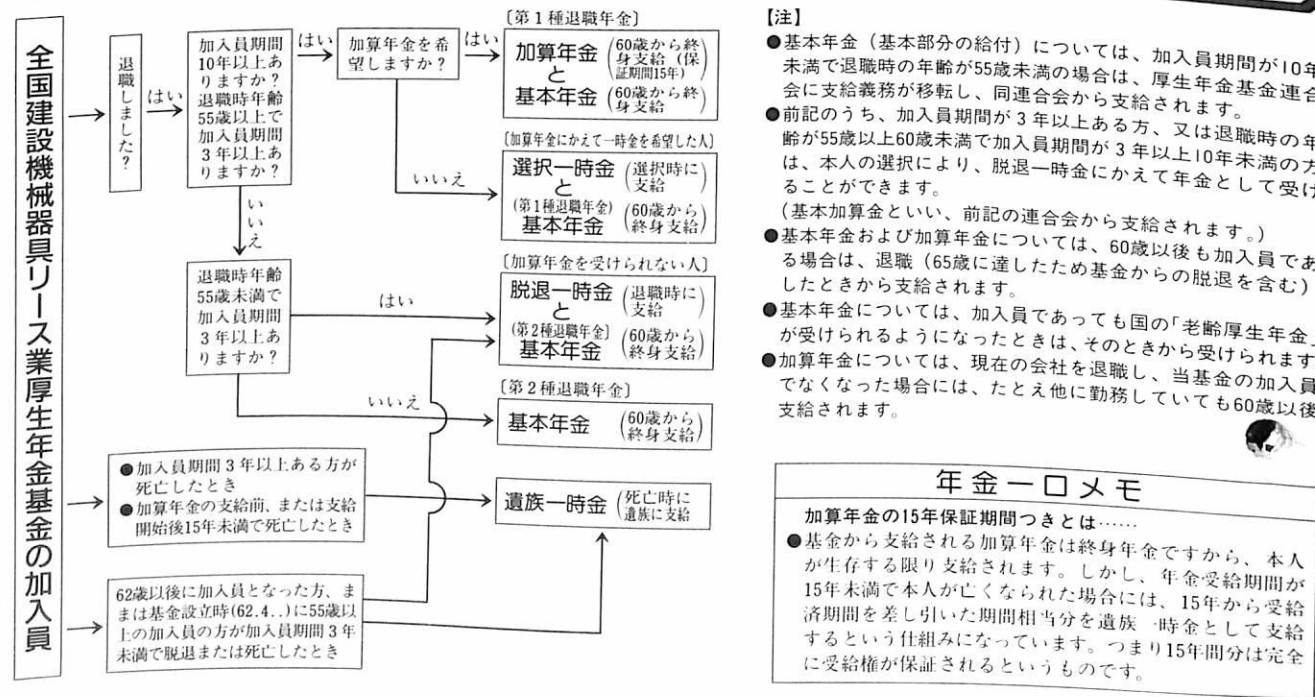
国の老齢年金部分より多い年金を受取るための制度です。人生80年時代に備え、国の年金と並んで老後生活を支える支柱として、加入される方々が年毎に増えております。



当基金では、年金、一時金の支払いのほか、各種福祉事業を行っております。
厚生年金基金についてのご質問、相談は下記までお問い合わせ下さい。

社員の皆様には
＝老後の安心を＝
企業にとっては
＝人材確保と繁栄を＝

あなたはこんな給付が受けられます



若者に、ジャストフィット。



フレッシュライフEダブルプラン(10年確定型)
5年ごと配当タイプ
Eシリーズ
NEXIOE
ユメエイジ
夢 age XXI
エクシイ

- 5年ごと配当タイプですので、割安な保険料で大きな安心を保障します。
- 「レジャー保障特約」を付加することにより、スポーツ・旅行中の事故、交通事故によるケガのとき、入院・通院から特定のケガ（骨折・関節脱臼・腱の断裂）の治療までしっかり保障します。
- 当面の必要資金としての一時金と残されたご家族の生活資金としてその後10年間にわたり収入保障年金をお支払いします。
- ご契約年齢15歳から29歳までの方の商品です。

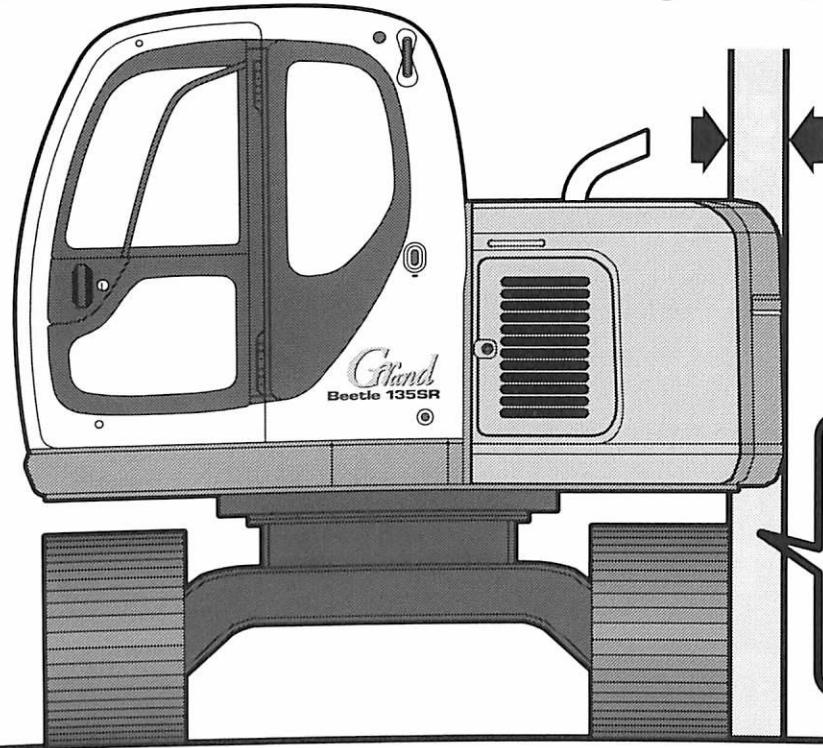
全国建設機械器具リース業厚生年金基金

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 2-7-5
明治生命飯田橋ビル 5階
TEL 03 (3230) 3871~2

夢の挑戦!
Kobelco 21

KOBELCO

すなわち、本流。



はみ出し量
23トン
でも
12.5cm。
60SR : 0 cm
115SR : 14 cm
135SR : 18 cm
235SR : 12.5cm

各クラス最小に後端車幅はみ出し量を抑えた
本格後方小旋回ショベル、グランビートルシリーズ。

従来機の改良ではなく全く新たに開発されたグランビートル。
いま4機種ラインナップが堂々完成。
後方小旋回機でありながら、安定性や作業性、居住性など
従来型標準機に劣らない高い基本性能を有する、次代の本流ショベルです。



後方小旋回ショベル グランビートル

Grand
Beetle

60SR ● バケット容量 : 0.28 m³ ● 運転質量 : 6,700 kg
115SR ● バケット容量 : 0.45 m³ ● 運転質量 : 11,800 kg
135SR ● バケット容量 : 0.5 m³ ● 運転質量 : 13,400 kg
235SR ● バケット容量 : 0.8 m³ ● 運転質量 : 23,200 kg

主な特長 ● 狭所対応、安全確保、稼働率アップ、修繕費低減などメリット多彩な後方小旋回機能。● ゆとりある運転空間の新設計コンフォートキャブを搭載。● 従来型標準機同等の安定性、パワーとスピード、作動範囲を実現。● 日常点検、レンタル整備、重整備とレベルを考慮したメンテナンス性。● 優れた汎用性で各種アタッチメントの取り付けが容易。● 建設省直轄工事に使える排ガス対策機に指定。● 新測定基準による低騒音型建設機械に指定。

お問い合わせ、カタログご請求は下記までご連絡ください。

神鋼コベルコ建機 ショベル営業企画室

〒135-8381 東京都江東区東陽2丁目3番2号 ☎03-5634-4114

HITACHI



ぐ〜んと小さいヒップ。
ど〜んと大きい仕事。

作業性で、安定性で、標準機を超えたウルトラシリーズ。

悩める現場の救世主となった日本初の20tクラス後方小旋回機ウルトラ225に続いて、12tクラスのウルトラ135ことEX135USRが新登場。パワーやリーチ、キャブなどはEX120.5標準機と同じまま、本体リヤ部だけコンパクトにしました。

後端旋回半径はわずか1,690mmで、標準機に比べて440mmも縮小。EX60の1,750mmよりも小さくなっています。ウルトラ135は、12tクラスの現場をはじめ、狭い現場の都市土木工事、解体工事、林道開設や道路拡幅工事など、幅広い分野で作業効率アップとコスト低減を実現します。

パワフルな12t級。
ヒップは6t級以下!



後方小旋回機

NEW Landy V

EX135USR

● 運転質量 13,200kg
● 標準バケット容量 0.50m³ [旧JIS表示0.45m³]
● 後端旋回半径 1,690mm

日立建機

日立建機株式会社
東京都千代田区大手町2-6-2(日本ビル)
〒100-0004 ☎ダイヤルイン(03)3245-6361

10tクラスの現場で使える20tクラス
EX225USRも各地で好評稼働中!

● 運転質量 21,700kg (LCタイプ:22,500kg)
● 標準バケット容量 0.80m³ [旧JIS表示0.70m³]
● 後端旋回半径 2,000mm

「安全」と「使いやすさ」を カタチにしました。

重量物盛り替え作業用ミニクレーン

作業現場のニーズから誕生したミニクレーン。
安全・効率作業を実現する
アイチならではの機能が満載。



バツグンの機動力と操作性。
資材や機材類をパワフルに吊り上げます。

- ビル建設工事、下水道工事、地下鉄工事など、狭い空間でも機動性を発揮。走行微操作性もクラス最高です。
- 未整地の現場でも優れた走破性を発揮するクローラ式。吊り上げながらの走行も、安定して行えます。
- 4段ブームの採用により、地上揚程9.3m、作業半径8.6mのワイドな作業範囲を実現。さらにモーメントリミッター装置を搭載し、安全かつ最大限の作業半径を確保します。
- 車幅1.74m、全長4.03mのコンパクトサイズ。今まで人手に頼っていた現場に進入し、作業をこなします。
- 操作レバーの動作パターンが切換え可能（オプション）ですから、手慣れた操作感覚でオペレーションできます。

ミニクレーンFR-300

- 最大地上揚程=9.3m
- 最大作業半径=8.6m
- クレーン容量=2.9×1.55ton/m

製造元

株式会社 **アイチ** コーポレーション

営業本部 〒362-8550 埼玉県上尾市領家1152 ☎048(781)1144

販売代理店

ユアサ商事株式会社

YUASA TRADING CO., LTD.

本社 / 建設機械本部 東京都中央区日本橋大伝馬町13番10号 ☎03-3665-6571



電力および資源の節約で 地球環境に貢献します。

無駄を省いた運転の効率化で、電気代を約**30%**も削減できます。
部品の耐久性向上により、メンテナンス
パーツを約**50%**も削減できます。

※上記の数字は当社および社内測定試験の結果によるものです。また、使用条件・環境条件により異なる場合があります。

電極式自動運転タイプ

水位センサが運転のON/OFFを自動制御。
省エネと騒音防止を同時に実現します。

LB3-A型

機動性に優れた
コンパクトタイプ。

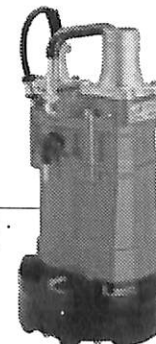
出力 0.25kW・0.48kW
吐出し口径 40mm~50mm



KTVE型

LB3-A型の上位機種で、
中形タイプとしています。

出力 0.75kW・1.5kW・
2.2kW・3.7kW・
5.5kW
吐出し口径 50mm~80mm



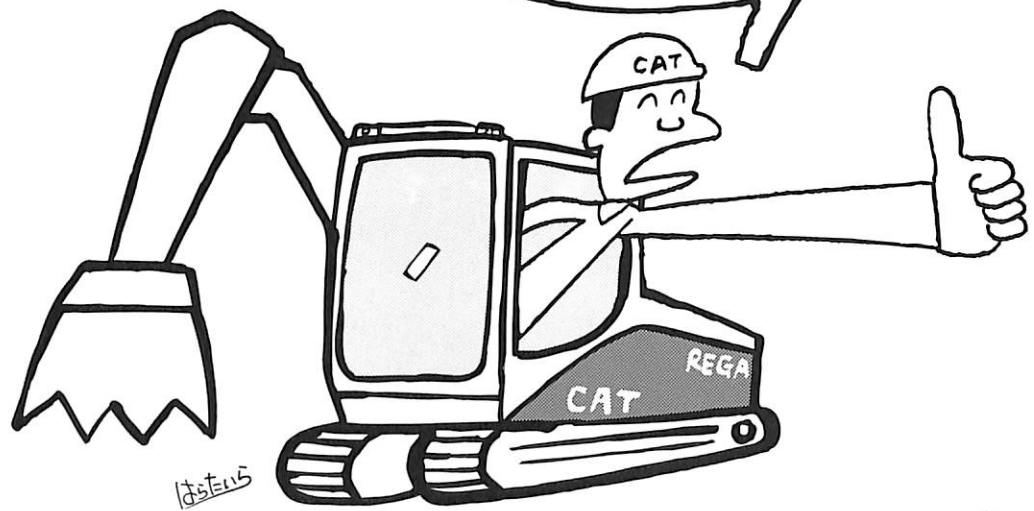
未来への流れをつくる技術のツルミ
株式会社 鶴見製作所

大田本店：〒538-8585 大阪市鶴見区鶴見4丁目16番40号 TEL (06)911-2351(代)
東京本社：〒110-0005 東京都台東区上野5-8-5 (CP10ビル) TEL (03)3833-9765(代)
京都工場：〒614-8163 京都府八幡市上奈良長池1-1 TEL (075)971-0831(代)
国内営業拠点69ヶ所。ツルミサービスセンター130ヶ所。海外拠点7ヶ所。

全国をくまなくネットする、迅速なサービスとアフターフォロー体制。

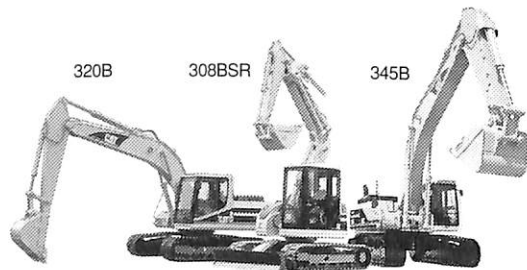
- | | | | |
|---|--|--|---|
| ●北海道支店 (011)731-8385
札幌 旭川 函館 帯広 | ●北関東支店 (048)688-5522
大宮 前橋 宇都宮 | ●北陸支店 (076)268-2761
金沢 福井 富山 | ●四国支店 (087)843-5133
高松 松山 徳島 |
| ●東北支店 (022)284-4107
仙台 山形 盛岡 郡山 青森 秋田 | ●新潟支店 (025)283-3363
新潟 長岡 | ●近畿支店 (06)911-2311
大阪 阪奈 滋賀 京都 神戸 姫路
北近畿 南大阪 和歌山 | ●九州支店 (092)623-6020
福岡 北九州 熊本 鹿児島 沖縄
大分 長崎 宮崎 |
| ●東京支店 (03)3833-0331
東京建機第一 東京建機第二 東京設備
東京産機 千葉 水戸 横浜 長野 | ●中部支店 (052)481-8181
名古屋 四日市 岐阜 静岡 浜松 沼津 | ●中国支店 (082)923-5171
広島 米子 岡山 山口 | ■海外 アメリカ・ドイツ・香港・タイ
シンガポール 台湾 台湾工場 |

だんぜん
レガだね!



評判実感!
レガだから、さらに腕が活きる。

- 流れるように、コントロール。
- 新コントロールシステム** ブーム・アーム・バケットの動き、旋回、走行、そしてそれらの連動が驚くほどスムーズ&パワフル。
 - 自分流の作業モード** 自由設定モードをはじめ、作業に応じて多彩なモード。
- ファーストクラスの快適さ。
- 大型プレスキャブ** スペースゆったり、視界広々の全二重構造大型プレスキャブ。
 - 業界初の防じんオートエアコン** 現場季節を問わず、快適作業。
 - サスペンションシート** CAT向け特別仕様の英国KAB社製シート、シートヒーターも業界初。
- 安全性も、CATならでは。
- ヘッドガードキャブ** 労安法の規格をクリアするヘッドガードキャブを標準装備。
 - 油圧ロックレバー** 油圧を中立にロックし、誤作動を防止。
- ◎装備はモデル・仕様によって異なります。



REGA
B SERIES EXCAVATOR

バケット容量0.28m³~3.2m³まで豊富なラインナップ!
※バケット容量 代表仕様は 新JIS表示です
307B/308BSR/311B/312B/313BSR/315B
320B / 322B / 325B / 330B / 345B / 350 / 375



【新キャタピラー三菱販売会社グループ】

北海道キャタピラー三菱販売株式会社 TEL(011)881-6612	北陸キャタピラー三菱販売株式会社 TEL(025)266-9181	四国 機器 株式会社 TEL(0878)36-0363
東北建設機械販売株式会社 TEL(0223)22-3111	東海キャタピラー三菱販売株式会社 TEL(0566)98-1113	四国建設機械販売株式会社 TEL(089)972-1481
東関東キャタピラー三菱販売株式会社 TEL(0471)33-2111	近畿キャタピラー三菱販売株式会社 TEL(0726)41-1125	九州建設機械販売株式会社 TEL(092)924-1211
西関東キャタピラー三菱販売株式会社 TEL(0426)42-1115	中国キャタピラー三菱販売株式会社 TEL(082)893-1112	牧港自動車株式会社 TEL(098)861-1131

CATERPILLAR、キャタピラー、及びCATはCaterpillar Inc.の登録商標です。REGAは、新キャタピラー三菱株式会社社の登録商標です。

**PROFESSIONAL
VERSION**

クボタ後方小旋回ミニバックホー

U-20
U-30
U-35
U-45

プロフェッショナルバージョン **新たに登場!**

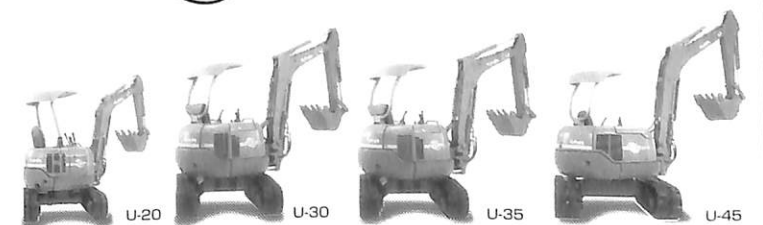


- 掘削性能が違います**
 - ブームバケット同時操作可能
 - アーム再生回路搭載(U-20)
- 乗り心地が違います**
 - 一体成形シート採用
 - 走行・旋回ショックレス機能搭載
- 環境への配慮が違います**
 - 排出ガス対策型エンジン搭載
 - 建設省超低騒音基準値をクリア
- 整備性が違います**
 - ドーザホース分割で交換が容易

基本性能をさらに高めた **U** シリーズ、ニューラインナップ



優れた性能で次世代の主役として活躍するUシリーズがさらに性能アップ。これまで以上にグレードアップした能力であらゆる作業現場を幅広くサポートします。



株式会社クボタ ●カタログのご請求、およびお問い合わせは、
 本社建設機械営業推進部 〒556-8601 大阪市浪速区敷津東1丁目2番47号 TEL.06(648)2103 FAX.06(648)3158

九州建設機械営業課 ☎092(606)3715	北海道クボタ建機(株) ☎011(377)5511	東北クボタ建機(株) ☎022(384)2144
(株)クボタ建機関東 ☎048(865)5181	中部クボタ建機(株) ☎0586(73)1235	(株)クボタ建機関西 ☎06(416)7611
中国クボタ建機(株) ☎0823(72)0233	四国クボタ建機(株) ☎0878(74)6565	

SAKAI®



TZ600
タイヤローラ
(キャノピタイプ)

RV60
ランマ



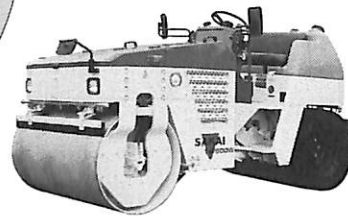
HV60ST

ハンドガイドローラ



TW500W-1

振動ローラ



PT310

アスファルトフィニッシャ



PC60

プレートコンパクタ



ER550F

ロードカッタ



SKW 酒井重工業株式会社

本社 〒105-0012 東京都港区芝大門1-4-8 浜松町清和ビル ☎(03) 3434-3401 (代)
札幌営業所 仙台営業所 北関東営業所 南関東営業所 名古屋営業所 北陸営業所
大阪営業所 広島営業所 四国営業所 福岡営業所 プロダクトサポート部 研修センター

道づくりは、
常にサカイの技術が
リードします。

なぜ、今、
安田火災が
注目されているのか。

社会が大きく変わっていく中で、保険会社はどうあるべきか。重要なのは、お客様にとって何が大切かを、いちばんに考えること。安田火災は、総合力に支えられた信頼を絆にして、お客様の生活に、人生に、しっかりと応えていこうと考えています。万一の事故をスムーズに解決するための、全国250以上のサービスセンターネットワーク。約5,000人の事故対応スタッフ。スピーディで丁寧な解決を目指します。また、保険自由化の進展の中で、ニーズに応える商品開発力。INAひまわり生命との提携による、生命保険事業への独自の取り組み。そして、全国約77,000の代理店。コンサルティングを通して、お客様ひとりひとりのライフステージに合わせた保険を提案していきます。新しい保険の時代、それは私たちが待ち望んでいた時代。私たちはこれからも、私たちのすべてを通して、お客様をサポートしていこうと考えています。これからも安田火災にご期待ください。

保険は、総合力で選ばれる時代へ。

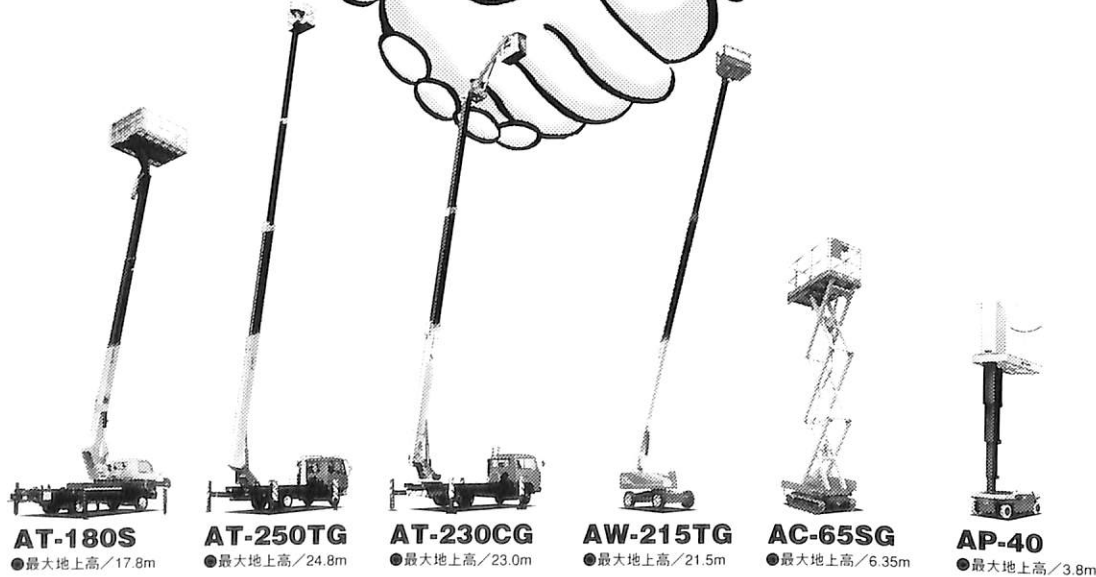
安田火災

TADANO

高所作業車はタダノ。

タダノは、 グッドパートナー。

機種が豊富で、高性能。タダノの高所作業車です。
高度な油圧技術と先進のコンピュータ技術の融合から生まれるタダノの高所作業車。卓越した安全性や作業性に加え、機種のラインアップも、あらゆる作業現場のニーズにお応えできるほどの充実ぶり。高所作業のグッドパートナーとして、多くの方から高い評価をいただいています。



AT-180S ●最大地上高/17.8m
AT-250TG ●最大地上高/24.8m
AT-230CG ●最大地上高/23.0m
AW-215TG ●最大地上高/21.5m
AC-65SG ●最大地上高/6.35m
AP-40 ●最大地上高/3.8m

株式会社 **タダノ** 本社/香川県高松市新田町甲34番地 TEL (087) 839-5555(代表)
 東京事務所/東京都墨田区亀沢2丁目4番12号タダノ両国ビル TEL (03)3621-7777(代表)

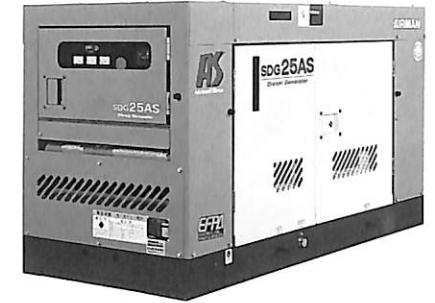
お問い合わせは…… 販売第3部(高松)087(839)5588 首都圏(東京)03(3621)7730 北海道(札幌)011(861)9030 東北(仙台)022(288)5550 北関東(水戸)0292(44)3051 関東(上尾)048(772)7777
 北陸(富山)0764(36)1555 名古屋0586(76)1181 大阪06(746)8731 四国(高松)087(839)5777 中国(広島)082(884)0255 九州(福岡)092(503)7821

エンジンコンプレッサ



アフタケータ仕様
PDS125SC

エンジン発電機



極超低騒音型
SDG25AS

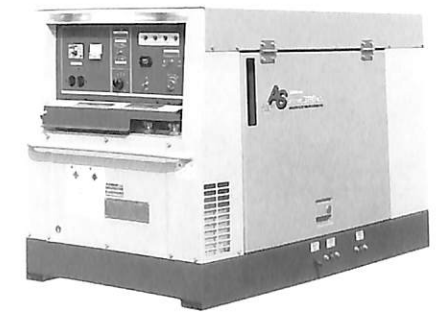
AIRMAN®

エアマンの製品が
 “まちの未来、くらしの未来。”
 をサポートします。



後方小旋回型
AX40u

ミニバックホー



極超低騒音型
PDW300AS

エンジン溶接機

主要製品●エンジンコンプレッサ●モータコンプレッサ●エンジン発電機●ミニバックホー●投光機●エンジン溶接機●振動ローラ

北越工業株式会社

東京本社: 〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-22-2 新宿サンエービル Tel(03)3348-7251 Fax(03)5322-8551
 大阪支店: 〒566-0055 大阪府摂津市新在家 2-32-13 Tel(06)349-3631 Fax(06)349-1141

ラクラク痛!! 勤・作業で、ぐーんと機能UP!!

コーエイ工専用モノレールKSシリーズ

(無人走行運搬機)

コーエイ乗用モノレール・KSTRシリーズ

地質調査のボーリング機材運搬、予防治山事業、電力の鉄塔建設工事等困難な自然条件を克服、高齢化と人手不足による作業効率低下の解消、運搬作業の合理化に最適の機材です。



KS-302型 (乗用仕様 KSTR-302型)
(700kg積)30°



KS-307B型
(1.5t積)35°

- ①フェイルセーフを基本にした安全機構
- ②エンジンブレーキを自在に活用出来る手動スロットル装置付(OPT)
- ③傾斜地用に開発された余裕のディーゼルエンジン
- ④ショックのない発進停止機構
- ⑤バンパー自動停止装置を取り入れ、軌道上のトラブルも即対応。
- ⑥バッテリー水平維持装置、駆動輪自動給油方式等々の標準装置、オプション機構を有し、使う立場にたった設計思想で、安全性・操作性及びメンテナンス性の向上で、どなたでも安心して使用出来る機械となっています。

急傾斜地専用開発したディーゼルエンジン(オイルパン特注)

山越え、谷越えに、充分対応できる内部機構を備えた本機搭載用に開発したディーゼルエンジンです。従来の2サイクルエンジンの欠点をすべて解消しました。始動はセルスターター式と、リスターター式併用で燃費も経済的です。ヒーター付ですので寒冷地でも始動がスムーズです。



KS-306A型
(1.5~4.0t積)30°

降坂速度制御(傾斜センサー)によるオーバーランの防止。本機は、誤動作では作動しません。また、配線・配管が断裂すると走行停止、衝突時には自動停止します。その他、自動給油装置(走行時)発進・停止のワンタッチ操作、速度ランプ表示。

土木事業の省力化に奉仕する

光永産業株式会社

本社 〒799-3102 愛媛県伊予市宮下96-1 TEL(089)983-1414代 FAX(089)983-1416
 関東営業所 TEL(0495)72-6830 九州営業所 TEL(0964)23-0169
 資材センター 全国23ヶ所

ユーザーニーズをベースに 多彩な技術を発想します。

静かな発電機 13KVA~800KVA

NESシリーズ

小型発電機 550W~3000W

SGD3000N
定格出力 2700W / 50Hz
3000W / 60Hz

SGL2200-II
定格出力 2050W / 50Hz
2200W / 60Hz

エンジンウエルダー
日車ニューアークシリーズ

EDW-300S EDW-300SW

EGW-150SKI

投光機
防音型空冷ディーゼル発電機標準装備

●SGU425W-II/426W-II

●SGU445W-II/446W-II

総代理店

にちゆう **日熊工機株式会社**
建設機械部

本社 〒460-0008 名古屋市中区栄3-2-7 丸善ビル5階 TEL(052)261-1431 FAX(052)264-1894

製造元

日本車輛製造株式会社
機電本部

■本部(岐阜製作所) 〒458-8502 名古屋市長区瑞穂町字榎長80 TEL(052)623-3311代 ●電機部業務 TEL(052)623-3320 FAX(052)264-1894

新たな時代の始動。

時代と共に歩み続けてきたコマツから、来たる21世紀に向けての新たなカタチ

advance

NRRO

NEW ROUND OPERATION

21世紀の標準機 アバンセニューロ

今、時代の声求めるカタチ。それがここにあります。

「4つの先進性」で新しい作業環境を創造します。

- 安全・安心の後方小旋回
- 21世紀標準機をめざした安定性と作業スピード
- 環境規制をクリア (排出ガス対策エンジン搭載・低騒音新基準値クリア)
- 21世紀標準機をめざした居住空間

「ニューロ」と呼んでください。コマツから21世紀の標準機。



PC228US



PC30UU



PC30MR

後方小旋回油圧ショベル MR・USシリーズ
超小旋回油圧ショベル UUシリーズ
バケット容量 0.066~0.8m³(新JIS)クラス